

# 第5次 長崎県廃棄物処理計画

～ ゴミゼロながさき推進計画 ～



長 崎 県  
令和3年3月





## はじめに

本県では、循環型社会形成のため、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理の推進に関する施策を総合的に実施しておりますが、近年、地球規模でのプラスチックごみによる海洋汚染や食品ロス的大量発生など新たな課題が顕在化しており、対策が求められています。

今回、こうした課題を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、令和3年度を始期とする新たな「第5次長崎県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」並びに「第4次長崎県環境基本計画」との整合を図り、前計画を継承し目指す将来像を「ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」と決めました。また、この将来像を実現するために、引き続き「廃棄物発生量の最小化」、「環境を考えた処理体系の構築」及び「県民のゴミゼロ意識の確立」という3つの基本目標や数値目標を設定するとともに、県民、事業者、NPO、大学及び行政などのあらゆる主体が連携・協働しながら循環型社会の形成を推進することとしています。

県民や事業者はじめ関係皆様におかれましては、循環型社会の形成に向け、地域を担うひとりとしてご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました長崎県環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

長崎県知事 中村 法道

# 第5次長崎県廃棄物処理計画

～ ゴミゼロながさき推進計画～

## [ 目 次 ]

### 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間、目標年次	4

### 第2章 現状と課題

1 一般廃棄物の現状と課題	6
(1) ごみの排出状況	7
(2) 再生利用状況	11
(3) 中間処理状況	13
(4) 最終処分状況	15
(5) ごみ処理事業経費	16
(6) ごみ処理施設の状況	17
(7) し尿処理の状況	19
(8) し尿処理施設の状況	20
2 産業廃棄物の現状と課題	21
(1) 排出状況	21
(2) 処理・処分状況	25
(3) 再生利用・最終処分状況	29
(4) 処理体制の状況	32
(5) 再生利用等の目標達成状況	35
3 適正処理の現状と課題	37
(1) 適正処理の状況	37
(2) 不法投棄の状況	39

### 第3章 廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	44
(1) 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測	44
(2) 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測	46
(3) し尿等の排出量及び処理量の将来予測	47
2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	48
(1) 年間排出量の将来予測	48
(2) 処理量の将来予測	52

第4章	目標の設定	
1	長崎県の目指す将来像と基本目標	54
	(1) 将来像	54
	(2) 基本目標	55
2	一般廃棄物の数値目標	57
3	産業廃棄物の数値目標	60
4	数値目標を達成するための重点的な取組方針	63
第5章	目標達成のための取組	
1	「ゴミゼロながさき」実現のための取組方針	66
	(1) 持続可能な社会に向けた統合的取組の推進	66
	(2) 地域循環共生圏形成に向けた取組の推進	67
	(3) SDGs の推進	68
	(4) 「ゴミゼロながさき」実現のための取組体系	70
2	廃棄物発生量の最小化への取組	71
	(1) 発生・排出抑制（リフューズ・リデュース）の推進	72
	(2) 再使用（リユース）の推進	74
	(3) 再生利用（リサイクル）の推進	76
3	環境を考えた処理体系の構築への取組	83
	(1) 一般廃棄物の適正処理の推進	83
	(2) 産業廃棄物の適正処理の推進	89
	(3) 各主体による適正処理の推進	99
	(4) 海岸漂着物対策の推進	104
	(5) 散乱ごみ対策の推進	106
	(6) 食品ロス対策の推進	108
	(7) ごみ処理広域化の推進	109
4	県民のゴミゼロ意識の確立への取組	112
	(1) 環境教育の推進	112
	(2) ネットワーク形成の推進	116
	(3) 情報提供・県民参加の推進	117
第6章	計画の推進	
1	計画の推進	120
2	計画の進捗管理と見直し	122
資 料		123

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

本県では、循環型社会の形成推進を図るため、本県の目指す将来像を、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、平成28年3月に第4次長崎県廃棄物処理計画（以下「前計画」という。）を策定し、県内における廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理の推進に関する施策を実施してきました。

「ゴミゼロながさき」とは、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用や熱回収を推進することで、まだ使えるものや資源として活用できるものが、ゴミとして捨てられることのない循環型社会の長崎県を表しています。

前計画のうち廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用に係る取組として、一般廃棄物に関しては、県民、事業者、NPO、大学、行政などの代表者から構成される「ながさき環境県民会議」において、「ゴミゼロながさき」を推進するための「ゴミゼロながさき実践計画」を策定し、計340の具体的な実践行動を設定したゴミゼロ県民運動などを展開しています。

また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者等への定期的な立入検査や不法投棄パトロールを実施するとともに、不適正な処理を行った事業者への厳正な指導・処分を行うことで、廃棄物の適正処理を推進してきたところです。

これらの取組により、廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用などについては一定の効果がありましたが、廃棄物の再生利用率などは全国と比べて低い水準で推移しており、「ゴミゼロながさき」の実現に向け、各主体がさらに取組を強化する必要があります。

一方で、ごみ焼却施設における熱回収の実施など、循環型社会の形成推進においては、地球温暖化や異常気象、レアメタルなどに代表される資源の枯渇や海洋プラスチックごみによる汚染の問題への対応も必要となっており、脱炭素社会や自然共生社会に配慮した取組を実施しなければなりません。

特に、リサイクルの分野では、運搬による環境負荷を低減しつつ、循環資源をより有効に活用するために、地域のものは可能な限り地域で循環させる仕組み作りが必要となります。

こうした状況を踏まえ、前計画を見直し、令和7年度を目標年度とする新たな第5次廃棄物処理計画を策定しました。本計画は、県内で発生する廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を推進するために必要な目標や施策等を定めるとともに、県内における循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すもので、県民、事業者、NPO、大学、行政など全ての主体が協働・連携していくための指針となるものです。

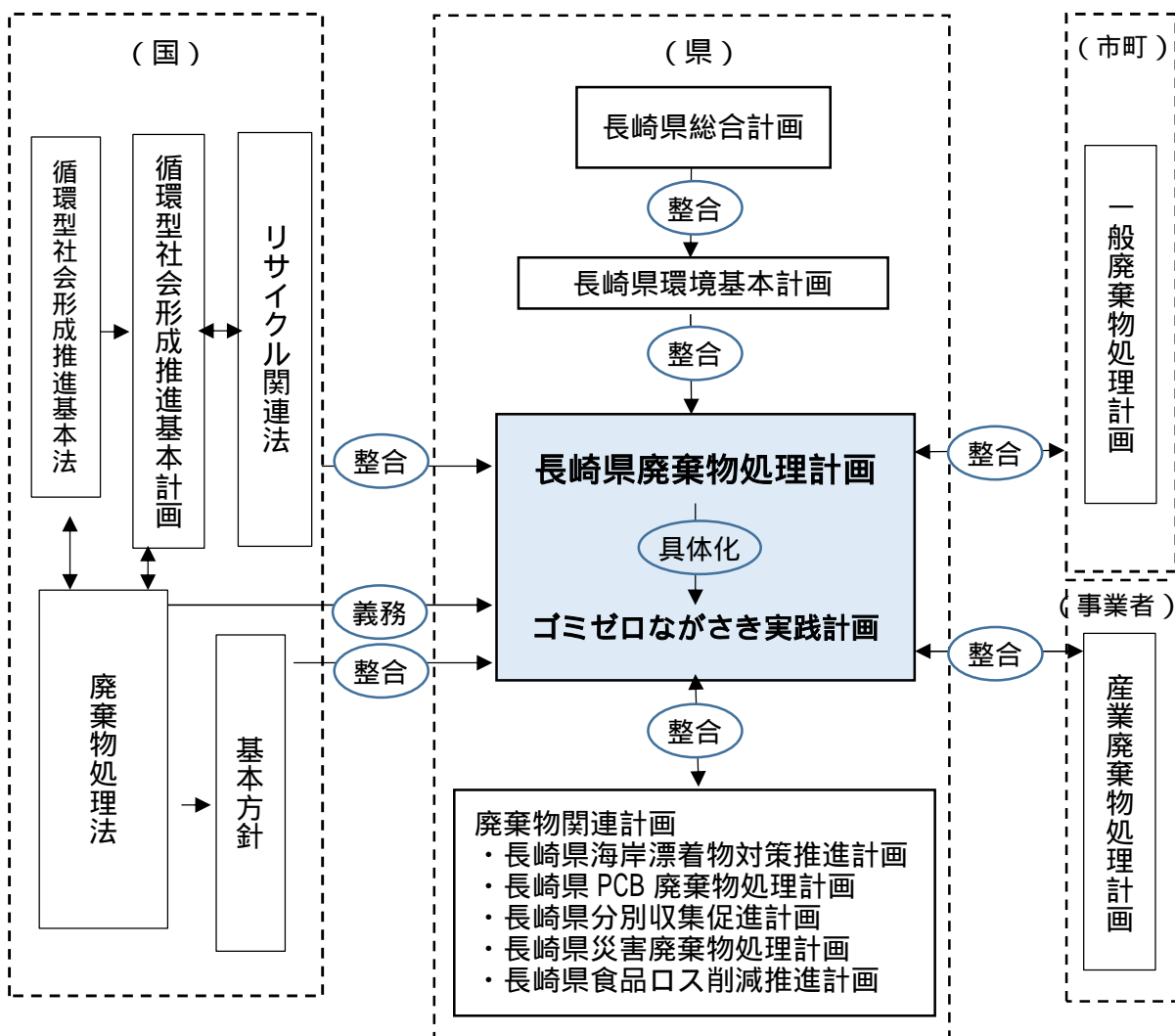
## 2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の発生抑制、循環的利用促進、確実な適正処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会の形成を推進するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第1項の規定により知事が定めた廃棄物処理計画です。

計画の策定にあたっては、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に沿い、リサイクル関連各法とも整合を取り、平成28年3月に策定した前廃棄物処理計画の検証、見直し結果を反映させました。

また、「長崎県総合計画」や「長崎県環境基本計画」などの上位計画や廃棄物処理に関連する各種計画とも整合を図っています。

併せて、市町が定める一般廃棄物処理計画や、多量排出事業者が定める産業廃棄物処理計画を策定するにあたっての指針となるものです。





### 3 計画の期間、目標年次

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年間とし、令和7年度を目標年次とします。

廃棄物処理計画に関する事項

前計画の計画期間	平成28年度	H29.2 ゴミゼロながさき実践計画の見直し
	29年度	H29.6 改正廃棄物処理法の公布
	30年度	H30.6 第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定 長崎県ごみ処理広域化計画の目標年次
	令和元年度	R1.5 食品ロスの削減の推進に関する法律の公布
	令和2年度	<u>前計画の目標年次</u> R3.3 第五次長崎県環境基本計画の策定 長崎県食品ロス削減推進計画の策定
本計画の計画期間	令和3年度	ゴミゼロながさき実践計画の見直し
	4年度	
	5年度	
	6年度	
	7年度	<u>本計画の目標年次</u> 長崎県環境基本計画の目標年次

第2章 現状と課題

## 1 一般廃棄物の現状と課題

「長崎県ごみ処理広域化計画（平成21年7月改訂）」では、以下のような広域ブロックを定めています。

本計画では、県全体の現状とあわせて、この広域ブロックに沿った現状の把握も行い、目標を定めます。

### 広域ブロック

ブロック名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	構成市町
長崎・西彼 (2市2町)	509,203	697.07	730	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北 (3市4町)	348,023	991.83	351	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町 川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南 (5市)	357,852	935.84	382	島原市、諫早市、大村市、雲仙市 南島原市
下五島 (1市)	34,960	420.04	83	五島市
上五島 (2町)	20,324	239.47	85	小値賀町、新上五島町
壱岐 (1市)	25,506	139.42	183	壱岐市
対馬 (1市)	29,337	708.63	41	対馬市

人口及び面積は令和元年10月1日現在のもの。

出典「長崎県異動人口調査」

## (1) ごみの排出状況

### 現状

令和元年度におけるごみ排出量は47万9千トンです。平成25年度以降ごみ排出量は減少傾向で推移してきましたが、平成30年度に比べ約2千トン増加しました。

「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の3ブロックでごみ排出量全体の約9割を占めています。

1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均と比較すると40グラム多い値(平成30年度：全国平均918g/人・日、長崎県958g/人・日)となっており、都道府県別で長崎県は第29位となっています。

令和元年度における事業系ごみの1人1日あたりのごみ排出量は、近年外国人訪日観光客の増加等に伴い、観光業や飲食業からの排出が増加しているため、全国よりも高い水準にあります。一方、生活系ごみにおける1人1日あたりのごみ排出量は全国よりも低い水準で推移してきましたが、平成28年度以降増加傾向にあります。

### 課題

事業系ごみにおいては、食品ロスの削減、食材の使い切り、生ごみの水切りの推進など、各事業所においてできる取組を徹底し、排出量を削減する必要があります。

生活系ごみにおいては、近年1人1日あたりのごみ排出量が増加傾向で推移していることから、循環型社会の構築を推進し、食品ロスの削減や生ごみの水切り・堆肥化といったことだけでなく、ライフスタイル全般の見直しにより排出量を削減する必要があります。

紙類の再生利用率が低いことから、雑紙等の紙類が可燃ごみとして相当数排出されていると考えられ、それらを削減する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、飲食物のテイクアウト利用の拡大により、家庭ごみとして排出される使い捨ての容器包装資材の増加や古布類のリサイクル事業への影響などが今後懸念されています。

### (用語の定義)

事業系ごみ：事業活動に伴って排出されるごみ。紙ごみや食堂などから出る食べ残しなど

生活系ごみ：家庭から排出されるごみ

ごみ排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

計画収集量：市町等によって収集されたごみ量

直接搬入量：住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量

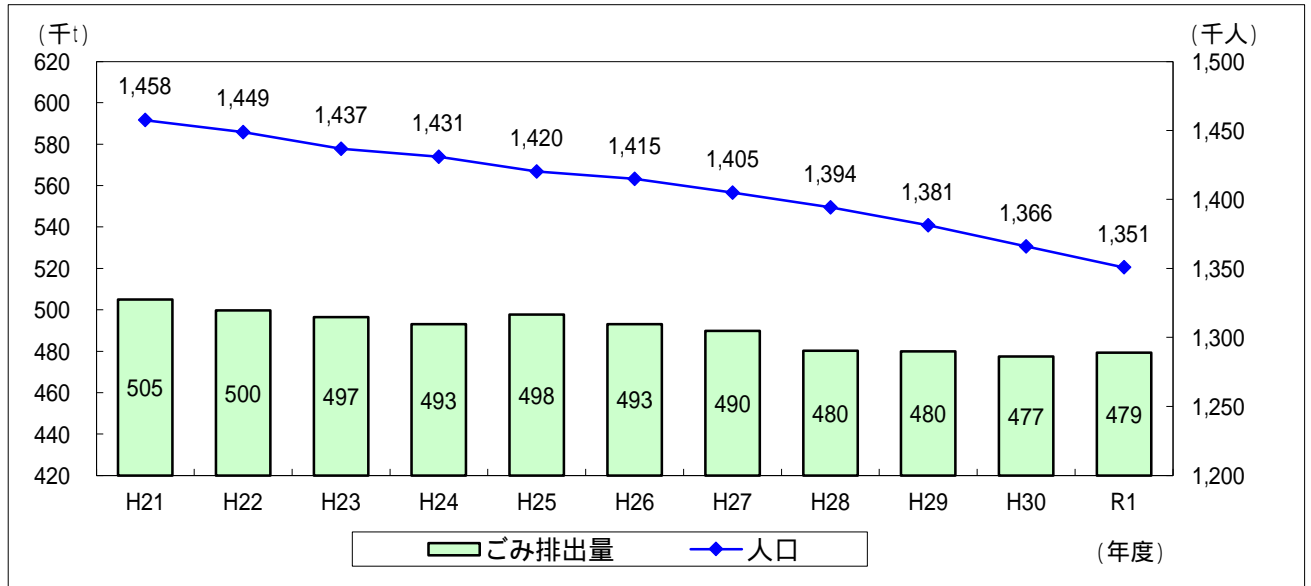
集団回収量：自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量

1人1日あたりのごみ排出量

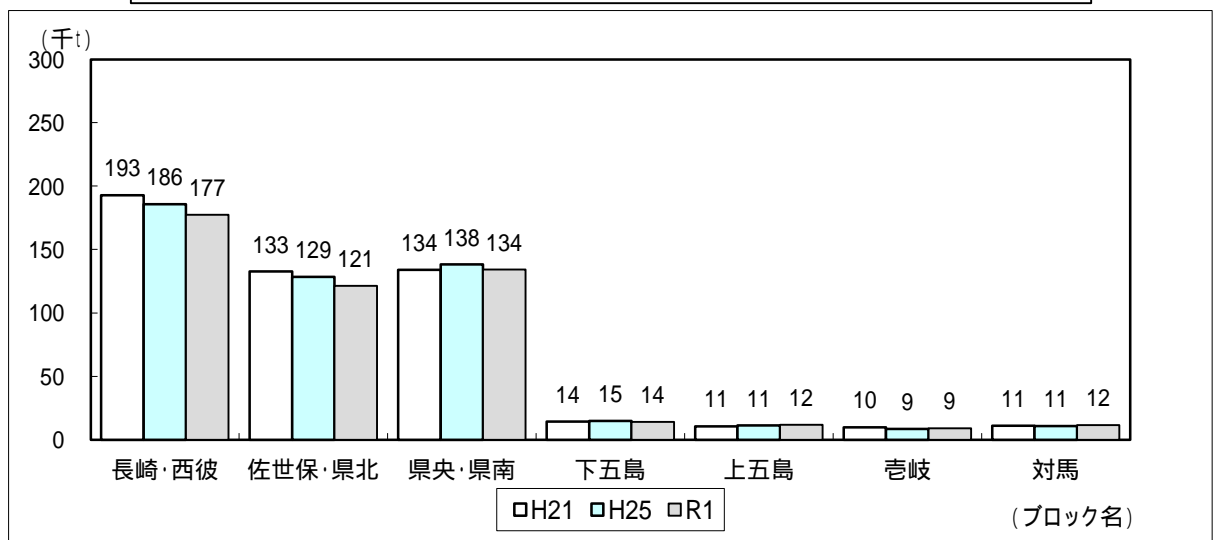
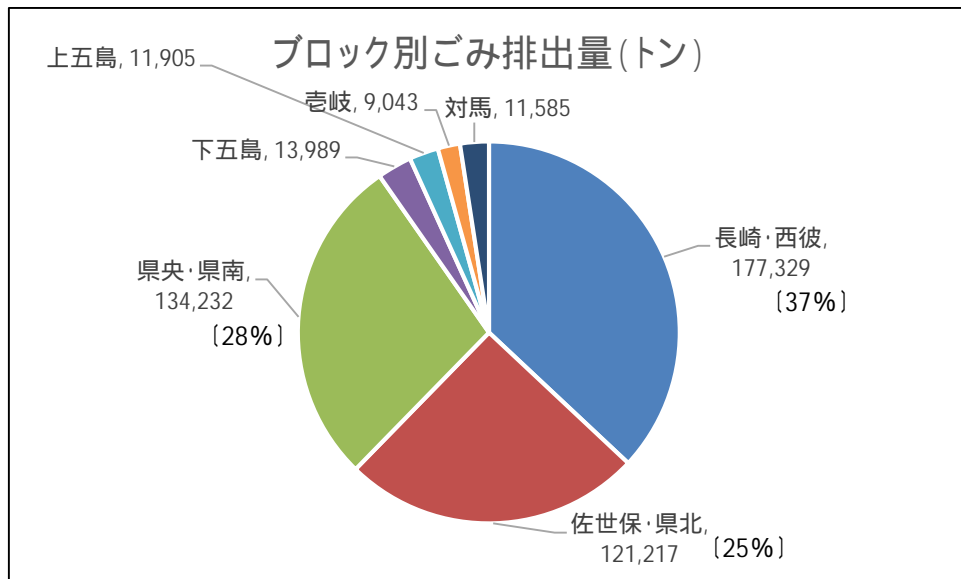
= ごみ排出量 ÷ ごみ収集を行っている区域の人口 ÷ 年間日数

( 人口：各年度10月1日時点の住民基本台帳人口 )

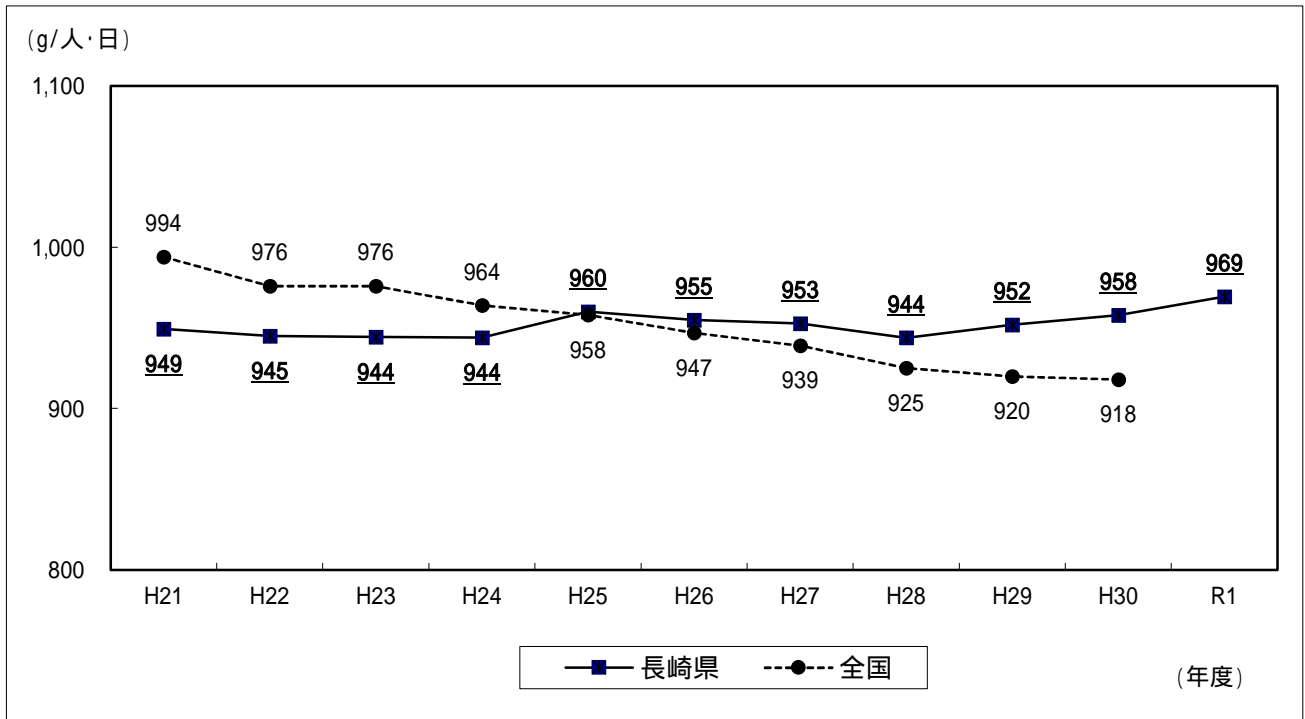
第2章 現状と課題



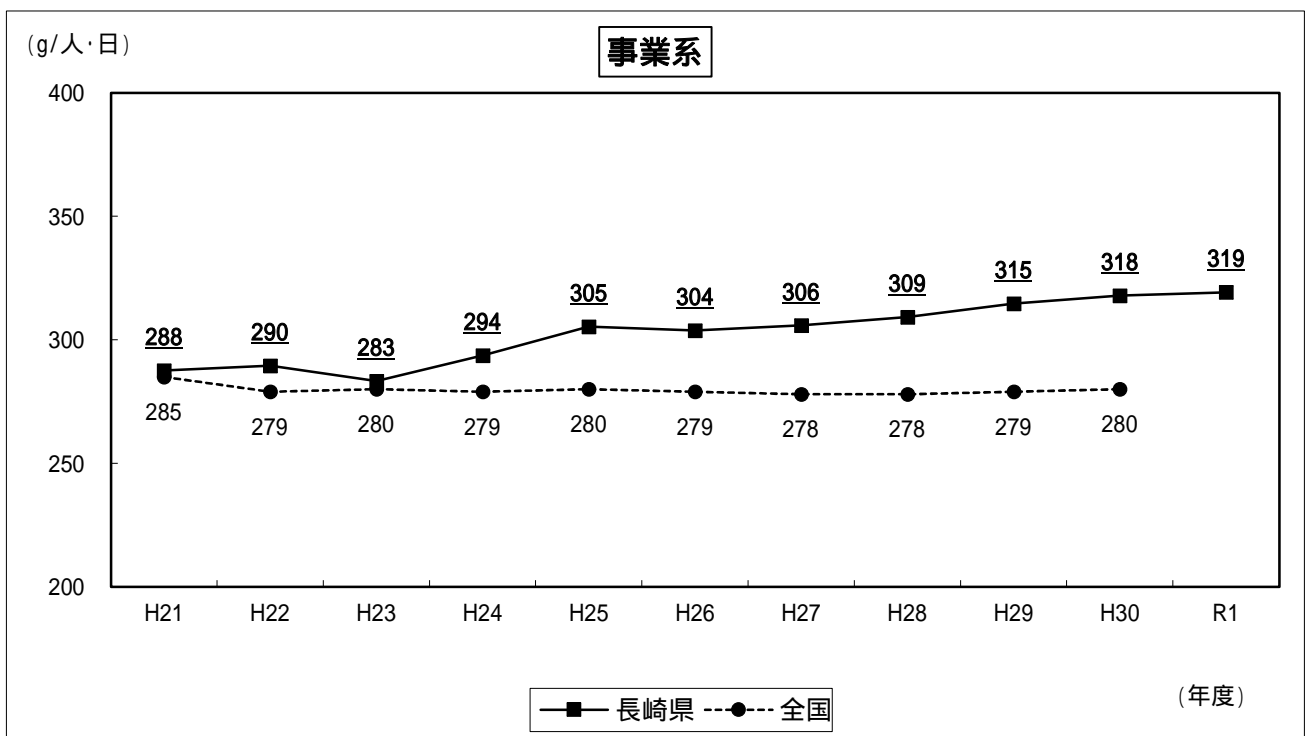
図表 2-1-1 長崎県のごみ排出量及び人口の推移



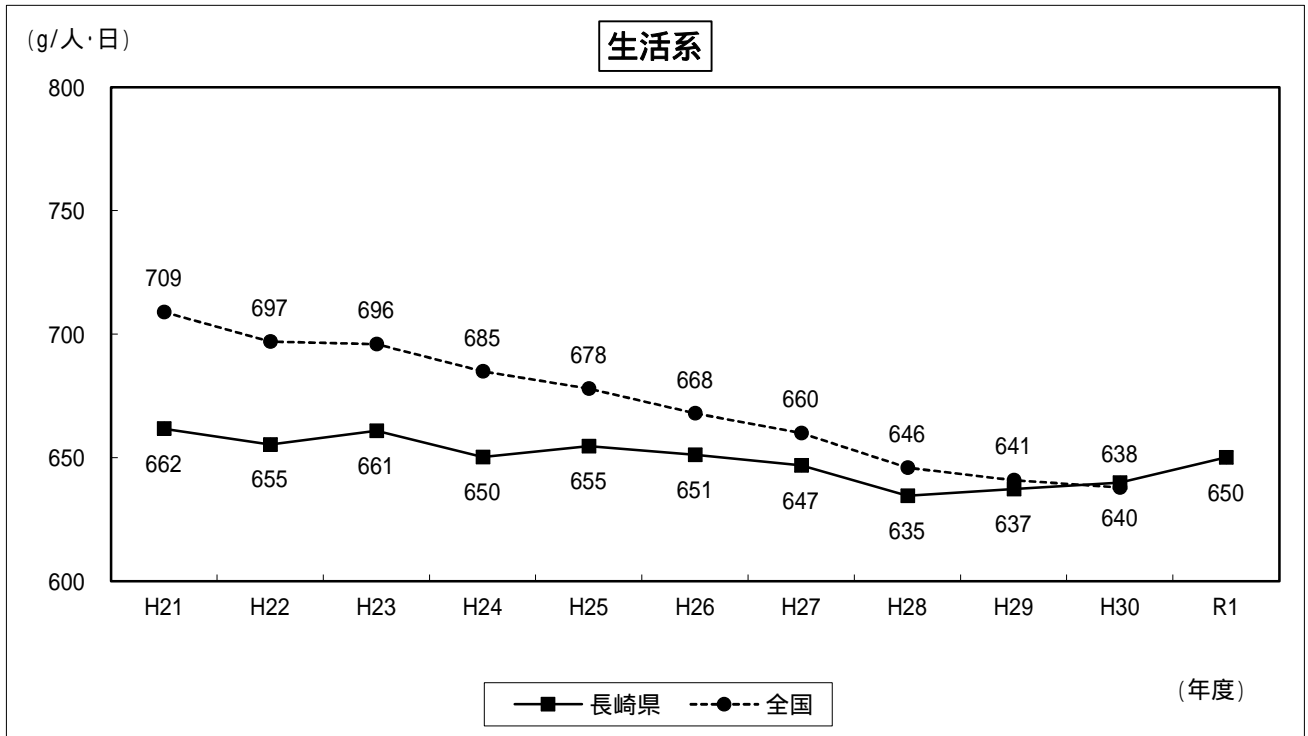
図表 2-1-2 ブロック別ごみ排出量(総量)の比較



図表 2-1-3 1人1日あたりのごみ排出量の推移



図表 2-1-4 1人1日あたりの事業系ごみ排出量の推移



図表 2-1-5 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の推移

図表 2-1-6 ごみ排出量の内訳

(単位：トン)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画収 集量	可燃ごみ	337,710	333,653	342,767	337,875	338,405
	不燃ごみ	21,279	18,473	17,228	17,381	16,992
	資源ごみ	37,205	35,685	34,208	33,447	32,722
	粗大ごみ	1,628	1,565	1,621	1,882	1,905
	その他	441	476	539	464	450
	小計	398,263	389,852	396,363	391,049	390,474
直接搬入量		72,796	72,887	67,046	70,851	74,296
計		471,059	462,739	463,409	461,900	464,770
内訳	(生活系ごみ)	313,826	305,378	304,781	303,391	306,900
	(事業系ごみ)	157,233	157,361	158,628	158,509	157,870
集団回収量		18,764	17,561	16,511	15,599	14,530
合計		489,823	480,300	479,920	477,499	479,300

## (2) 再生利用状況

### 現状

令和元年度における再生利用率は15.8%であり、近年ほぼ横ばいの傾向となっており、平成30年度値(14.9%)と比較すると、全国値(19.9%)と比べ5.0ポイント低い値となっています。

再生利用率を品目ごとに全国値と比較すると、その差が大きいのは紙類となっています。

令和元年度における再生利用率をブロック別に見ると、「**徳島**」、「**佐世保・県北**」、「**長崎・西彼**」、「**下五島**」の順に再生利用率が高く、「**徳島**」、「**佐世保・県北**」は県の値を上回っていますが、他のブロックは県の値を下回っています。

### 課題

全国平均と比べて再生利用率が低く、継続して横ばいから低下傾向で推移しているため、再生利用率向上に向けて施策の見直し検討の必要があります。

再生利用率が全国と比べて低い品目である紙類の再資源化を推進する必要があります。また、市町が関与していない紙類のリサイクル業者が行っている再資源化についても、推進する必要があります。

### (用語の定義)

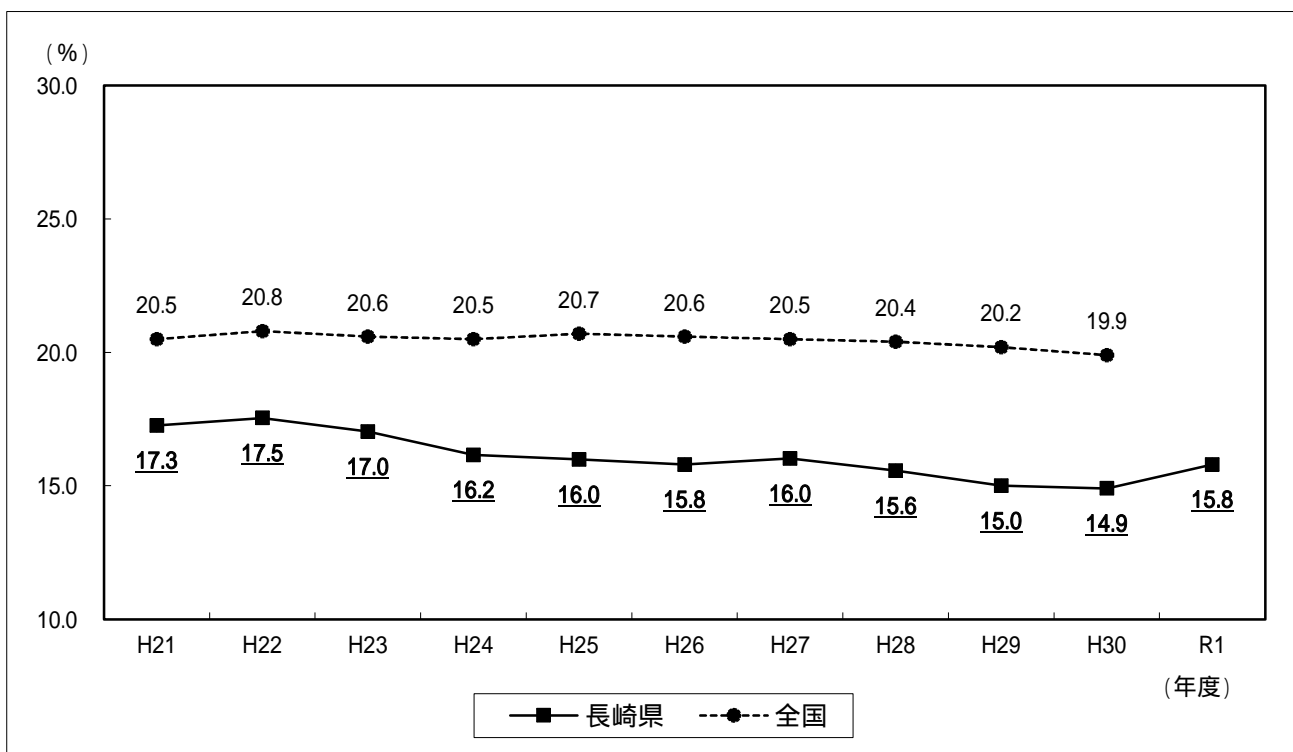
再生利用率 = (資源化量 ÷ ごみ排出量) × 100

資源化量 = 施設資源化量 + 直接資源化量 + 集団回収量

施設資源化量：リサイクル施設における分別や焼却施設におけるスラグ化等により資源化された量

直接資源化量：市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量

集団回収量：市民団体や自治会等による収集において、市町が用具の貸出、補助金等の交付等により関与している団体回収量



図表 2-1-7 再生利用率の推移

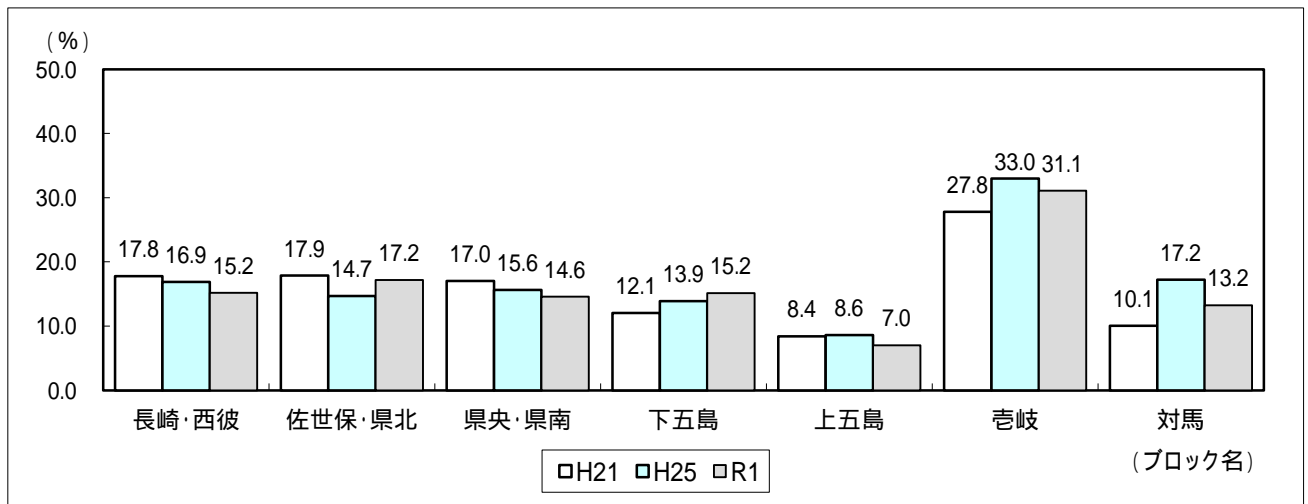


第2章 現状と課題

図表 2-1-8 再生利用率の全国との比較（平成 30 年度実績）

項目	重量		再生利用率 (%)		
	全国(千トン)	長崎県(トン)	全国	長崎県	全国との差
ごみ処理量 + 集団回収量	42,833	476,086	-	-	-
資源化量	8,541	71,169	19.9	14.9	-5.0
(内訳)	(資源化量内訳)		(再生利用率内訳)		
紙類(紙パック、紙製容器包装を除く)	3,423	23,859	8.0	5.0	-3.0
紙パック、紙製容器包装	137	606	0.3	0.1	-0.2
容器包装プラスチック等	718	6,437	1.7	1.4	-0.3
ペットボトル	314	3,546	0.7	0.7	0.0
ガラス類	731	8,758	1.7	1.8	0.1
金属類	839	8,981	2.0	1.9	-0.1
布類	187	616	0.4	0.1	-0.3
ごみ焼却施設から排出される灰の再生利用に関するもの(溶融スラグ化、セメント原料化、固形燃料化等)	1,332	13,075	3.1	2.7	-0.4
その他	859	5,291	2.0	1.1	-0.9

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。



図表 2-1-9 ブロック別再生利用率の比較

図表 2-1-10 ブロック別再生利用率の比較内訳（令和元年度）

(単位：%)

	長崎・西彼	佐世保・県北	県央・県南	下五島	上五島	壱岐	対馬
施設資源化量	11.1	11.6	11.1	14.9	7.0	9.7	8.9
直接資源化量	0.6	1.5	0.9	0.0	0.0	21.4	4.3
集団回収	3.4	4.0	2.6	0.2	0.0	0.0	0.0
計	15.2	17.2	14.6	15.2	7.0	31.1	13.2

### (3) 中間処理状況

<p><b>現状</b></p> <p>令和元年度の中間処理量は45万2千トンで、そのうち焼却施設(直接焼却)によるものが40万2千トン、粗大ごみ処理施設によるものが6千トン、資源化等を行う施設によるものが3万5千トン、直接資源化によるものが7千トンとなっています。</p> <p>焼却に伴い排出されるダイオキシン類の量は、令和元年度で0.43g-TEQ/年であり、ごみの減量化やごみ処理施設の広域化及び高度化等により低い水準で推移しています。</p> <p><b>課題</b></p> <p>ダイオキシン類の発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったごみ焼却施設の整備のほか、不燃物、プラスチック等の再資源化施設等の整備により、廃棄物の再生利用や減量化の促進につながる適切な中間処理を推進する必要があります。</p> <p>ダイオキシン類対策を継続していくとともに、引き続きごみの減量化やごみ処理施設の広域化などを進める必要があります。</p>
--

(用語の説明)

TEQ : Toxicity Equivalency Quantity (毒性等量)

ダイオキシン類は複雑な同族体や異性体の混合物であり、それぞれ毒性の強さが異なるため、この中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性を1として、それぞれの異性体の毒性をこれに換算して合計したもの

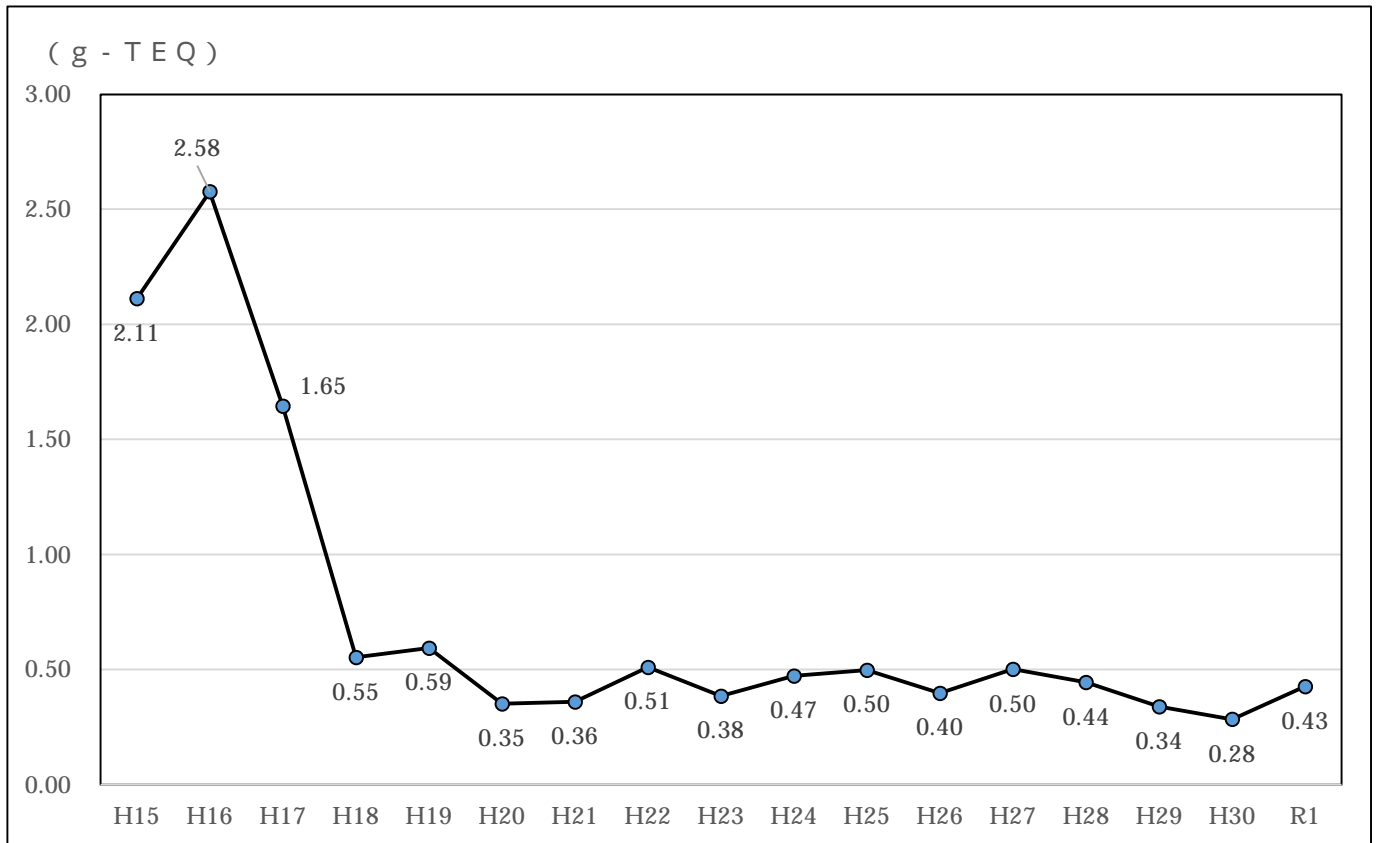
同族体 : 化学的性質が互いに類似した一連の有機化合物

異性体 : 同じ分子式でありながら、化学的に区別される化合物

図表 2-1-11 ごみ処理区分別の処理量の内訳

(単位: トン)

年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度			
	処理量	割合 (%)	処理量	割合 (%)	処理量	割合 (%)	処理量	割合 (%)	処理量	割合 (%)		
中間 処理 量	焼却施設(直接焼却)	402,156	85.5	398,326	86.2	400,939	86.9	399,440	86.7	401,584	87.1	
	焼却 以外 の 中間 処理	粗大ごみ処理施設	4,884	1.0	5,416	1.2	5,547	1.2	5,975	1.3	5,930	1.3
		資源化等を行う施設	41,891	8.9	39,789	8.6	37,949	8.2	37,271	8.1	35,435	7.7
		直接資源化	6,219	1.3	5,936	1.3	6,097	1.3	6,645	1.4	6,509	1.4
		その他の施設	787	0.2	852	0.2	846	0.2	1,276	0.3	2,139	0.5
		小計	53,781	11.4	51,993	11.3	50,439	10.9	51,167	11.1	50,013	10.8
計	455,937	96.9	450,319	97.5	451,378	97.9	450,607	97.9	451,597	97.9		
直接最終処分量	14,626	3.1	11,603	2.5	9,788	2.1	9,880	2.1	9,549	2.1		
計	470,563	100.0	461,922	100.0	461,166	100.0	460,487	100.0	461,146	100.0		
集団回収量	18,764		17,561		16,511		15,599		14,530			
合計	489,327		479,483		477,677		476,086		475,676			

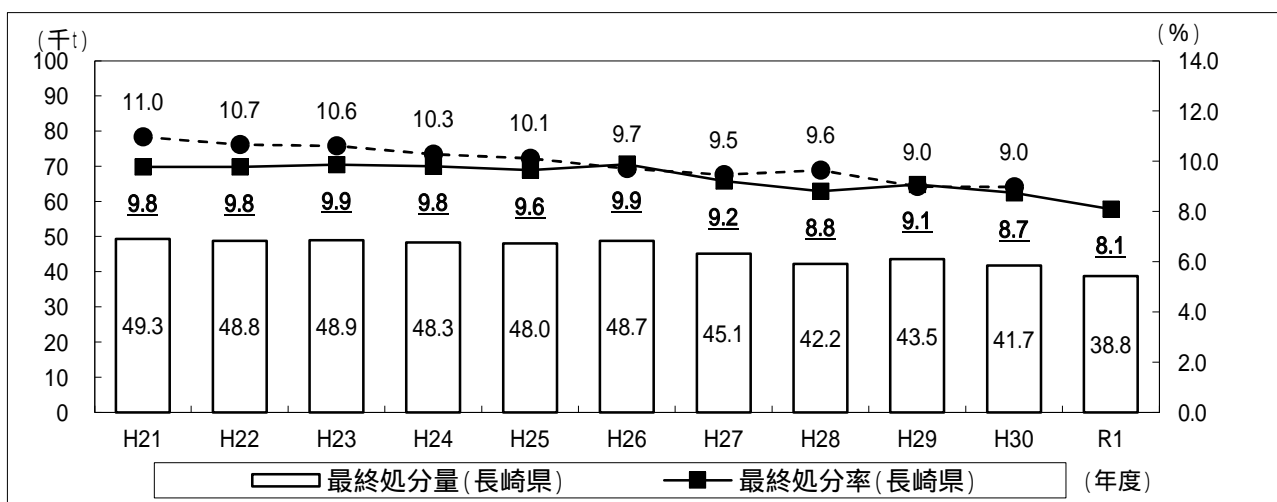


図表 2-1-12 ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の年間排出量の推移

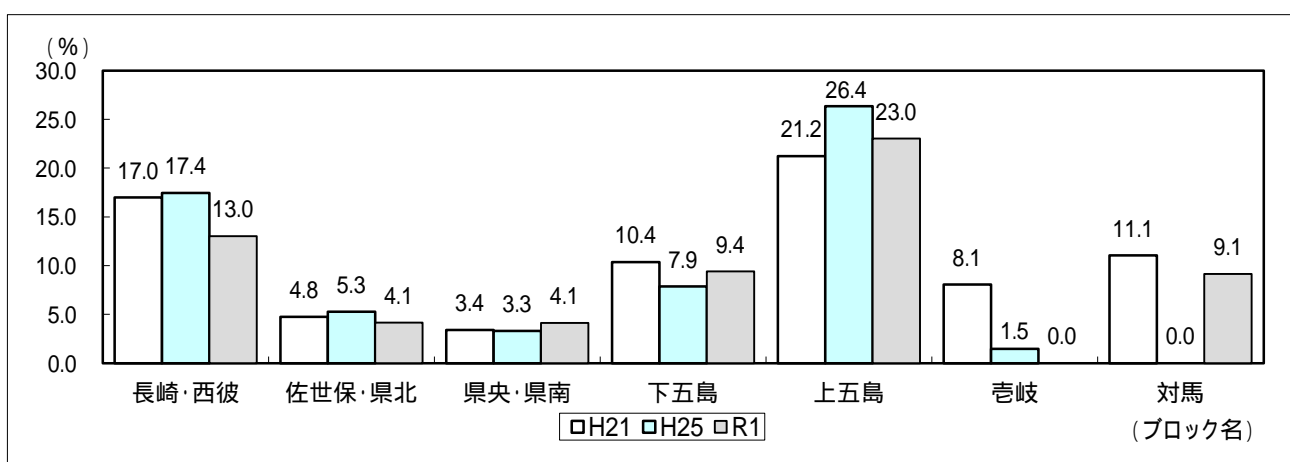
### (4) 最終処分状況

**現状**  
 令和元年度の最終処分量は3万9千トンで、近年減少傾向にあります。ごみ排出量に占める最終処分量の割合(以下「最終処分率」という。)は8.1%で、平成30年度値(8.7%)で比べると、全国値(9.0%)とほぼ同程度です。  
 ブロック別に見ると、令和元年度の最終処分率は「上五島」、「長崎・西彼」が高くなっています。

**課題**  
 循環型社会を形成するため、ごみの排出量削減や再生利用を推進し、可能な限り最終処分量を抑制する必要があります。



図表 2-1-13 最終処分量と最終処分率の推移



図表 2-1-14 ブロック別最終処分率の比較

(5) ごみ処理事業経費

現状

令和元年度のごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費は、令和元年度で37,373円です。これに、施設を建設したり改造したりする建設・改良費を加えたごみ処理事業経費は65,909円になります。

ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費を、平成30年度の全国値と比べると、377円安くなっています。

ごみがいっぱい入ったごみ袋1個の重さを約5キログラムとすると、そのごみ袋1個を処理するためのごみ処理事業経費は約330円になります。

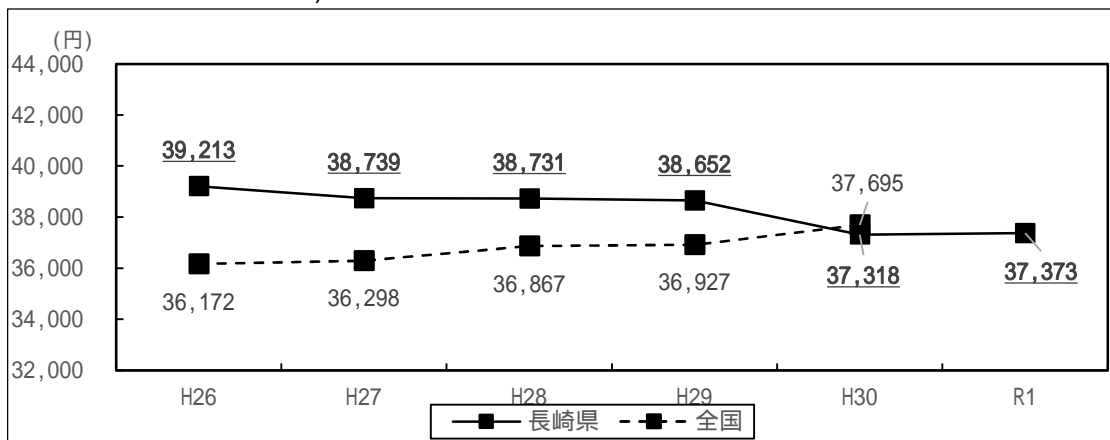
課題

一般廃棄物処理に係るコスト分析及び効率化を推進し、ごみ処理にかかる経費を抑制する必要があります。

(用語の説明)

処理及び維持管理費：収集運搬・焼却処理、中間処理・最終処分にかかる経費(人件費、燃料費、消耗品費、光熱水費等)、施設の修繕費、車両購入費及び委託費等

建設・改良費：廃棄物処理施設の整備や改造にかかる経費(工事費、事務費及び調査費等)等



図表 2-1-15 ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費の推移

図表 2-1-16 ごみ処理事業経費 (令和元年度)

人口(人)	1,350,826	
集団回収を除くごみ処理量(トン)	464,770	
ごみ処理事業経費 (百万円)	建設・改良費	13,262
	処理・維持管理費	17,370
	合計	30,632
ごみ1トンあたりの処理・維持管理費(円/トン)	37,373	
ごみ1トンあたりのごみ処理事業経費(円/トン)	65,909	
1人あたりのごみ処理事業経費(円/人)	22,677	
ごみ袋1個(5kg)あたりのごみ処理事業経費(円/袋)	330	

## (6) ごみ処理施設の状況

## ごみ焼却施設

## 現状

ごみ焼却施設は、令和2年3月現在で県内に18施設ありますが、ごみ処理の広域化が進むと17施設に集約されることとなります。

一方で、ごみ焼却施設の解体には多額の費用を要すること等から、ごみ処理の広域化等に伴い廃止された施設のうち、19施設が令和2年3月現在、未解体となっています。

## 課題

国の交付金などを活用し、ダイオキシン類の発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったごみ焼却施設の整備（更新）を推進する必要があります。

廃止されたごみ焼却施設は、ダイオキシン類の周辺環境への影響が懸念されることから、早期に解体する必要があります。

図表 2-1-17 ごみ焼却施設の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和2年3月現在)	4	5	3	2	2	1	1	18
ごみ処理広域化計画目標値 (平成30年度の施設数)	4	5	3	1	2	1	1	17

## 再資源化施設等

## 現状

資源ごみや粗大ごみを処理するための再資源化施設等は令和2年3月現在で県内に14施設あります。

## 課題

さらに廃棄物のリサイクルを推進するため、不燃物、プラスチック等の再資源化施設の整備など、市町の状況等に応じた再資源化施設の整備を一層推進する必要があります。

図表 2-1-18 再資源化施設等の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和2年3月現在)	4	4	1	1	2	1	1	14

## 最終処分場

### 現状

発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環利用を徹底したうえで、どうしても循環利用できない廃棄物については適正に処理され、必要な範囲内で埋立処分が行われており、県内には23施設の最終処分場があります。

新たな最終処分場の建設は非常に困難であるため、各市町においては、4R活動を推進するなどして埋立処分量を減らすことで、最終処分場の延命化に努めています。

### 課題

最終処分場の延命化を図るため、廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収を推進することが必要です。

廃棄物の処理を、できる限り発生地域内又は県内で完結させるため、最終処分場の計画的な確保が必要です。

災害時などは一時的に大量の廃棄物を処理する必要が生じるため、最終処分場を整備する際には、残余容量に余裕を持たせることが必要です。

### (用語の説明)

4R活動：循環型社会の形成推進のために、廃棄物となる物を「断る」(Refuse)・「減らす」(Reduce)・「再使用する」(Reuse)・「再生利用する」(Recycle)活動の総称

図表 2-1-19 最終処分場の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和2年3月現在)	2	9	3	1	5	2	1	23

## (7) し尿処理の状況

## 現状

令和元年度における水洗化率は79.5%であり、公共下水道、浄化槽等の普及に伴い年々増加しているものの、人口減少に伴う少子高齢化や人口密集地が山々で分断される本県の地形的特性などにより、離島を中心に污水处理施設の普及が進まないことから、平成30年度の長崎県の実績値は78.5%であり、全国値(95.2%)より依然として低い状況で推移しています。

水洗化率の内訳は公共下水道59.1%、浄化槽20.0%、コミュニティプラント0.4%となっています。

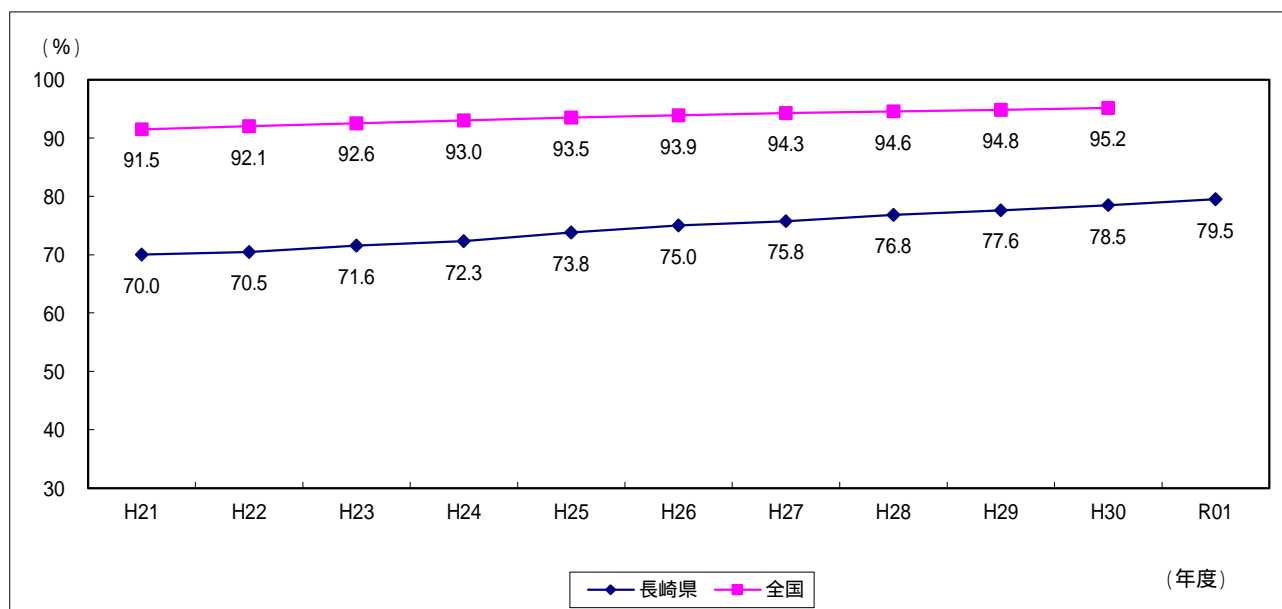
## 課題

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き水洗化率を向上させる必要があります。

## (用語の定義)

水洗化率 = (公共下水道や浄化槽などでし尿を処理できる人口) ÷ 総人口

コミュニティプラント：市町が、地域し尿処理施設として設置・管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設



図表 2-1-20 水洗化率の推移



( 8 ) し尿処理施設の状況

**現状**  
 し尿処理施設は令和2年3月末現在で県内に28施設が設置されており、そのうち17施設は稼働後20年を経過しています。  
 ブロック別に見ると、「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「対馬」ブロックで、し尿等の搬入量に対して施設の処理能力に余裕がありません。

**課題**  
 既存し尿処理施設の処理能力に余裕がないブロックにおいては、計画的な施設整備を進める必要があります。

図表 2-1-21 し尿処理施設の処理能力及び処理実績(令和元年度実績)

ブロック名	施設数	処理能力 合計 (kL/日)	処理量		稼働率 / ×100 (%)
			年間 (kL)	1日あたり (kL/日)	
長崎・西彼	5	178	54,961	150	84
佐世保・県北	5	498	199,107	544	109
県央・県南	8	689	186,649	510	74
下五島	3	150	40,768	111	74
上五島	2	81	27,176	74	92
壱岐	2	118	29,870	82	69
対馬	3	110	45,159	123	112
合計	28	1,824	583,689	1,595	87

## 2 産業廃棄物の現状と課題

### (1) 排出状況

#### 現状

令和元年度に県内で排出された産業廃棄物は約487万トンと推計されます。令和元年度の産業廃棄物の排出量を、平成26年度の排出量約447万トンと比べると、約40万トン（約8%）増加しています。「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の本土ブロックで全排出量の9割以上を占めています。業種別にみると、農業・林業、電気・水道業（ガス・熱供給を含む。）、建設業から排出される量が多く、全排出量の約9割を占めています。排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、ばいじん、がれき類の順に多く、この4品目で全排出量の約9割を占めています。

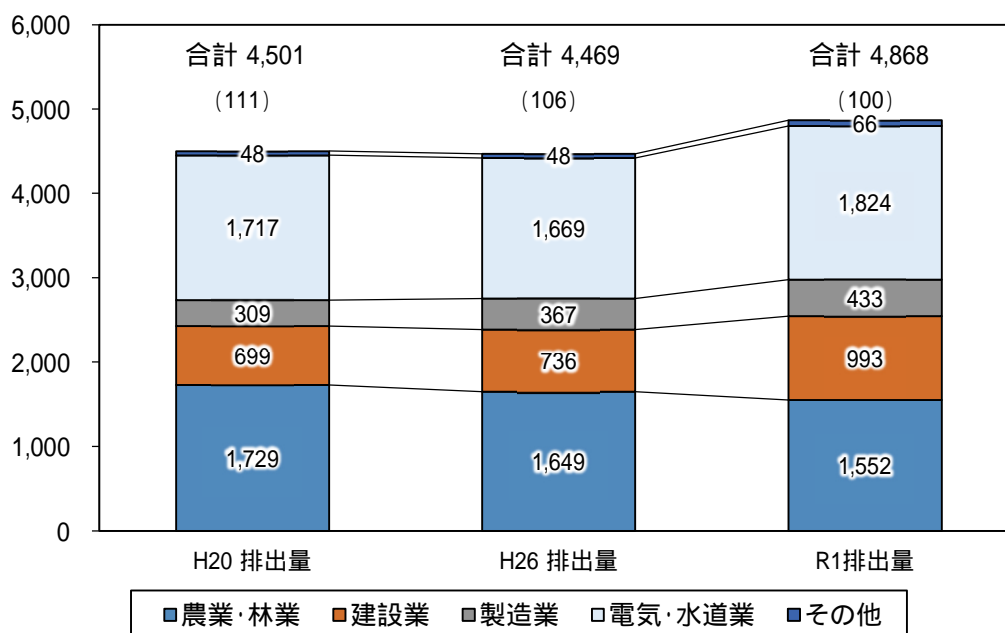
#### 課題

産業廃棄物の排出量は県内各地の発展に伴い増加していることから、循環型社会の形成を推進するために、廃棄物の適正処理、再資源化を一層推進して、最終処分量を減らす必要があります。

#### 排出量の推移

令和元年度の産業廃棄物の排出量は約487万トンであり、平成26年度の排出量約447万トンと比べると約40万トン（約8%）増加しており、平成16年度からの減少傾向から増加に転じています。

(単位:千トン)



図表 2-2-1 排出量の推移

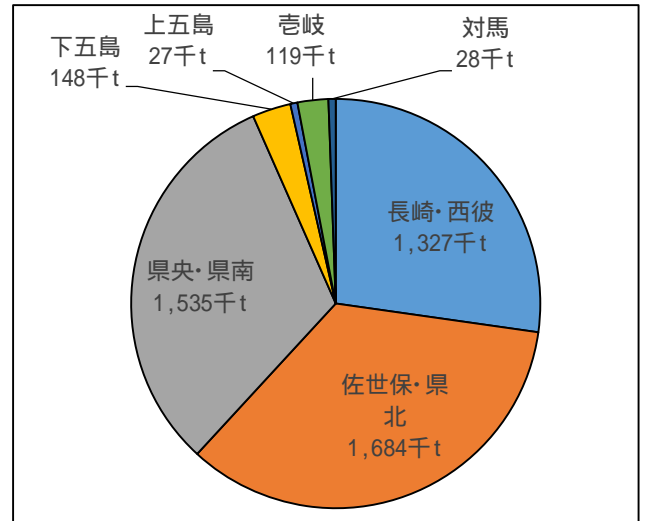
( )の数値は令和元年度を100とした場合の割合

**ブロック別排出量**

「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の本土ブロックで全排出量の約9割を占めています。

図表 2-2-2 ブロック別排出状況

排出状況 ブロック名	排出量(千t)	構成比(%)
長崎・西彼	1,327	27.3
佐世保・県北	1,684	34.6
県央・県南	1,535	31.5
下五島	148	3.0
上五島	27	0.6
壱岐	119	2.4
対馬	28	0.6
合計	4,868	100.0



図表 2-2-3 ブロック別排出状況 (令和元年度)

- 1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 ブロック区分は従来からの長崎県ごみ処理広域化計画のとおり。

## 業種別・種類別排出量

業種別の排出量は、農業・林業、電気・水道業、建設業から排出される量が多く、全排出量の9割以上を占めています。

排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、ばいじん、がれき類が多く、全排出量の約9割を占めています。

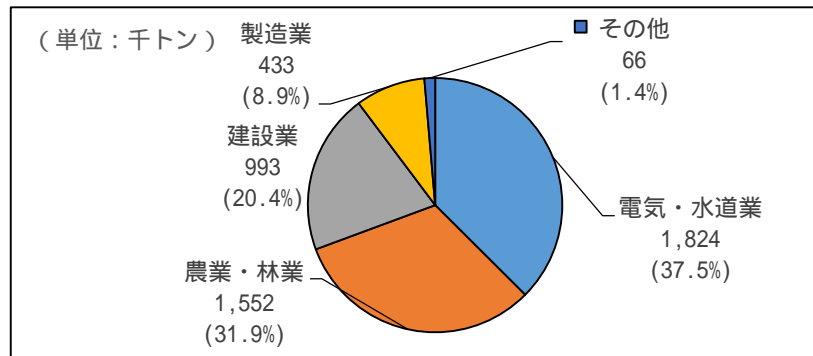
図表 2-2-4 業種別・種類別排出量（令和元年度）

（単位：千トン）

業種 廃棄物の種類	合計	業種										
		農業・林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	医療・福祉	サービス業等
合計	4,868	1,552	1	8	993	433	1,824	1	7	16	14	19
燃え殻	56				0	3	52		0	0		0
汚泥	1,106		1		77	256	765	0	0	6	0	1
廃油	12			0	1	7	0		0	1	0	2
廃酸	4				0	3			0	0	0	0
廃アルカリ	6				0	5	0		0	0	0	0
廃プラスチック類	72		0	0	25	27	0	0	1	6	7	7
紙くず	5				3	1		0	0			
木くず	99	0		0	81	13	0	0	3	0	0	0
繊維くず	0				0	0						
動植物性残さ	25					25						
動物系固形不要物	0											0
ゴムくず	0				0	0						0
金属くず	51		0	0	18	25	0	0	1	2	1	4
ガラス陶磁器くず	110		0	8	55	43	0	0	0	0	1	3
鉱さい	5				0	5						
がれき類	749		0		732	11	2	1	2	1	0	1
動物のふん尿	1,548	1,548										
動物の死体	3	3										
ばいじん	1,004					0	1,004					
特別管理産業廃棄物	13				0	7	0	0	0	0	6	0

- 1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 水道業は上水道及び下水道を含む。
- 3 0は5百トン未満。

第2章 現状と課題



図表 2-2-5 業種別排出量の割合 (令和元年度)

図表 2-2-6 業種別・種類別排出量の割合 (令和元年度)

(単位：%)

業種	合計	業種											
		農業・林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	医療・福祉	サービス業等	
廃棄物の種類													
合計	100.0	31.9	0.0	0.2	20.4	8.9	37.5	0.0	0.2	0.3	0.3	0.4	
燃え殻	1.1				0.0	0.1	1.1		0.0	0.0		0.0	
汚泥	22.7		0.0		1.6	5.3	15.7	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	
廃油	0.3			0.0	0.0	0.1	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	
廃酸	0.1				0.0	0.1			0.0	0.0	0.0	0.0	
廃アルカリ	0.1				0.0	0.1	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	
廃プラスチック類	1.5		0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	
紙くず	0.1				0.1	0.0		0.0	0.0				
木くず	2.0	0.0		0.0	1.7	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	
繊維くず	0.0				0.0	0.0							
動植物性残さ	0.5					0.5							
動物系固形不要物	0.0											0.0	
ゴムくず	0.0				0.0	0.0						0.0	
金属くず	1.0		0.0	0.0	0.4	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
ガラス陶磁器くず	2.3		0.0	0.2	1.1	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
鉱さい	0.1				0.0	0.1							
がれき類	15.4		0.0		15.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
動物のふん尿	31.8	31.8											
動物の死体	0.1	0.1											
ばいじん	20.6					0.0	20.6						
特別管理産業廃棄物	0.3				0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	

- 1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 水道業は上水道及び下水道を含む。
- 3 0.0は0.05%未満。

## (2) 処理・処分状況

### 現状

令和元年度の産業廃棄物の排出量約487万トンのうち、排出事業者自らが行う処理量は約242万トン(50%)で、他への委託処理量は約245万トン(50%)です。

排出量の多い業種別に自己処理を行っている割合をみると、電気・水道業では52%、農業・林業では71%、建設業では12%となっています。

排出量の多い種類別に自己処理を行っている割合をみると、動物のふん尿が71%、汚泥が89%、ばいじんが15%となっています。

県外で排出された後、県内に搬入して処理・処分された産業廃棄物の量は約15万トンです。逆に県内で排出された後、県外に搬出して処理・処分された産業廃棄物の量は約81万トンです。

特別管理産業廃棄物は排出されたもののほとんどが委託処理されています。

### 課題

各業種及び廃棄物の種類に応じて、特に減量化、再生利用が進んでいない燃え殻や鉍さいなどの処理等の進めるため、廃棄物処理法に基づく適正な処理ができる体制を構築・維持する必要があります。

産業廃棄物の排出事業者を対象に研修会等を行い、排出者責任の自覚や排出量削減の意義等について継続して啓発するとともに、処理業者による適正処理を進めるため立入調査等により監視指導を十分に行う必要があります。

2040年頃には、太陽光発電の使用済みパネルの大量廃棄が危惧されており、その適正処理対策が国等において検討されており、これらの動向を注視していく必要があります。

### 産業廃棄物の処理・処分状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量約487万トンのうち、排出事業者自らが行う処理量は約242万トン(50%)で、他への委託処理量は約245万トン(50%)となっており、平成26年度と比べ、自己処理の割合が54%から50%に減少し、委託処理の割合が46%から50%に増加しています。

排出量が多い業種の特徴として、電気・水道業で排出量の52%、農業・林業では71%が自己処理されていますが、建設業においては12%となっています。

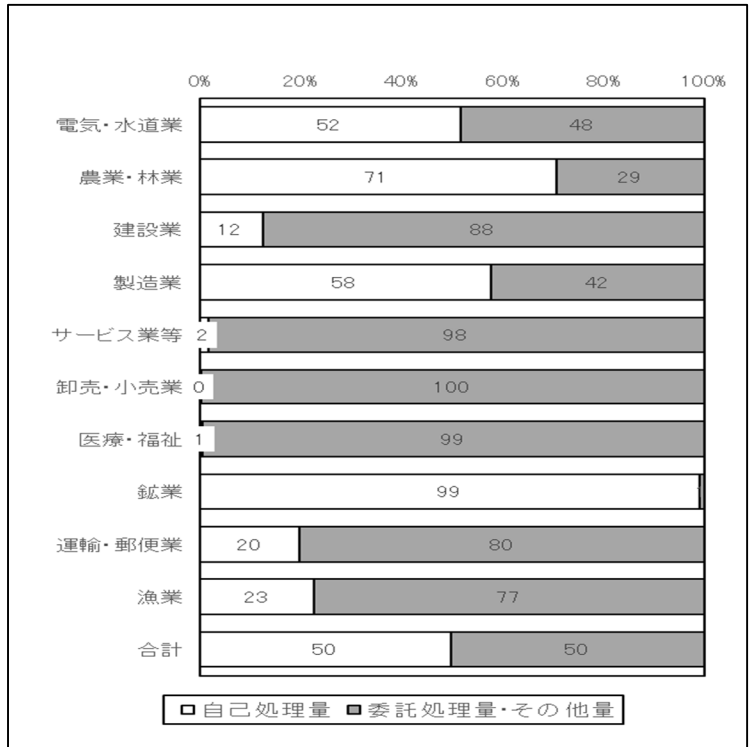
排出量の多い種類では、動物のふん尿が71%、汚泥が89%自己処理されていますが、ばいじんについては15%となっています。

第2章 現状と課題

図表 2-2-7 業種別自己処理・委託処理状況（令和元年度）

（単位：千トン）

業種	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
電気・水道業		1,824	941	883
農業・林業		1,552	1,096	456
建設業		993	123	870
製造業		433	250	183
サービス業等		19	0	18
卸売・小売業		16	0	16
医療・福祉		14	0	14
鉱業		8	8	0
運輸・郵便業		7	1	6
漁業		1	0	1
合計		4,867	2,420	2,447

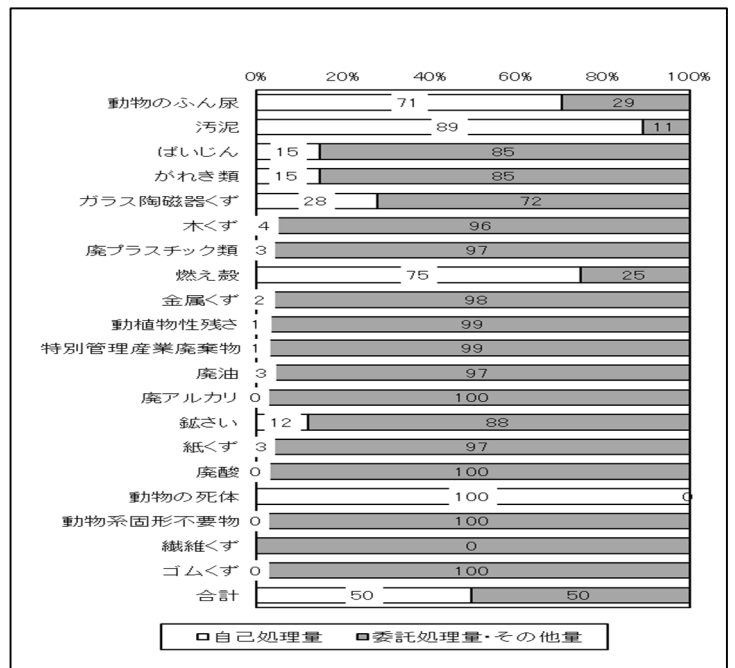


1 千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

図表 2-2-8 種類別自己処理・委託処理状況（令和元年度）

（単位：千トン）

種類	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
動物のふん尿		1,548	1,093	456
汚泥		1,106	986	120
ばいじん		1,004	147	857
がれき類		749	109	640
ガラス陶磁器くず		110	31	79
木くず		99	4	95
廃プラスチック類		72	2	70
燃え殻		56	42	14
金属くず		51	1	49
動植物性残さ		25	0	25
特別管理産業廃棄物		13	0	13
廃油		12	0	12
廃アルカリ		6	0	6
鉱さい		5	1	4
紙くず		5	0	4
廃酸		4	0	4
動物の死体		3	3	0
動物系固形不要物		0	0	0
繊維くず		0	0	0
ゴムくず		0	0	0
合計		4,868	2,420	2,448



1 千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

### 特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分状況

特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分状況は以下のとおりです。

業種別に見ると、製造業、医療・福祉からの排出が多く、この2業種で全体の約99%を占めています。なお、特別管理産業廃棄物の大部分は委託処理されています。

種類別では感染性廃棄物が最も多く、次いで廃酸、廃油の順となっており、これら3品目で全体の約91%を占めています。

図表 2-2-9 業種別自己処理・委託処理状況（令和元年度）

（単位：トン）

業種	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・ その他量
製造業		7,094	0	7,094
医療・福祉		5,903	32	5,871
サービス業等		61	0	61
建設業		59	0	59
情報通信業、運輸業		5	0	5
電気・ガス・熱供給・水道業		2	0	2
卸売・小売業、飲食・宿泊		1	0	1
合計		13,124	32	13,092

図表 2-2-10 種類別自己処理・委託処理状況（令和元年度）

（単位：トン）

種類	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・ その他量
感染性廃棄物		5,895	32	5,863
廃酸		3,600	0	3,600
廃油		2,404	0	2,404
廃酸(有害)		576	0	576
汚泥(有害)		396	0	396
廃アルカリ(有害)		139	0	139
廃石綿		56	0	56
廃アルカリ		32	0	32
廃油(有害)		22	0	22
ばいじん(有害)		2	0	2
廃水銀		0	0	0
合計		13,124	32	13,092

### 産業廃棄物の移動状況

令和元年度の県外産業廃棄物の県内処理及び県内産業廃棄物の県外処理の量は以下のとおりです。

#### ア．県外産業廃棄物の県内処理状況

- ・県外で排出された後、県内に搬入して処理・処分された産業廃棄物の量は、令和元年度で約15万トンであり、平成26年度と比べて約5万トン増加しています。種類別に見ると鉍さいの処理量が最も多くなっています。



図表 2-2-11 県外産業廃棄物の県内処理状況（令和元年度）  
（単位：千トン）

廃棄物の種類	搬入量
鋳さい	107
汚泥	32
動植物性残さ	4
廃酸	2
動物のふん尿	2
廃プラスチック類	2
その他	0.3
合計	149

その他：ガラス陶磁器くず等

イ．県内産業廃棄物の県外処理状況

- ・県内で排出された後、県外に搬出して処理・処分された産業廃棄物の量は、令和元年度で約 84 万トンであり、平成 26 年度より約 9 万トン増加しています。種類別に見るとばいじんの処理量が最も多くなっています。
- ・特別管理産業廃棄物では廃酸、感染性廃棄物の県外処理量が多くなっています。

図表 2-2-12 県内産業廃棄物の県外処理状況（令和元年度）

廃棄物の種類	県外搬出量(千トン)	種類毎の排出量に占める割合(%)
ばいじん	669	66.6
燃え殻	54	96.9
がれき類	43	5.7
汚泥	31	2.8
廃プラスチック類	9	16.1
廃油	6	49.3
その他	27	0.7
合計	838	17.2

図表 2-2-13 県内特別管理産業廃棄物の県外処理状況（令和元年度）

廃棄物の種類	県外搬出量(トン)	種類毎の排出量に占める割合(%)
感染性廃棄物	2,523	42.8
廃酸	1,248	34.7
廃酸(有害)	572	99.4
汚泥(有害)	396	100.0
廃油	196	8.1
廃電気機械器具	123	13.2
廃石綿	50	89.1
廃アルカリ	25	78.0
廃油(有害)	21	96.2
廃自動車	18	1.2
ばいじん(有害)	2	100.0
合計	5,175	100.0

### (3) 再生利用・最終処分状況

#### 現状

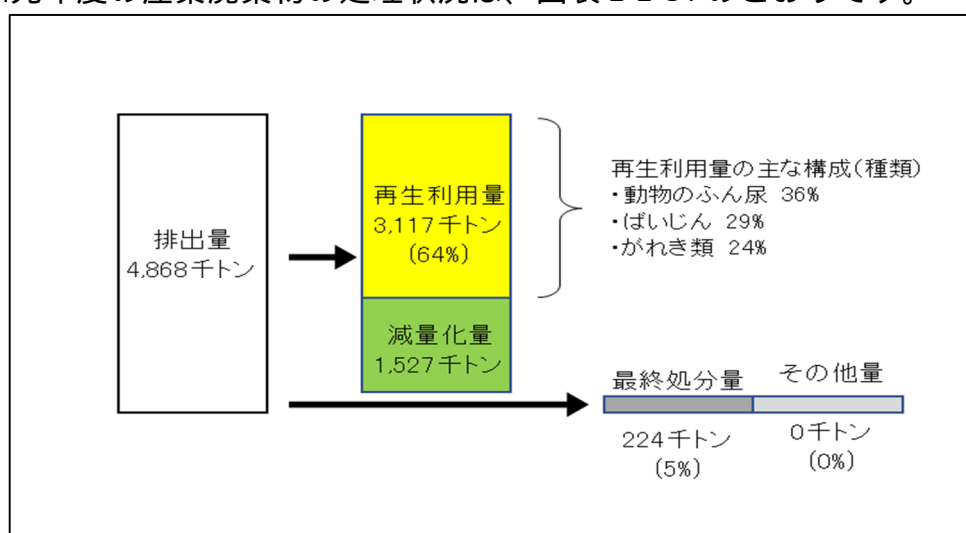
令和元年度の再生利用量は約312万トンで再生利用率は64%です。  
 令和元年度の最終処分量は約22万トンで最終処分率は5%です。  
 平成26年度と令和元年度を比較すると、再生利用率は60%から64%に改善しましたが、最終処分率は4%から5%に上昇しています。  
 令和元年度の長崎県の再生利用率は、平成30年度の全国平均値（52%）よりも12ポイント上回っており、最終処分率は全国平均値（2%）よりも3ポイント上回っています。  
 最終処分の状況は、安定型品目が約23%、安定型品目以外が約77%を占めており、種類別では、ばいじんの最終処分量が最も多く、最終処分量の約52%を占めています。

#### 課題

再生利用量は増加傾向にありますが、循環型社会形成のため、引き続き各業種において、再生利用の取組を推進する必要があります。  
 最終処分量を抑制するために、廃棄物の排出削減や再生利用に取り組む必要があります。

#### 処理状況

令和元年度の産業廃棄物の処理状況は、図表 2-2-14 のとおりです。



図表 2-2-14 処理状況（令和元年度）

- 1 排出量を処理状況で区分すると、再生利用量、減量化量、最終処分量、その他に区分されるが、その他（大部分は仮保管）は約4千トンであるため、本計画ではこれ以降「その他」を省略する。
- 2 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

再生利用状況

再生利用状況は、動物のふん尿、がれき類、ばいじんの再生利用量及び再生利用率が高くなっています。

図表 2-2-15 種類別処理状況（令和元年度）

種類	区分	排出量 (千t)	再生利用量		減量化量		最終処分量	
			(千t)	再生利用率 (%)	(千t)	減量化率 (%)	(千t)	最終処分率 (%)
動物のふん尿		1,548	1,121	72	427	28		
汚泥		1,106	65	6	1,037	94	5	0
ばいじん		1,004	889	89			115	11
がれき類		749	737	98	0	0	12	2
ガラス陶磁器くず		110	78	71	4	4	28	25
木くず		99	88	89	7	7	4	4
廃プラスチック類		72	45	63	16	23	10	14
燃え殻		56	13	23			43	77
金属くず		51	48	94	0	0	3	6
動植物性残さ		25	9	35	16	64	0	0
特別管理産業廃棄物		13	3	24	9	70	1	5
廃油		12	7	56	5	43	0	1
廃アルカリ		6	4	63	2	36	0	1
鉱さい		5	1	20	0	1	4	79
紙くず		5	4	84	1	15	0	1
廃酸		4	2	48	2	52	0	0
動物の死体		3	3	99	0	1		
動物系固形不要物		0			0	94	0	6
繊維くず		0	0	62	0	36	0	2
ゴムくず		0	0	32	0	0	0	68
合計		4,868	3,117	64	1,527	31	224	5

図表 2-2-16 全国平均値との比較

(単位：%)

種類	区分	長崎県(令和元年度)			全国値(平成30年度)		
		再生利用率	減量化率	最終処分率	再生利用率	減量化率	最終処分率
動物のふん尿		72	28		95	4	0
汚泥		6	94	0	7	92	1
ばいじん		89		11	78	12	10
がれき類		98	0	2	96	2	2
ガラス陶磁器くず		71	4	25	73	9	18
木くず		89	7	4	81	16	4
廃プラスチック類		63	23	14	57	28	13
燃え殻		23		77	60	13	27
金属くず		94	0	6	94	5	2
動植物性残さ		35	64	0	71	27	2
特別管理産業廃棄物		24	70	5	35	57	9
廃油		56	43	1	40	58	2
廃アルカリ		63	36	1	20	76	4
鉱さい		20	1	79	92	2	6
紙くず		84	15	1	76	22	2
廃酸		48	52	0	36	62	2
動物の死体		99	1		52	47	1
動物系固形不要物			94	6	77	21	3
繊維くず		62	36	2	56	31	13
ゴムくず		32	0	68	41	23	36
合計		64	31	5	52	45	2

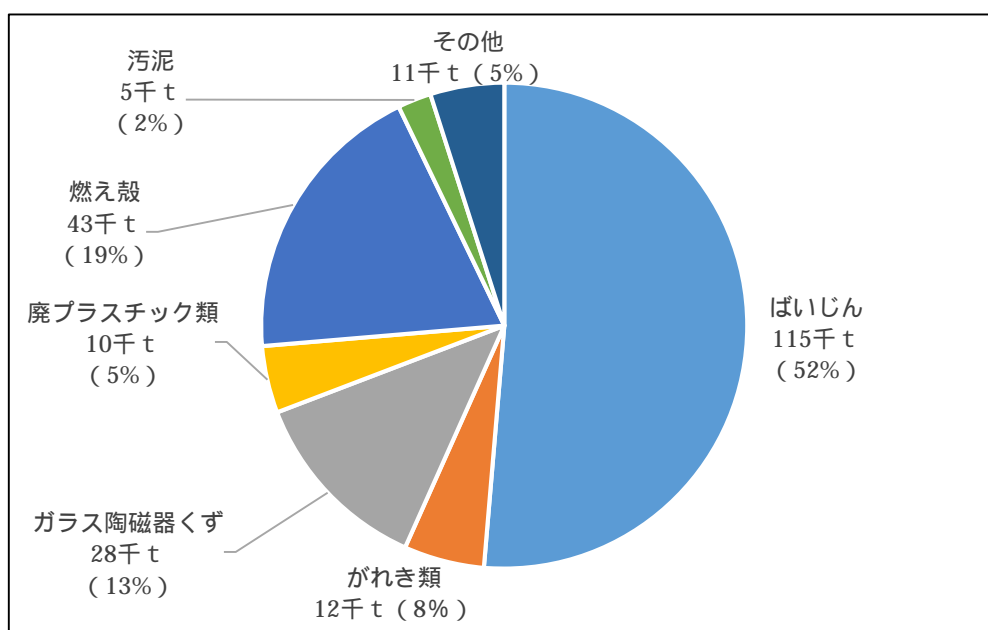
- 1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。
- 2 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（環境省）から引用。
- 3 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

## 最終処分状況

最終処分状況は、ばいじんの最終処分量が最も多く、最終処分量の約43%を占めています。なお、安定型品目以外の最終処分量が約67%を占めています。

図表 2-2-17 最終処分状況（令和元年度）

種類		区分	最終処分量 (千t)	構成比 (%)
安定型品目	ガラス陶磁器くず		28	12
	廃プラスチック類		10	4
	がれき類		12	5
	その他(ゴムくず、金属くず)		3	1
	小計		52	23
安定型品目以外	ばいじん		115	52
	燃え殻		43	19
	汚泥		5	2
	その他		8	4
	小計		171	77
合計			224	100



図表 2-2-18 種類別最終処分状況（令和元年度）

(4) 処理体制の状況

<p><b>現状</b></p> <p>産業廃棄物処理業の許可状況は、令和元年度末時点で、産業廃棄物処理業が2,108件（収集運搬業：1,865件、処分業：243件）、特別管理産業廃棄物処理業が218件（収集運搬業：212件、処分業：6件）となっています。処理業者数（総計）については、近年、緩やかな増加傾向で推移しています。</p> <p>産業廃棄物処理施設は、令和元年度末時点で、中間処理施設が329施設、最終処分場が19施設となっています。</p> <p>最終処分場の残余容量については、近年、総じてやや減少傾向にあります。</p> <p><b>課題</b></p> <p>最終処分場の残余容量が少なくなっており、最終処分場の安定確保が必要です。</p>
--

**処理業者の状況**

産業廃棄物処理業者の数については、近年、緩やかな増加傾向で推移しています。

図表 2-2-19 産業廃棄物処理業者数の状況

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産業廃棄物	収集運搬業	1,735	1,752	1,824	1,865
	処分業	234	237	241	243
	計	1,969	1,989	2,065	2,108
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	203	198	200	212
	処分業	6	6	6	6
	計	209	204	206	218
合計		2,178	2,193	2,271	2,326

### 処理施設の設置状況

処理施設の設置状況は、以下のとおりです。

図表 2-2-20 処理施設の設置状況（令和元年度末現在）

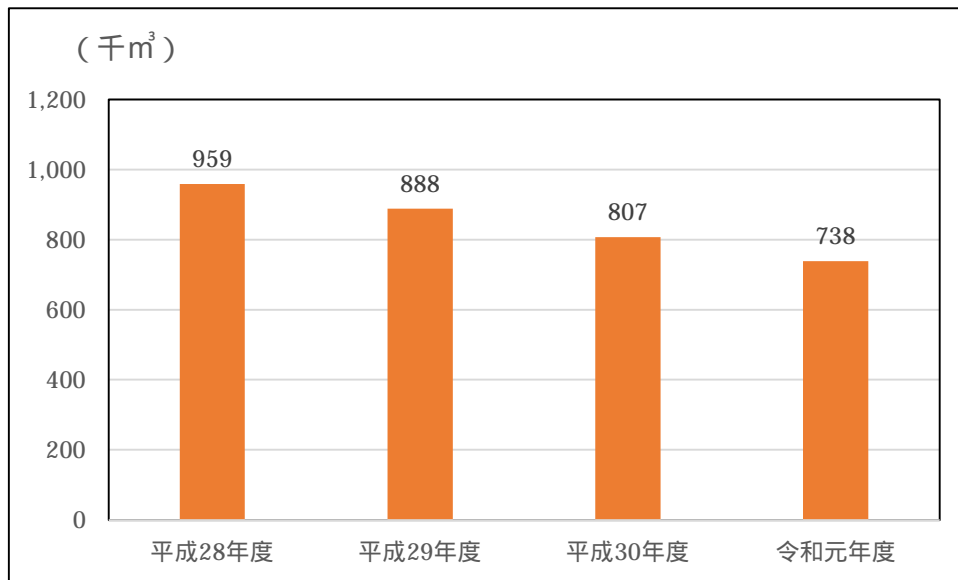
施設の種類の			施設数
中間処理施設	汚泥	脱水施設	32
		乾燥施設	6
		焼却施設	7
	廃油	油水分離施設	1
		焼却施設	6
	廃酸・廃アルカリ	中和施設	1
	廃プラスチック類	破碎施設	33
		焼却施設	5
	木くず又はがれき類	破碎施設	230
	その他（汚泥、廃油、 廃プラ、PCBを除く）	焼却施設	8
小計			329
最終処分場	安定型処分場		15
	管理型処分場（うち海面埋立）		4（1）
	小計		19
合計			348

### 最終処分場の残余容量

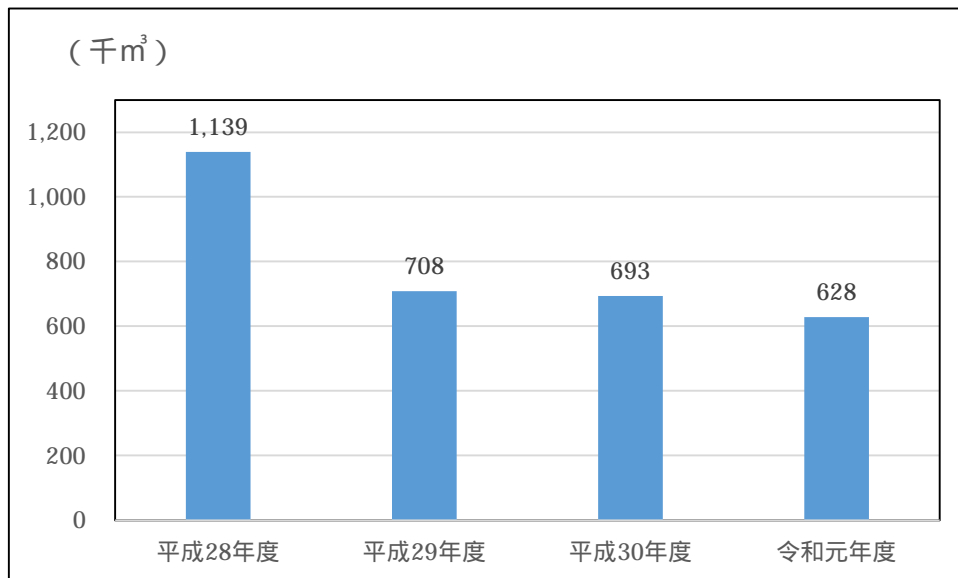
最終処分場の残余容量は、以下のとおりです。

図表 2-2-21 最終処分場の残余容量

項目	平成28年度末			平成29年度末			平成30年度末			令和元年度末		
	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )
安定型処分場	13	3,666	959	13	3,665	888	13	3,665	887	13	3,665	738
排出事業者所有	1	528	0	1	528	0	1	528	0	1	528	0
処理業者所有	12	3,138	959	12	3,137	888	12	3,137	887	12	3,137	738
管理型処分場	4	6,921	1,139	3	6,914	708	3	6,914	693	3	6,914	628
排出事業者所有	3	6,914	1,139	3	6,914	708	3	6,914	693	3	6,914	628
電気業	1	6,142	634	1	6,142	627	1	6,142	612	1	6,142	546
処理業者所有	1	7	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0



図表 2-2-22 安定型処分場の残余容量の推移 (処理業者所有分)



図表 2-2-23 管理型処分場の残余容量の推移 (排出事業者所有分)

## (5) 再生利用等の目標達成状況

## 現状

平成28年3月に策定した長崎県廃棄物処理計画（前計画）において設定している令和2年度の数値目標と令和元年度の処理状況を比較すると、燃え殻、鋳さい、がれき類に含まれるその他の建設廃材及びその他の種類以外の廃棄物の種類においては、再生利用等の目標を達成しているか、若しくは、概ね達成している状況にあります。

## 課題

目標を達成、若しくは、概ね達成している廃棄物の種類においても、循環型社会形成を推進するために、引き続き廃棄物の再生利用に対する取組が必要です。

平成28年3月に策定した長崎県廃棄物処理計画（前計画）における令和2年度の処理目標値と令和元年度の処理状況を比較すると、以下のとおりです。

前計画では種類ごとの目標を設定しており、令和元年度の状況から目標の達成状況を推測すると、燃え殻、鋳さい、がれき類に含まれるその他の建設廃材及びその他の種類以外の廃棄物の種類では目標を達成しているか、概ね達成しているものと考えられます。燃え殻（主な排出業種：電気業）、鋳さい（同：製造業）、がれき類に含まれるその他の建設廃材（建設業）及びその他の種類（全業種）では引き続き目標達成に向けた取組が必要と考えられます。

( )内は主な排出業種

目標を達成している廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物のふん尿（農業（畜産業））</li> <li>・がれき類（廃アスファルト）（建設業）</li> </ul>
目標を概ね達成しているが、更なる取組が必要な廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機性汚泥（製造業、水道業（下水道））</li> <li>・無機性汚泥（建設業、製造業、水道業（上水道））</li> <li>・木くず（建設業）</li> <li>・金属くず（製造業）</li> <li>・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（建設業、製造業）</li> <li>・がれき類（コンクリート片）（建設業）</li> <li>・ばいじん（電気業）</li> </ul>
目標を達成していないため、引き続き取組が必要な廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃え殻（電気業）</li> <li>・鋳さい（製造業）</li> <li>・がれき類（その他の建設廃材）（建設業）</li> <li>・その他の種類（全業種）</li> </ul>



第2章 現状と課題

図表 2-2-24 産業廃棄物の種類別処理目標達成状況

産業廃棄物の種類	主な排出業種	平成32年度における 数値目標	令和元年度の処理状況					目標の達成状況		
			排出量(トン)		減量化量(トン)					
			再生利用量(トン)	再生利用率	減量化量(トン)	減量化率				
燃え殻	電気業	[再生利用] 排出量の47%	55,715	12,688	23%	0	0%	[再生利用] 排出量の23%	目標に達していない	
汚泥	有機性汚泥 製造業 水道業(下水道)	[再生利用] 排出量の4% [減量化] 排出量の96%	825,620	27,283	3%	797,650	97%	[再生利用] 排出量の3% [減量化] 排出量の97%	概ね目標を達成している	
	無機性汚泥 建設業 製造業 水道業(上水道)	[再生利用] 排出量の6% [減量化] 排出量の94%	280,761	37,770	13%	238,878	85%	[再生利用] 排出量の13% [減量化] 排出量の85%	概ね目標を達成している	
木くず	建設業	[再生利用] 排出量の83% [減量化] 排出量の15%	98,759	88,221	89%	9,392	10%	[再生利用] 排出量の89% [減量化] 排出量の10%	概ね目標を達成している	
金属くず	製造業	[再生利用] 排出量の98%	50,575	47,443	94%	145	0%	[再生利用] 排出量の94%	概ね目標を達成している	
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	建設業 製造業	[再生利用] 排出量の75%	110,019	78,582	71%	3,899	4%	[再生利用] 排出量の71%	概ね目標を達成している	
鋸ざい	製造業	[再生利用] 排出量の90%	4,616	931	20%	44	1%	[再生利用] 排出量の20%	目標に達していない	
がれき類	コンクリート片	建設業	[再生利用] 排出量の100%	481,441	477,708	99%	138	0%	[再生利用] 排出量の99%	概ね目標を達成している
	廃アスファルト	建設業	[再生利用] 排出量の100%	217,404	216,934	100%	0	0%	[再生利用] 排出量の100%	目標を達成している
	その他の建設 廃材	建設業	[再生利用] 排出量の95%	50,243	42,372	84%	0	0%	[再生利用] 排出量の84%	目標に達していない
動物のふん尿	農業(畜産業)	[再生利用] 排出量の73% [減量化] 排出量の27%	1,548,380	1,121,325	72%	427,056	28%	[再生利用] 排出量の72% [減量化] 排出量の28%	目標を達成している	
ばいじん	電気業	[再生利用] 排出量の90%	1,003,921	888,625	89%	0	0%	[再生利用] 排出量の89%	概ね目標を達成している	
その他の種類(2) (特別管理産業廃棄物を 除く)	全業種	[再生利用] 排出量の90%	127,020	73,831	58%	39,628	31%	[再生利用] 排出量の58%	目標に達していない	
産業廃棄物全体		[再生利用] 排出量の66%	4,867,598	3,116,874	64%	1,526,080	31%	[再生利用] 排出量の64%	概ね目標を達成している	

- 1 処理処分状況は、「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から算出。
- 2 その他の種類：廃プラスチック類、動植物性残さ、紙くず、廃油、廃酸、廃アルカリ等

### 3 適正処理の現状と課題

#### (1) 適正処理の状況

##### 現状

県では、令和元年度に、産業廃棄物処理業者及び排出事業者へ、計7,375件の立入検査を実施しました。その結果、命令・処分件数は平成28年度よりも2件多い3件、文書指導は平成28年度よりも5件少ない15件となりました。

平成25年度から、不適正処理を行った産業廃棄物処理業者等に対し指導票を交付する手法を導入し、これまで以上に厳正な指導を実施しています。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査・指導により、近年は基準適合率95%以上の高い水準を維持しています。

県が実施している産業廃棄物に関する研修会へは、令和元年度に約790人の参加がありました。

##### 課題

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査を継続し、高い基準適合率を維持することが必要です。

不適正処理については、早期発見、早期指導により早期改善を目指す取組が必要です。

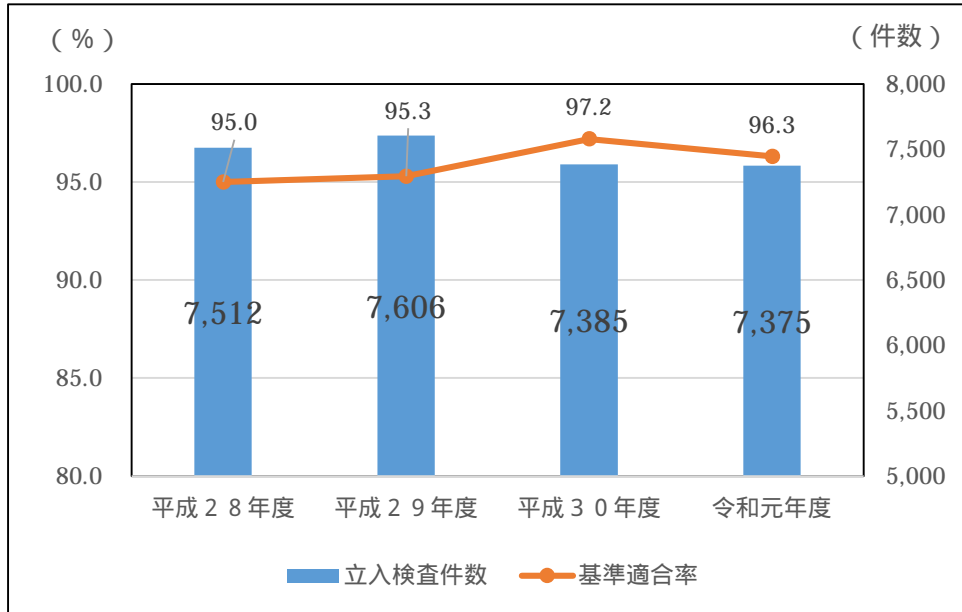
#### 産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査等実施状況

産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成28～令和元年度に実施した立入検査等の実施状況は以下のとおりです。

図表 2-3-1 立入検査等実施状況

年度	項目	立入検査 件数	指導内容				命令 ・ 処分	基準 適合率 (%)	
			(口頭指導)	(指導票)	(文書指導)	(報告徴収)			
平成28年度	処理業者	5,474	196	162	19	4	11	1	96.4
	排出事業者	2,038	178	126	36	6	10	0	91.3
	計	7,512	374	288	55	10	21	1	95.0
平成29年度	処理業者	5,921	206	163	13	14	16	5	96.5
	排出事業者	1,685	148	98	25	16	9	0	91.2
	計	7,606	354	261	38	30	25	5	95.3
平成30年度	処理業者	5,878	130	114	12	0	4	2	97.8
	排出事業者	1,507	79	49	15	5	10	0	94.8
	計	7,385	209	163	27	5	14	2	97.2
令和元年度	処理業者	5,796	178	153	17	3	5	3	96.9
	排出事業者	1,579	98	52	23	2	21	0	93.8
	計	7,375	276	205	40	5	26	3	96.3

県の管轄地域（長崎市、佐世保市を除く県下一円）で実施したもののみ掲載



図表 2-3-2 立入検査件数と基準適合率の推移

**産業廃棄物処理業者及び排出事業者の研修会参加状況**  
 産業廃棄物の適正処理を推進するため、県が実施した研修会への参加者数の状況は以下のとおりです。

図表 2-3-3 研修会の参加者数

(人)

項目	平成30年度	令和元年度
産業廃棄物処理業者 参加者数	290	415
排出事業者 参加者数	276	371
合計	566	786

## (2) 不法投棄の状況

### 現状

令和元年度の不法投棄の発見件数は63件、投棄量は約400立方メートルであり、近年、発見件数は減少傾向にあります。投棄量も、不法投棄事案の投棄量により変動はあるものの、概ね減少傾向にあります。

家電リサイクル法の不法投棄状況では、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコンの順に投棄台数が多く、その経年変化はほぼ横ばいです。

毎年6月に実施されている空きかん回収キャンペーンには、毎年、多くの県民の方々に参加いただいております。令和元年度は8万2千人が参加し、約19万個の空きかんが回収されました。

### 課題

不法投棄の発見件数及び投棄量は概ね減少傾向にありますが、不法投棄の形態は目立たないように埋設するなど悪質化・巧妙化しており、不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見及び早期改善に向け、不法投棄パトロールや事業者への監視指導の取組継続が必要です。

廃家電の不法投棄を防止するため、家電リサイクル制度を活用するとともに、家電販売店による廃家電の受入体制の整備や市町等で行う定期的な収集など、地域住民が廃家電を適正に持ち込める体制を充実していくことが必要です。

### 不法投棄等監視パトロール実施結果

平成28年度から令和元年度までの不法投棄等監視パトロール実施結果をまとめると、以下のとおりです。

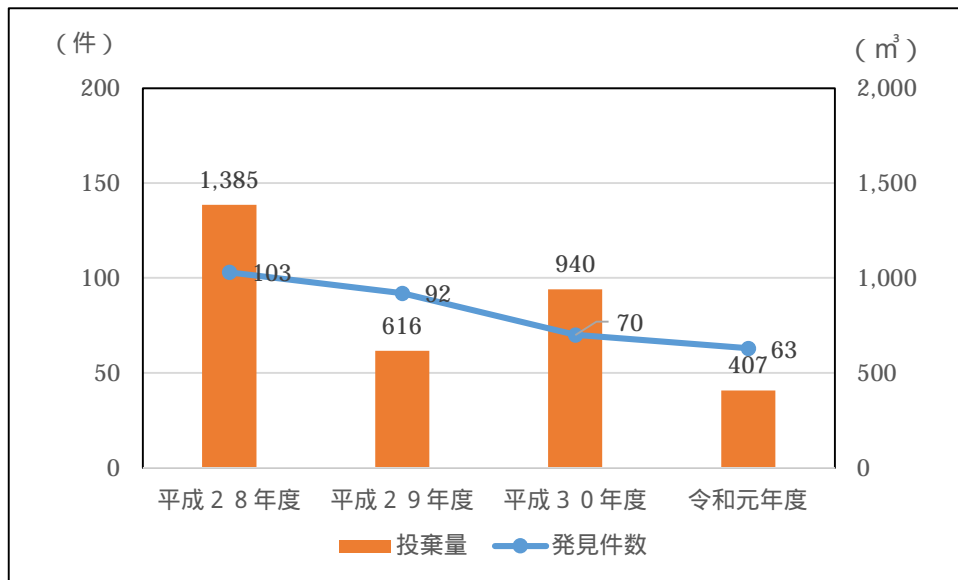
発見件数は、減少傾向にあります。

投棄量については、平成30年度に増加しましたが、減少傾向にあります。

図表 2-3-4 廃棄物の不法投棄等状況の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
パトロール回数	2,527	2,651	2,538	2,273	
不法投棄	発見件数(件)	103	92	70	63
	投棄量 (m <sup>3</sup> )	1,385	616	940	407
	撤去件数(件)	91	85	69	61
	撤去率 (%)	88.3	92.4	98.6	96.8
野焼き	発見件数(件)	62	39	82	39
	改善件数(件)	62	37	82	39

県の管轄地域(長崎市、佐世保市を除く県下一円)で実施したもののみ掲載



図表 2-3-5 廃棄物の不法投棄状況の推移

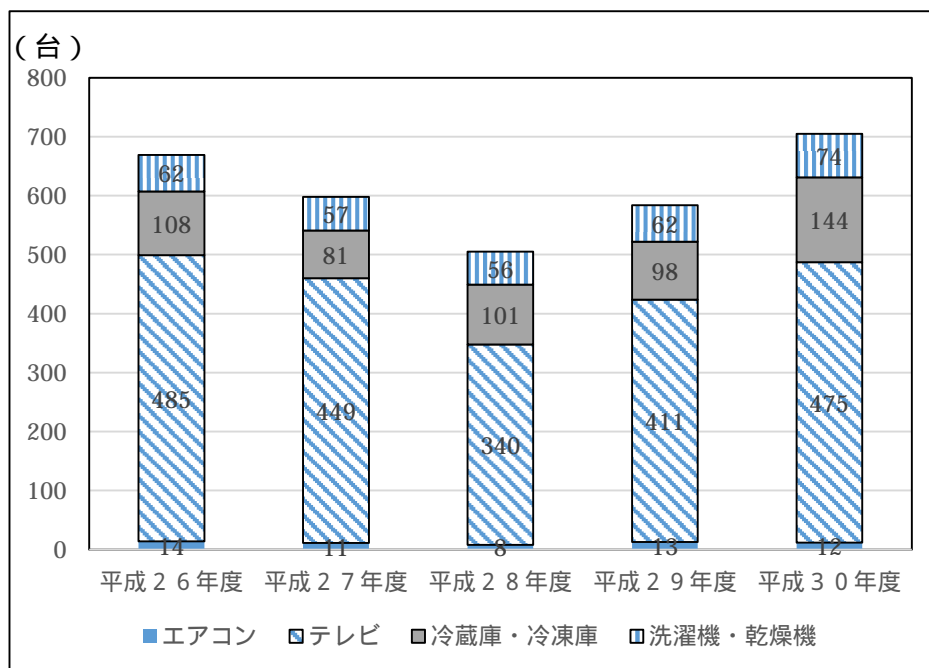
### 廃家電の不法投棄の状況

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、廃家電4品目の消費者による適正排出、小売業者による消費者からの引取、製造業者等による指定引取場所からの引取及び再商品化等が進められています。

廃家電4品目の不法投棄状況を見ると、品目別では、テレビが最も多く、次いで冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコンの順になっています。

図表 2-3-6 廃家電の不法投棄状況の推移

項目	(台数)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
エアコン	14	11	8	13	12
テレビ	485	449	340	411	475
冷蔵庫・冷凍庫	108	81	101	98	144
洗濯機・乾燥機	62	57	56	62	74
合計	669	598	505	584	705



図表 2-3-7 廃家電の不法投棄状況の推移

### 空きかん回収キャンペーンの状況

環境美化に対する意識を高めるため、昭和56年から毎年6月に、空きかん回収キャンペーンが市町主体で実施されています。

平成27年度から令和元年度までの本キャンペーンの実績は以下のとおりであり、令和元年度は8万2千人が参加し、約19万個の空きかんが回収されました。

図表 2-3-8 空きかん回収キャンペーン実績の推移

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回収個数(個)	336,730	203,674	259,799	220,198	194,249
回収重量(kg)	15,503	8,731	11,470	9,124	8,169
参加人数(人)	137,919	109,379	93,314	90,860	82,000

## 第2章 現状と課題

## 第3章 廃棄物の排出量及び処理量の将来予測



# 1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

## (1) 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測

1人1日あたりのごみ排出量の予測は令和3年度で958グラム/人・日、令和7年度で961グラム/人・日となり、令和元年度と比較して令和3年度には11グラム、令和7年度には8グラム減少するものの、横ばいか微増傾向で推移すると見込まれます。従って、前計画において設定した令和2年度の目標(886g/人・日)は、達成できない見込みです。

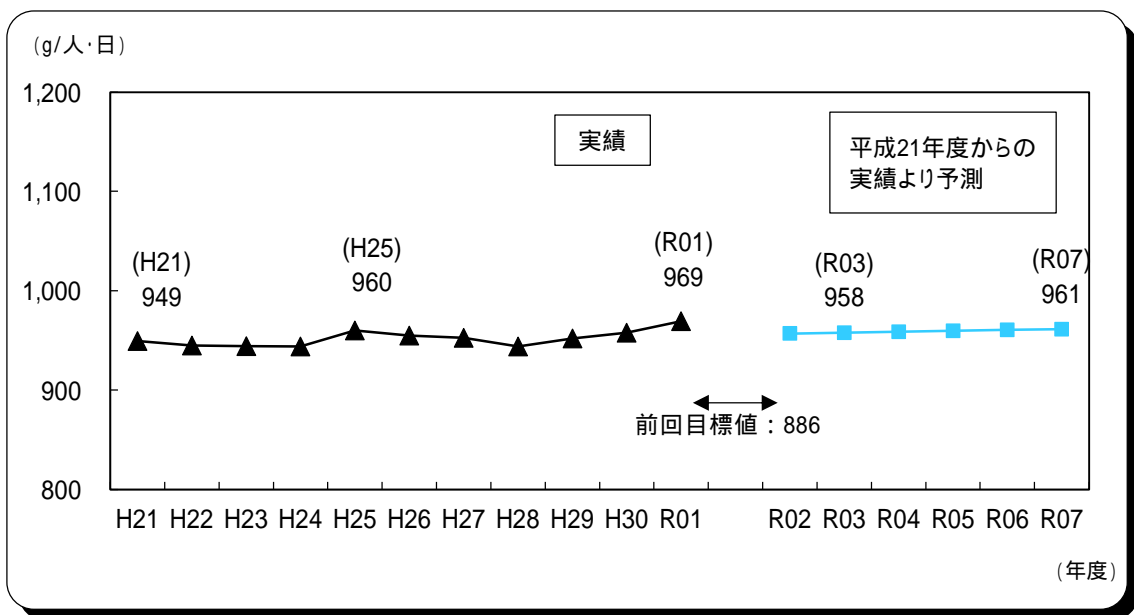
図表 3-1-1 1人1日あたりのごみ排出量の将来予測

項目 \ 年度	実績		予測	
	平成25年度	令和元年度	令和3年度	令和7年度
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	960	969	958	961
増減指数	99	100	99	99

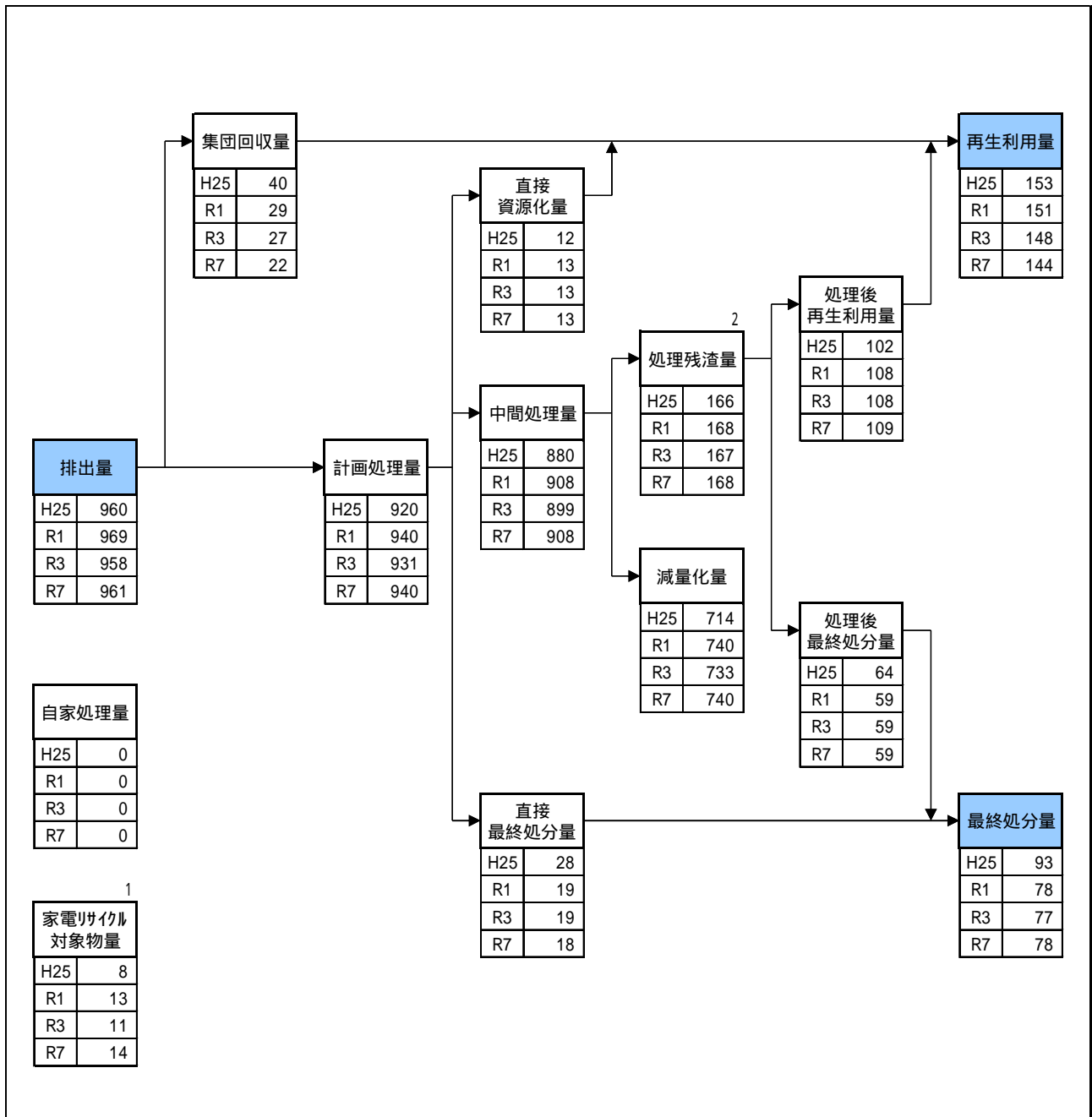
増減指数は令和元年度を100とする。

### (推計方法)

将来予測値は、過去の実績をもとに5種類のトレンド曲線推計式を用いて推計を行い、過去の実績をできるだけ良好に再現し、最も妥当と判断される2式の平均値を採用しています。



(単位：g / 人・日)



図表 3-1-2 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測結果

- 1 着色してある項目は、長崎県が目標を定める項目。
- 2 平成 25 年度及び令和元年度の数値は実績を掲載。
- 3 四捨五入の関係で数値が合わない箇所がある。
- 4 各処理量は令和元年度における排出量に占める割合で按分したもの。
- 5 中間処理や処理後再生利用量については、長崎県分別収集促進計画の目標値を考慮して算定した。
- 6 家電リサイクル対象物量（ 1 ）については、「家電リサイクル法の施行状況（引取実績）及び家電メーカー各社による家電リサイクル実績について（経済産業省）」などから算出した。
- 7 処理残渣量（ 2 ）については、焼却後の灰など最終処分されるもののほか、圧縮された空かんや紙くずなど再生利用にまわされるものも含まれており、その合計値を記載した。

(2) 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測

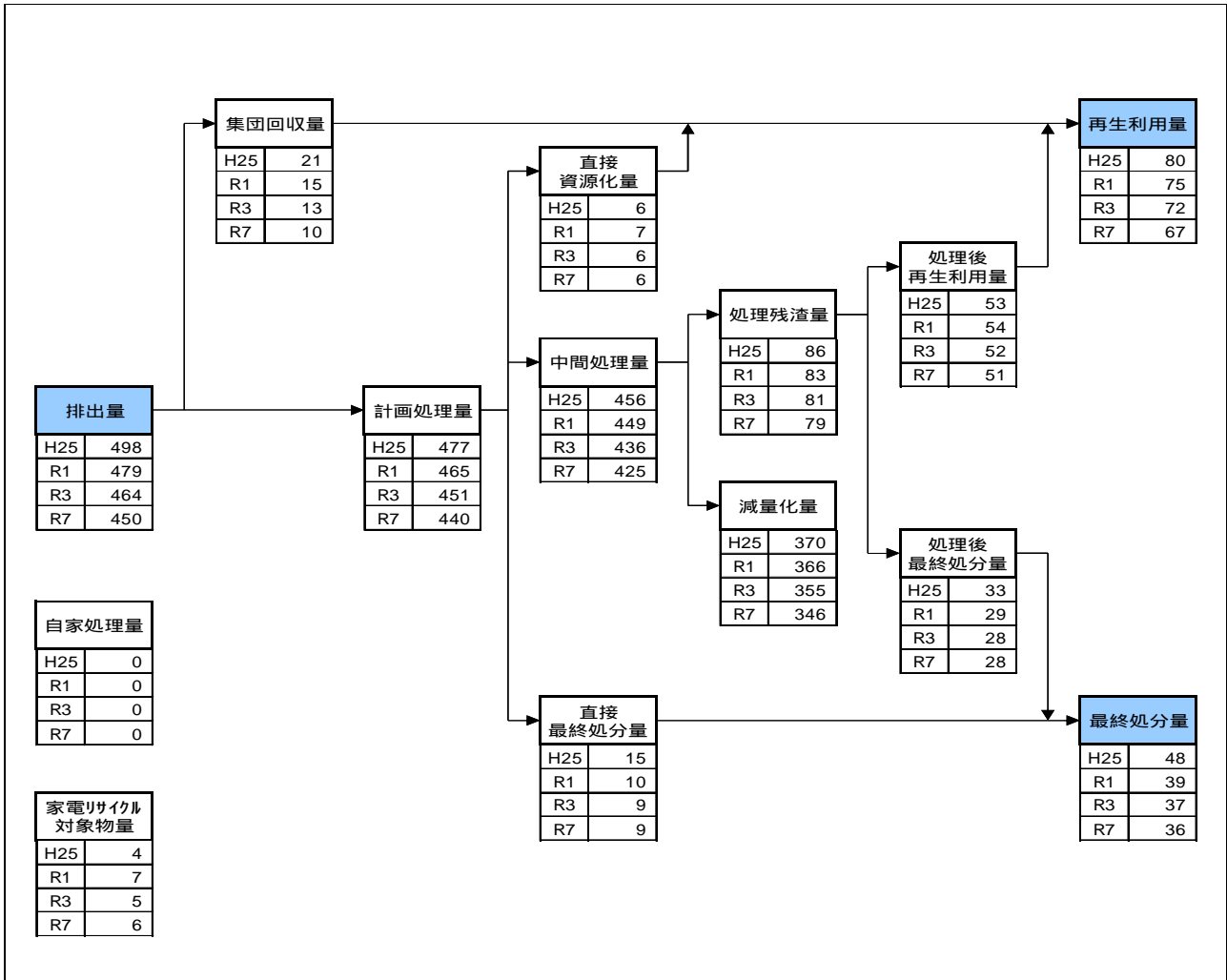
年間ごみ排出量は平成25年度で49万8千トン、令和元年度で47万9千トン。  
 平成25年度と比較して令和3年度で3万4千トン、令和7年度で4万8千トン減少するものと見込まれます。

図表 3-1-3 年間ごみ排出量の将来予測 (単位：千トン)

項目 \ 年度	実績		予測	
	平成25年度	令和元年度	令和3年度	令和7年度
年間ごみ排出量	498	479	464	450

年間ごみ排出量は、1人1日あたりの排出量に予測人口を乗じて算出した。

(単位：千トン)



図表 3-1-4 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測結果

図表 3-1-2 の注意書き 1 ~ 7 については本図表にも適用する

(3) し尿等の排出量及び処理量の将来予測

処理方式別人口の将来予測

処理方式別人口の将来予測結果は、図表 3-1-5 に示すとおりです。

本県では、引き続き下水道や浄化槽等の整備等が計画されているため、水洗化率も向上するものと予測されます。

図表 3-1-5 処理方式別人口の将来予測

(単位：千人)

項目	年度	実績		予測	
		平成 25 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 7 年度
行政区域内人口		1,420	1,348	1,327	1,282
公共下水道人口		775	797	797	784
浄化槽等人口		273	275	282	289
合併処理浄化槽等人口		228	235	245	256
単独処理浄化槽人口		45	40	37	33
汲み取りし尿等収集人口		372	276	248	209

将来予測値は、過去の実績をもとに 5 種類のトレンド曲線推計式を用いて推計を行い、過去の実績をできるだけ良好に再現し、最も妥当と判断される 2 式の平均値を採用した。

図表 3-1-6 水洗化率の将来予測

(単位：%)

項目	年度	実績		予測	
		平成 25 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 7 年度
水洗化率		73.8	79.5	81.3	83.7

し尿等の排出量・処理量の将来予測

し尿処理施設で処理するし尿及び浄化槽汚泥等の 1 人 1 日あたりの排出量は、処理人口が減少するため、処理量は減少するものと予測されます。

図表 3-1-7 し尿処理施設での処理量の将来予測

(単位：千 kL)

項目	年度	実績		予測	
		平成 25 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 7 年度
処理量		622	588	512	484
し尿		405	358	289	229
1 人 1 日あたりの排出量 (L/人・日)		2.99	3.56	3.04	3.00
浄化槽汚泥等		217	230	223	255
1 人 1 日あたりの排出量 (L/人・日)		2.17	2.29	2.18	2.42

将来予測値は、過去の実績をもとに 5 種類のトレンド曲線推計式を用いて推計を行い、過去の実績をできるだけ良好に再現し、最も妥当と判断される 2 式の平均値を採用した。

## 2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

### (1) 年間排出量の将来予測

産業廃棄物の発生量の将来予測については、各業種における活動量指標（以下に一部記載）の伸び率を、過去の動向（トレンド）から関数式を用いて予測し、これに現在の廃棄物量を乗じることで算出しました。

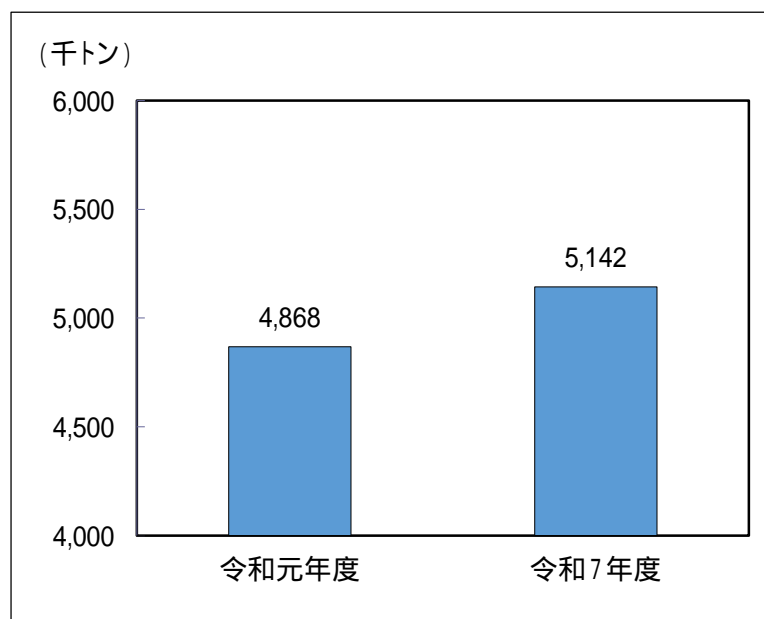
- ・ 工事完成工事高（建設業）
- ・ 製造品出荷額（製造業）
- ・ 給水人口（上水道業）
- ・ 処理人口（下水道業）

この結果、令和7年度の排出量は約514万トンと予測され、令和元年度の実績値と比べて約27万トン（5.6%）増加すると予測されます。

図表 3-2-1 産業廃棄物の排出量の将来予測結果

項目	年度	令和元年度	令和7年度
	排出量(千トン)		4,868
	(増減指数)	100.0	105.6

増減指数は令和元年度を100とする。



図表 3-2-2 産業廃棄物の排出量の将来予測結果

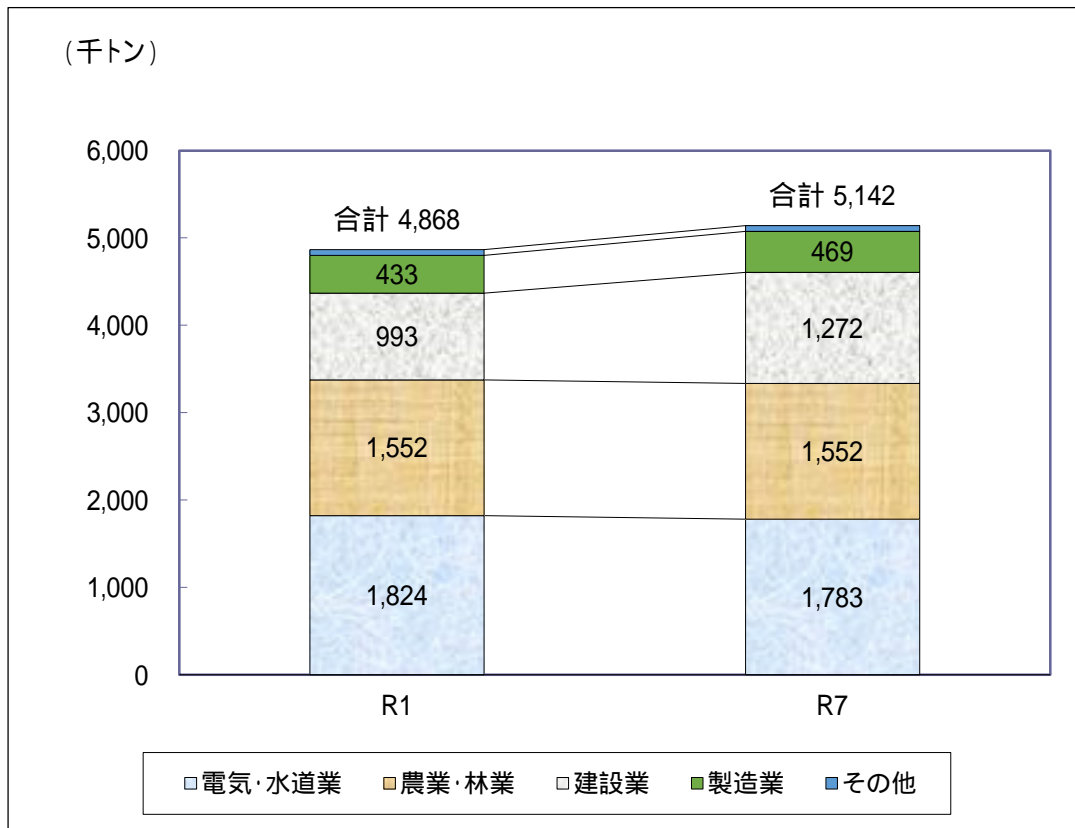
業種別排出量の将来予測

令和7年度の排出量は、令和元年度に比べ全体で約27万トン（5.2%）増加すると予測されます。増加量が多い業種は建設業であり、令和7年度までに約28万トン増加すると予測されます。一方、電気・水道業については約4万トン減少すると予測されます。

図表 3-2-3 業種別排出量の将来予測

	令和元年度		令和7年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	4,868	100.0	5,142	100.0
農業・林業	1,552	31.9	1,552	30.2
建設業	993	20.4	1,272	24.7
製造業	433	8.9	469	9.1
電気・水道業	1,824	37.5	1,783	34.7
運輸・郵便業	7	0.2	7	0.1
卸売・小売業	16	0.3	16	0.3
医療・福祉	14	0.3	14	0.3
サービス業等	28	0.6	28	0.6

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。



図表 3-2-4 業種別排出量の将来予測

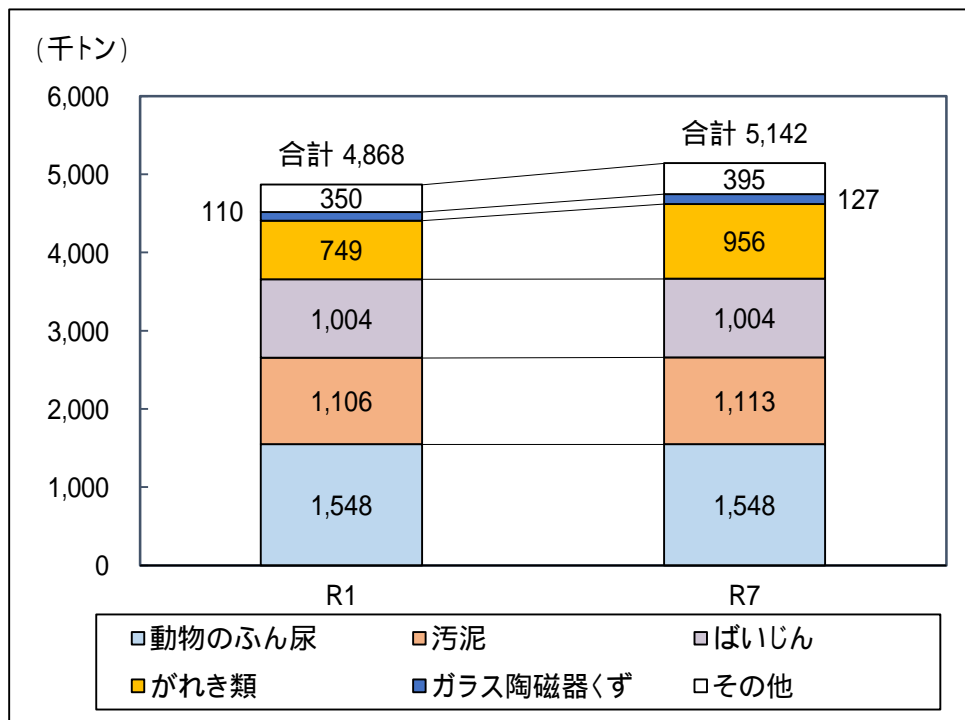
種類別排出量の将来予測

令和7年度の種類別排出量は、建設業の工事の増加により、特にがれき類や木くずなどが令和元年度に比べ増加すると予測されます。

図表 3-2-5 種類別排出量の将来予測

	令和元年度		令和7年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	4,868	100.0	5,142	100.0
燃え殻	56	1.1	57	1.1
汚泥	1,106	22.7	1,113	21.6
廃油	12	0.3	13	0.3
廃プラスチック類	56	1.2	62	1.2
木くず	99	2.0	123	2.4
動植物性残さ	25	0.5	28	0.5
金属くず	45	0.9	50	1.0
ガラス陶磁器くず	110	2.3	127	2.5
がれき類	749	15.4	956	18.6
動物のふん尿	1,548	31.8	1,548	30.1
ばいじん	1,004	20.6	1,004	19.5
特別管理産業廃棄物	2	0.0	2	0.0
その他	55	1.1	61	1.2

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。



図表 3-2-6 種類別排出量の将来予測

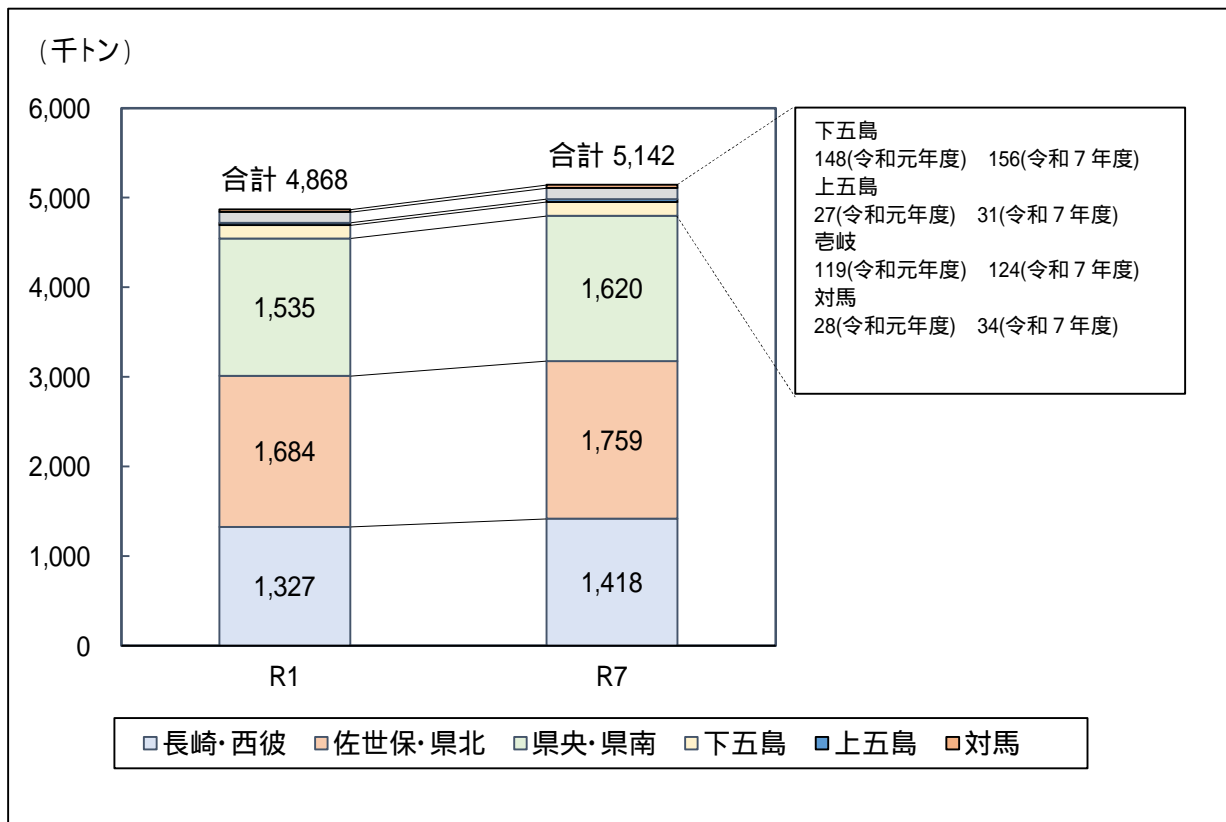
ブロック別排出量の将来予測

ブロック別に見ると、「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」において、排出量の増加量が多いと予測されます。これは、本土地区において、建設業からの排出量が増えると予測されるためです。

図表 3-2-7 ブロック別排出量の将来予測

	令和元年度		令和7年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	4,868	100.0	5,142	100.0
長崎・西彼	1,327	27.3	1,418	27.6
佐世保・県北	1,684	34.6	1,759	34.2
県央・県南	1,535	31.5	1,620	31.5
下五島	148	3.0	156	3.0
上五島	27	0.6	31	0.6
壱岐	119	2.4	124	2.4
対馬	28	0.6	34	0.7

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。



図表 3-2-8 ブロック別排出量の将来予測



## (2) 処理量の将来予測

処理量の将来予測については、各業種が排出する産業廃棄物の種類毎において各排出量に対する自己処理率や再生利用率、減量化率、最終処分量が現状のまま推移すると仮定し推計しました。

その結果、令和7年度の再生利用量は約338万トンとなり、令和元年度に比べ約26万トン増加するものと予測されます。

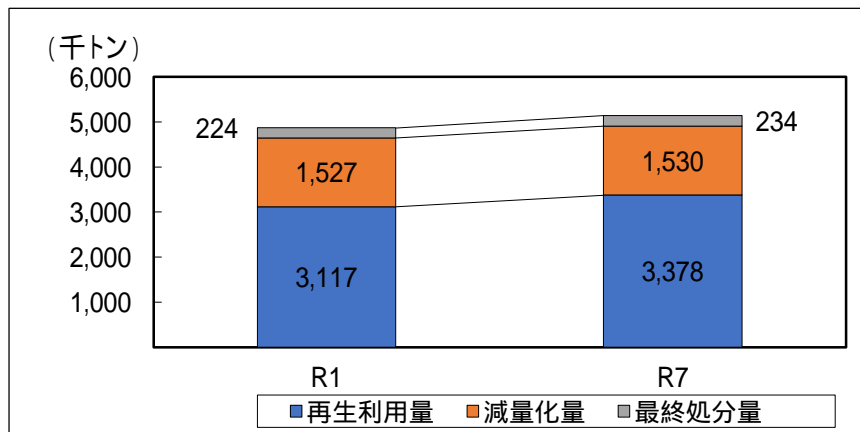
また、令和7年度の間接処理による減量化量は約153万トンで、令和元年度に比べほぼ横ばいであり、最終処分量は約23万トンで、令和元年度に比べ約1万トン増加すると予測されます。

再生利用量の増加量が大きいののは、建設業の工事の増加に伴い、再生利用率の高いがれき類（再生利用率（令和元年度実績）：98%）や木くず（同89%）の排出量が増加すると予測されていることが主な要因です。

図表 3-2-9 処理量の将来予測

年度	令和元年度	令和7年度
排出量	4,868	5,142
増減指数	100.0	105.6
再生利用量(千トン)	3,117	3,378
排出量に対する割合(%)	64.0	65.7
増減指数	100.0	102.6
減量化量(千トン)	1,527	1,530
排出量に対する割合(%)	31.4	29.7
増減指数	100.0	94.8
最終処分量(千トン)	224	234
排出量に対する割合(%)	4.6	4.6
増減指数	100.0	99.1

- 1 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 増減指数は令和元年度を100とする。



図表 3-2-10 処理量の将来予測

## 第4章 目標の設定

# 1 長崎県の目指す将来像と基本目標

## (1) 将来像

本県では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、本県の目指す将来像を、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、これまで取り組んでまいりました。

一方、近年では、地球温暖化や異常気象、レアメタルなどに代表される資源の枯渇や海洋プラスチックごみによる汚染の問題への対応も必要となっており、脱炭素社会や自然共生社会に配慮した取組を実施しなければなりません。

さらに、リサイクルの分野では、運搬による環境負荷を低減するとともに、循環資源をより有効に活用するために、地域のものは可能な限り地域で循環させる仕組み作りが必要となります。

このようなことから、本県の目指す将来像を引き続き、ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、脱炭素社会や自然共生社会に配慮しながら、持続可能な循環型社会の実現を目指していきます。

「ゴミゼロながさき」の推進にあたっては、県民、事業者、NPO、大学、行政などの各主体が、自分のできる取組に積極的に関与し、相互に連携・協働していくことを基本として、各種政策を展開していきます。

## (2) 基本目標

本県の目指す将来像を実現するため、具体的な施策や活動の基本となる目標を次のとおり定めます。

この3つの基本目標を柱にして、「ゴミゼロながさき」実現のため、各種取組を実施します。

### 廃棄物発生量の最小化

4Rを推進することにより、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促進して廃棄物の発生量が最小化される長崎県を目指します。

#### 【4R】

- Refuse (リフューズ) : マイバッグを持参しレジ袋を断るなど、家庭などにごみとなるものを持ち込まないよう「断る」
- Reduce (リデュース) : ものを大切にし、ごみとして出すものを「減らす」
- Reuse (リユース) : そのままの形で「再使用する」
- Recycle(リサイクル) : 廃棄物となったものを一度処理し、原材料として新しいものに作りかえて「再生利用(リサイクル)する」

### 環境を考えた処理体系の構築

最小化した廃棄物について、安全に適切な方法で処理するための施設については整備されつつありますが、さらに、熱回収の効率化、施設の広域化や分別回収の拡充などの取組を推進し、環境に配慮した処理ができる長崎県を目指します。

### 県民のゴミゼロ意識の確立

県民、事業者、NPO、大学、行政などにより形成されているネットワークを活用し、環境教育や啓発活動を実施することで、ゴミゼロながさきへ向けた取組の必要性を県民一人ひとりが自覚し、身近にできる活動から実践していく長崎県を目指します。



図表 4-1-1 長崎県が目指す将来像

この図は、長崎県が目指す、ゴミのない資源循環型社会の将来像を表しています。将来像の実現のために、3つの基本目標や具体的な減量化等の目標を設け、県民、事業者、NPO、大学、行政などの各主体が互いに連携・協働しながら各々の役割を分担することをイメージしています。

## 2 一般廃棄物の数値目標

令和7年度におけるごみの排出量等の目標値を以下のように設定します。

### 排出量

令和7年度の排出量予測値に比べ、1人1日あたり「61g」削減します。

### 再生利用量

排出量の「20.0%」に増加させます。

### 【予測値】

	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測値)	令和7年度 (予測値)
排出量(1人1日あたり)	969g/人・日	958g/人・日	961g/人・日
排出量	479千トン	464千トン	450千トン
再生利用率	15.8%	15.4%	15.0%
再生利用量	75千トン	72千トン	67千トン
中間処理による減量	362千トン	355千トン	346千トン
最終処分量	39千トン	37千トン	36千トン

排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「集団回収量」

再生利用量 = 「集団回収量」 + 「直接資源化量」 + 「処理後再生利用量」

中間処理による減量 = 「中間処理量」 - 「処理後再生利用量」 - 「処理後最終処分量」

最終処分量 = 「直接最終処分量」 + 「処理後最終処分量」

### 【目標値】

	令和7年度 (目標値)	参考 (総重量換算)
排出量(1人1日あたり)	900g/人・日	421千トン
再生利用率	20.0%	89千トン

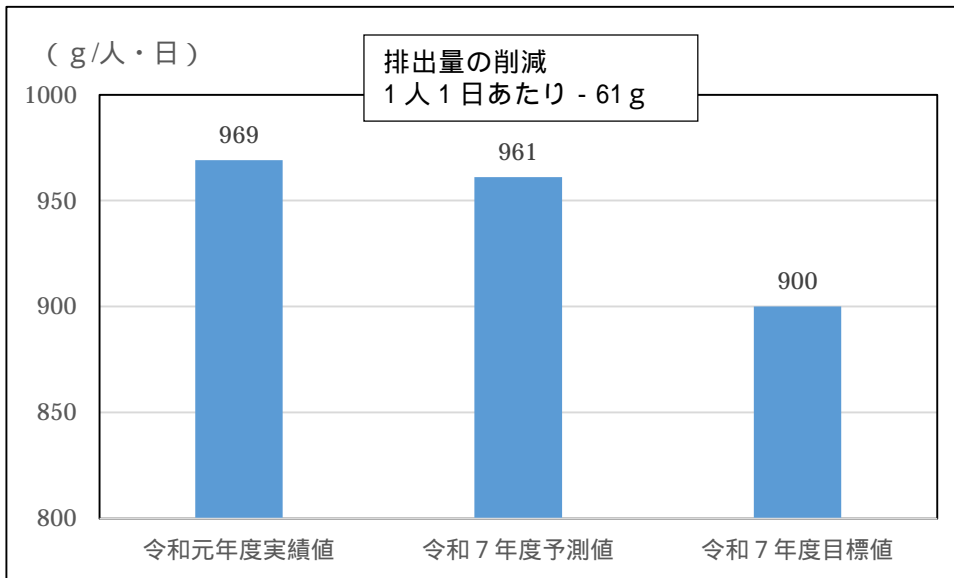
(目標の意味合い)

<排出量>

- ・これまでに行ってきた排出量削減の取組を継続しつつ、特に、食材の食べ切り使い切り、生ごみの水切りや事業所から出る紙ごみの排出削減を推進することにより、令和7年度予測値に比べ、1人1日あたり61g削減することを目標としました。

<再生利用率>

- ・再生利用率については、全国の再生利用率19.9%(平成30年度)と同水準となる再生利用率20.0%を目標としました。



令和7年度の排出量予測値は、961g/人・日です。これを、目標値900g/人・日まで削減するためには、県民1人1日あたりさらに61gの削減が必要です。

図表 4-2-1 排出量の実績値と目標値の比較

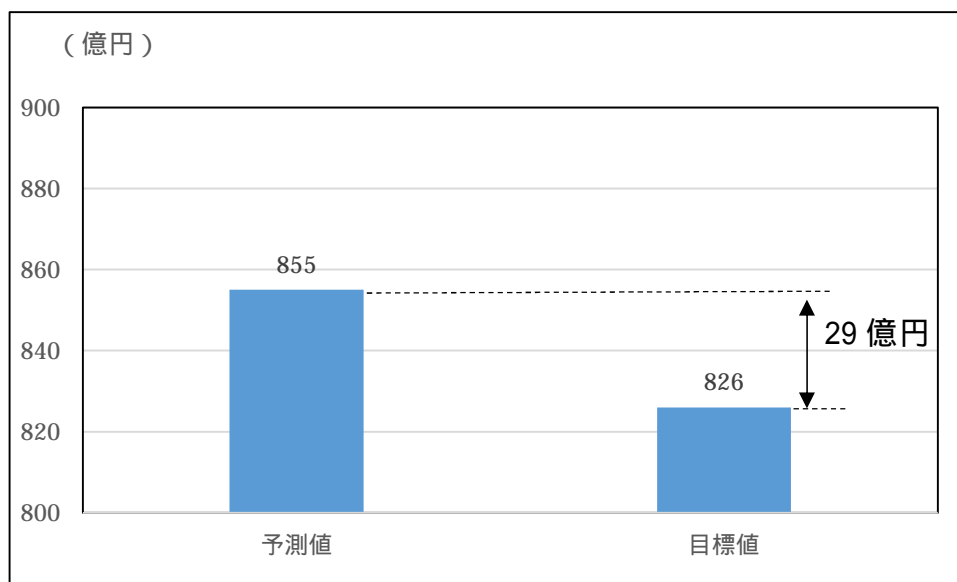
[61gの目安]

ご飯1膳の半分程度、A4コピー用紙で約15枚が61g程度となります。



目標達成による経費削減効果

排出量を目標値まで削減すると、ごみ処理経費(ごみ进行处理するためにかかる処理及び維持管理費)は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、約29億円削減できます。



図表4-2-2 目標値を達成した場合のごみ処理経費  
(令和3年度から令和7年度までの累計)

図表4-2-3 予測値と目標値におけるごみ処理経費の比較

	令和3年度から令和7年度までの累計		
	予測値	目標値	差
排出量 (千トン)	2,287	2,211	76
処理・維持管理費 (億円)	855	826	29

処理及び維持管理費の単価は37,373円/トン(令和元年度実績)とする。



### 3 産業廃棄物の数値目標

令和7年度における排出量等の目標値を以下のように設定します。

**排出量**

令和元年度の排出量「486万8千トン」を維持します。

**再生利用率**

排出量の「66%」に増加させます。

**【予測値】**

	平成26年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和7年度 (予測値)
排出量	4,469千トン	4,868千トン	5,142千トン
再生利用率	60%	64%	66%
再生利用量	2,702千トン	3,117千トン	3,378千トン
中間処理による減量	1,586千トン	1,527千トン	1,530千トン
最終処分	180千トン	224千トン	234千トン

**【目標値】**

	令和7年度 (目標値)	参考 (総重量換算)
排出量	4,868千トン	-
再生利用率	66%	3,213千トン

1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

**(目標の意味合い)**

**<排出量>**

- ・排出量については、増加することが予測されていますが、各業種において排出抑制に努め、令和元年度の排出量(486万8千トン)を維持することを目標としました。

**<再生利用率>**

- ・再生利用率については、廃棄物の種類ごとに定める目標が達成された場合の再生利用率(66%)を目標としました。

### 第二次・三次産業の目標値

産業廃棄物のうち第一次産業の排出量は、全産業廃棄物の約3割を占めています。また、その約7割が堆肥として再利用されており、再生利用量の約4割を占めています。このように、第一次産業の処理状況は産業廃棄物全体の数値目標に大きな影響を与えています。

ここでは、第二次・三次産業における排出量等の目標を別に設定することにより、排出事業者責任及び拡大生産者責任を視野に入れた設備投資や新技術の開発など、事業者を中心に一層の努力を促すものとします。

図表 4-3-1 第二次・三次産業における目標値

	令和元年度 (実績)	令和7年度 (予測値)	令和7年度 (目標値)
排出量(千トン)	3,307	3,582	3,307
再生利用率(%)	60	63	66

1 「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

2 全産業の産業廃棄物排出量から農林業(動物のふん尿)等を除いた数値。

### 種類別の目標値

本計画に掲げる種類別の目標値は以下のとおりです。

これらの取組によって、令和7年度における産業廃棄物全体の再生利用量を約321万トン、再生利用率を66%(令和元年度:約312万トン、64%)とすることを目指します。

図表 4-3-2 産業廃棄物の種類別処理目標値

産業廃棄物の種類		主な排出業種	令和元年度の 処理処分状況( 1)	令和7年度における 数値目標
燃え殻		電気業	[再生利用] 排出量の 23%	[再生利用] 排出量の 47%
汚泥	有機性汚泥	製造業 水道業(下水道)	[再生利用] 排出量の 3% [減量化] 排出量の 97%	[再生利用] 排出量の 4% [減量化] 排出量の 96%
	無機性汚泥	建設業 製造業 水道業(上水道)	[再生利用] 排出量の 13% [減量化] 排出量の 85%	[再生利用] 排出量の 6% [減量化] 排出量の 94%
木くず		建設業	[再生利用] 排出量の 89% [減量化] 排出量の 10%	[再生利用] 排出量の 83% [減量化] 排出量の 15%
金属くず		製造業	[再生利用] 排出量の 94%	[再生利用] 排出量の 98%
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		建設業 製造業	[再生利用] 排出量の 71%	[再生利用] 排出量の 75%
鋳さい		製造業	[再生利用] 排出量の 20%	[再生利用] 排出量の 90%
がれき類	コンクリート片	建設業	[再生利用] 排出量の 99%	[再生利用] 排出量の 100%
	廃アスファルト	建設業	[再生利用] 排出量の 100%	[再生利用] 排出量の 100%
	その他の建設廃材	建設業	[再生利用] 排出量の 84%	[再生利用] 排出量の 95%
動物のふん尿		農業(畜産業)	[再生利用] 排出量の 72% [減量化] 排出量の 28%	[再生利用] 排出量の 73% [減量化] 排出量の 27%
ばいじん		電気業	[再生利用] 排出量の 89%	[再生利用] 排出量の 90%
その他の種類( 2) (特別管理産業廃棄物を除く)		全業種	[再生利用] 排出量の 58%	[再生利用] 排出量の 90%
産業廃棄物全体			[再生利用] 排出量の 64%	[再生利用] 排出量の 66%

1 処理処分状況は、「令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査」から算出。

2 その他の種類：廃プラスチック類、動植物性残さ、紙くず、廃油、廃酸、廃アルカリ等

## 4 数値目標を達成するための重点的な取組方針

### (1) 一般廃棄物の数値目標を達成するための重点的な取組方針

#### 食品ロスの削減

世界中では飢餓に苦しむ人々がたくさん存在している一方で、日本古来の収穫に感謝し、食べ物を大切にするという食文化の伝統が忘れられ、大量消費、大量廃棄の傾向にあります。一般廃棄物の多くはいわゆる食べ残しなどの生ごみ(厨芥類)由来であり、食品ロスを減らすことが、一般廃棄物の削減のために非常に有効です。また、組成調査では、水分の量が48.0%とほぼ半分を占めており、その多くは生ごみ由来であることから、生ごみを出す時にはしっかり水切りをするなど、日常生活の中で一人ひとりが意識して取り組むことも一般廃棄物の削減につながります。

#### 紙類の削減とリサイクルの推進

一般廃棄物の組成調査では、紙類・布類は26%程度であり、水分の次に多く組成を占めています。この組成率は集団回収される新聞や雑誌、ダンボール等は原則として含まれていないが、これらと同様に集団回収が可能となる雑紙類が相当数含まれています。これらの雑紙類の排出量を削減して、市町が行う集団回収等によるリサイクルを率先的に行うとともに、民間の古紙類回収や機密文書リサイクルの利用拡大やテレワークの普及等によるコピー用紙の削減などに取り組むことが、一般廃棄物の削減と再生利用率の向上のために非常に有効です。

#### ごみ処理の仕組みの学習や実践活動の充実

県民の廃棄物に関する関心度は個々人で異なっており、ごみの減量化やリサイクルの取組意識や取組内容は個人によりばらつきがあります。これを環境教育の一環として県民にその重要性を啓発し、県民のゴミゼロ意識の確立を目指すことが重要です。その手法としては、例えばごみ処理施設でのごみ処理やリサイクルの仕組みを学んだり、地域で行われる集団清掃などを通して意識を高めてもらうことが非常に有効です。

### (2) 産業廃棄物の数値目標を達成するための重点的な取組方針

産業廃棄物は事業活動により排出されるため、製造業者などが排出事業者責任を十分に認識し、適正処理を行うとともに、より産業廃棄物の排出が少ない製品の開発やその利用、リサイクルしやすい素材を選択するなど、産業廃棄物の削減に努めていくことが有効です。

## 第4章 目標の設定

## 第5章 目標達成のための取組

# 1 「ゴミゼロながさき」実現のための取組方針

「ゴミゼロながさき」の実現のための取組を推進するにあたっては、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、二酸化炭素の排出が少ない脱炭素社会に向けた取組や自然の恵みを楽しみ継承する自然共生社会に向けた取組と統合した取組を推進していきます。

また、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広げていくことが重要であるため、地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環共生圏の形成を推進していきます。

## (1) 持続可能な社会に向けた統合的取組の推進

私たちの日常生活や経済活動は、自然環境の中で営まれており、経済・社会の活動はその基盤となる環境を持続可能に利用できることが前提になっています。ところが、近年、温室効果ガスの影響と考えられる温暖化や集中豪雨などの異常気象や、レアメタル、化石燃料等の資源枯渇などが、私たちの生活や経済にも多くの影響を与えています。

平成30年6月19日に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界」と、「環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上」を持続可能な社会づくりとの統合的取組の将来像として、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めています。

持続可能な社会に向けた統合的取組のイメージ

(出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画(パンフレット)」平成30年6月)



## (2) 地域循環共生圏形成に向けた取組の推進

地域循環共生圏とは、国の第五次環境基本計画で提唱された、持続可能な社会構築のための考え方で、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための一つの鍵とされています。地域（農山漁村など）には少子高齢化・人口減少等に起因する課題が顕在化している一方、美しい自然景観など多様な地域資源を有していますが、人口減少に加え、地方から都市への人口流出は地方の若年人口、生産年齢人口の減少を招き、結果として農林業の担い手が減少するなど、地域コミュニティの弱体化や地域の環境保全の取組にも影響を与えています。

国全体で持続可能な社会を構築するためには、地域が持続可能である必要があります。各地域がその特性を生かして補完し合いながら、異なる資源を循環させる自立・分散型の社会を形成することで、地域も都市も持続可能となる地域循環共生圏の構築をめざしていく必要があります。



(出典：環境省「地域循環共生圏（循環分野）形成に向けて（パンフレット）」平成30年10月)



### ( 3 ) SDGs の推進

2015 年（平成 27 年）の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため 2030 年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17 のゴール（分野別目標）及び 169 のターゲットが提示されており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



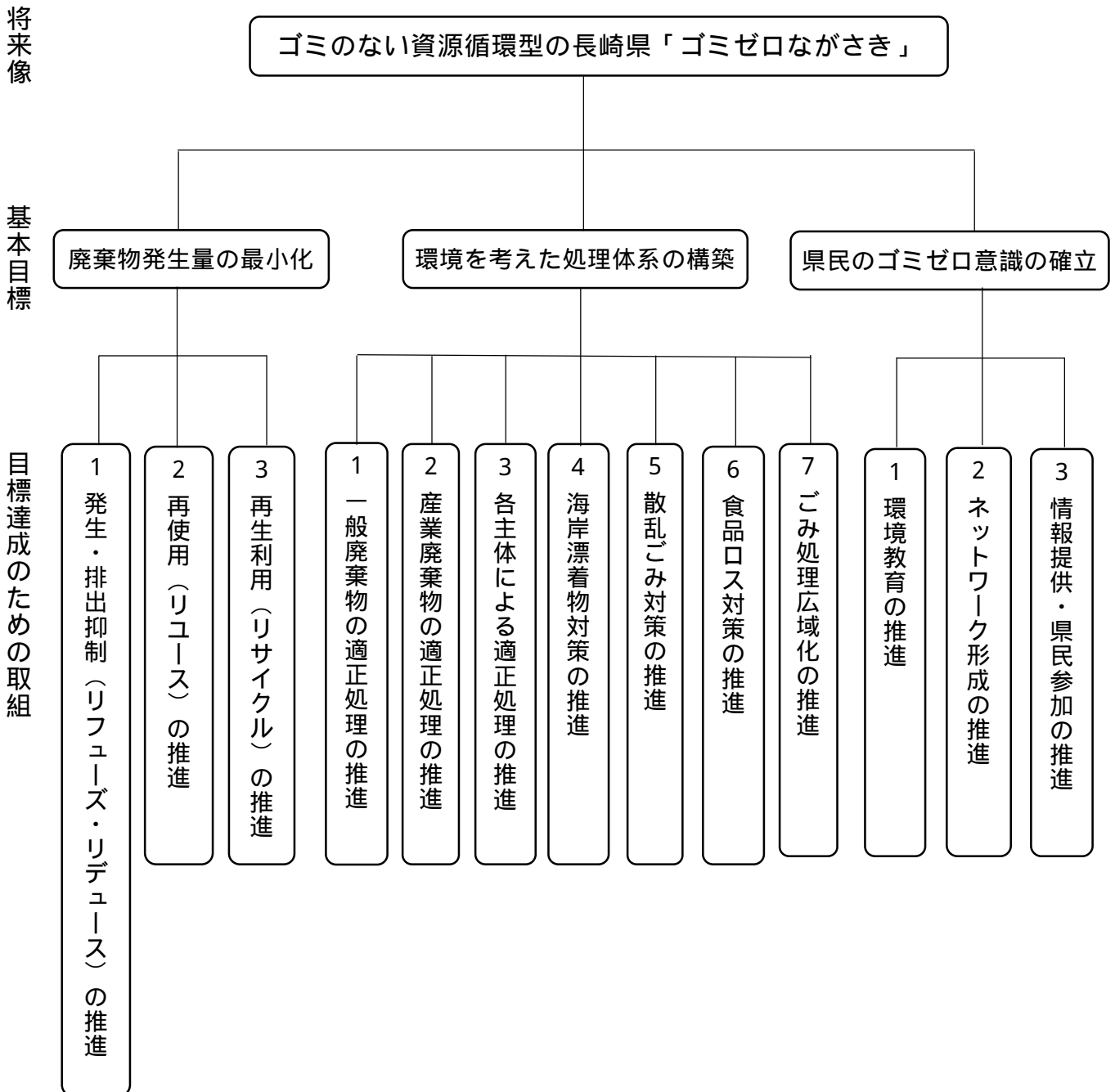
目標 1_貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2_飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3_すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4_質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
目標 5_ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標 6_安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標 7_エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーへのアクセス：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8_働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9_産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10_人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
目標 11_住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標 12_つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13_気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14_海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15_緑の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16_平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17_パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

部分は長崎県廃棄物処理計画で目指すこととする目標です。

### (4)「ゴミゼロながさき」実現のための取組体系

本県の目指す将来像である「ゴミゼロながさき」の実現に向けて、3つの基本目標を達成するための取組体系は、以下のとおりです。



## 2 廃棄物発生量の最小化への取組

循環型社会形成推進基本法は、社会における物質循環の形成を通じた、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的としており、廃棄物処理の優先順位についても規定しています。まず、廃棄物の発生や排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物については適正に処分することとされています。

そのため、本県では廃棄物の減量化について、「4R (Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)」を推進することを基本的な考え方としており、今後も引き続きこの考え方に基づき取り組んでいきます。

また、本県においては、県民、事業者、NPO、大学、行政などで構成する「ながさき環境県民会議」を設置し、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルに取り組む活動指針として「ゴミゼロながさき実践計画」を定めており、この実践計画に基づいて、廃棄物の最小化の具体的な取組を推進しています。

Refuse (リフューズ) : 断る。

家庭や事業所に、ごみとなるものを持ち込まない行為です。  
マイバッグを持参しレジ袋を断ること、使い捨ての商品を買わないことなどです。

Reduce (リデュース) : 減らす。

ものを大切にし、ごみとして出さない行為です。  
必要以上にものを買わないこと、壊れにくく長持ちする商品を選ぶことなどです。

Reuse (リユース) : 再使用する。

そのままの形で再使用する行為です。  
ビールびんなどのリターナブル容器を使用したり、フリーマーケットなどで自分には不要になった衣類等を再使用してもらうことなどです。

Recycle(リサイクル) : 再生利用する。

廃棄物となったものを一度処理し、原材料として新しいものに作りかえて使用する行為です。  
いわゆる空きかんやペットボトルのリサイクルなどです。

## (1) 発生・排出抑制（リフューズ・リデュース）の推進

### 県民の取組

#### ア．廃棄物を出さないライフスタイルへの転換

- ・マイバッグやふるしきを持参するなど、廃棄物となるものをできるだけ家庭に持ち込まないようにし、廃棄物の発生を抑制するライフスタイルへの転換に取り組みます。
- ・故障したものは修理してできるだけ長期間使用するなど、「もったいない」の精神のもと、廃棄物の排出を抑制するライフスタイルへの転換に取り組みます。

#### イ．家庭でできる減量化

- ・生ごみの堆肥化、廃食用油のバイオディーゼル燃料化、マイバッグ運動への積極的参加など、家庭でできる廃棄物の減量化に積極的に取り組みます。
- ・賞味期限への正しい理解を深めるとともに適量の購入等により、食材の食べ切り使い切りに努めます。また、生ごみの水切りに取り組みます。

### 事業者の取組

#### ア．廃棄物を出さない事業活動の推進

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造・輸送工程などの工夫を行い、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組みます。具体的には、食材の使い切り、生ごみの水切りやコピー用紙の使用枚数削減など、各業種でできる取組を行っていきます。

#### イ．多量排出事業者の処理計画による減量化の推進

- ・一般廃棄物の多量排出事業者は、市町の指示に従って処理計画を作成し、廃棄物の減量化に取り組みます。
- ・産業廃棄物の多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき処理計画を策定し、廃棄物の減量化に取り組みます。さらに翌年度には、計画の実施状況報告書を作成し県（長崎市・佐世保市の事業者にあっては市）へ提出し、廃棄物減量化の進捗状況を確認することで、減量化の改善に取り組みます。

#### ウ．消費者に配慮した事業活動の推進

- ・廃棄物の発生が少ない商品を消費者が積極的に購入できるよう、量り売りや無包装、簡易包装の推進など、県民の廃棄物発生・排出抑制に積極的に協力します。
- ・詰め替え商品の生産・普及を図るとともに、「良いものを、長く、大切に使用する」をコンセプトとし、故障した場合にも、容易に修理や部品交換ができる製品作りに取り組みます。

エ．廃棄物の発生・排出抑制運動への協力

- ・マイバッグ持参運動によるレジ袋削減など、市民団体や行政が行う廃棄物の発生・排出抑制運動に協力します。

オ．環境経営の推進

- ・事業活動を環境に配慮したものに変わっていくため、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO 14001 や、環境省が定めた環境経営システムであるエコアクション 21などを導入し、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等に取り組めます。

**行政の取組**

ア．排出抑制に向けた取組への支援

- ・食材の食べ切り使い切り、生ごみの水切りや、紙ごみの排出抑制といった取組を推進するための啓発を行います。
- ・コンポスト容器や生ごみ処理機の購入に対する助成を行うとともに、生ごみ堆肥化運動についても支援を行うなど、県民が発生抑制を実践する場合の経費負担の軽減に努めます。
- ・これまで実施してきたマイバッグ持参運動等を継続しながら、令和2年7月から義務化されたレジ袋有料化を契機として、県民のマイバッグ持参等によるレジ袋削減をさらに進めます。
- ・小売業などの事業者や商工団体等と連携し、レジ袋有料化により得られる収益金を地域の環境活動の活性化につなげていく施策等を検討します。
- ・排出事業者を対象とする研修会を開催し、事業者が取り組むべき廃棄物の発生・排出抑制対策について周知、啓発を図ります。

イ．環境マネジメントシステム導入への支援

- ・事業者が自主的・主体的に取り組む環境マネジメントシステムの導入を促進するため、研修会の開催及び認証取得のための情報提供に努めます。

ウ．産業廃棄物税の活用支援

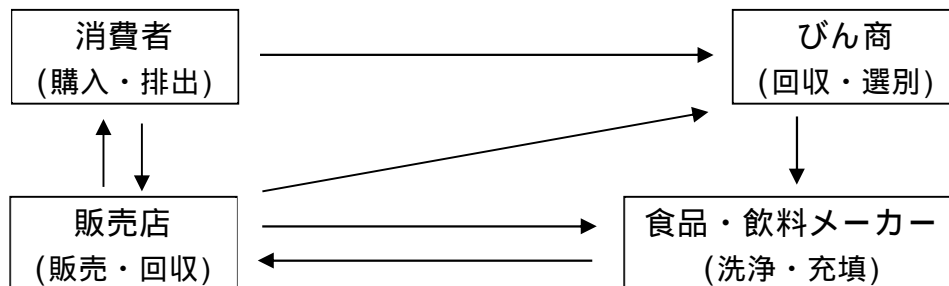
- ・循環型社会の形成を目的として平成17年4月に導入した産業廃棄物税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を図る事業に取り組めます。

## (2) 再使用（リユース）の推進

### 県民の取組

- ア．フリーマーケット等を活用した不用品の交換・売買による有効利用
- ・まだ使えるけどいらなくなったものや使わなくなったものを交換し、売買する場として、フリーマーケットやガレージセール、リサイクルショップ、インターネットオークションなどが活用されており、これらの場を有効に利用して再使用に努めます。
- イ．リターナブル容器商品購入の推進
- ・ビールびんや牛乳びんのように、使用後に回収された後、きれいに洗ってくり返し使用するリターナブル容器は、ごみの減量に役立つばかりでなく、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量を削減する点でも優れています。このようなリターナブル容器商品を積極的に購入します。

(リターナブルびんの流れ)



Rマークびん



日本ガラスびん協会が、規格統一リターナブルびんとして認定したびんには、Rマークが付いています。

同じ規格のリターナブルびんを様々な商品に使い回すことにより、リユースの効率が上がります。また、超軽量リターナブルびんなど、新しいタイプのリターナルびんの開発も進められています。

### ウ．容器包装の有効活用の推進

- ・詰め替えられる洗剤やシャンプー等の商品を選ぶなど、容器包装を有効に活用します。

### 事業者の取組

#### ア．再使用を意識した製品の開発

- ・使用済みの製品を回収したときに、再び製品又は製品の一部として再使用できるような製品の開発に努めます。
- ・リターナブル容器を使用した製品の製造や販売に努めます。

**行政の取組**

**ア．リユース機能を併せ持ったリサイクルセンターの整備**

- ・家具や家電製品、おもちゃなどを修理して再使用することは、廃棄物の減量化に役立つばかりでなく、そのような場所の提供は、廃棄物に関する意識の啓発にもつながります。家具などの修理技術等を持ったボランティアが集い、そこで不用品の修理や再生を行ったり、子どもたちの学習の場としての機能を併せ持った環境に関する情報の発信センターとなるようリサイクルセンターの整備に努めます。

**イ．地域リユースの場や体制づくり**

- ・地域循環に向けた取組を推進するため、フリーマーケットなどを活用した衣類や家庭用品などの地域リユースの場や体制づくりに取り組みます。



### (3) 再生利用（リサイクル）の推進

#### 県民の取組

##### ア．廃棄物の分別排出の徹底

- ・一般廃棄物の排出にあたっては、市町が設定する分別区分に応じて排出することを徹底し、市町の再生利用の取組に協力します。
- ・自動車や家電製品など各種リサイクル法の対象品目については、法に基づいた方法で適切に排出します。
- ・県や市町が実施するキャンペーンなどに協力し、全国と比べて、再生利用率が低い紙類の再生利用を推進します。お菓子の紙箱やティッシュペーパーの箱など身近にある紙類（雑紙）を、燃えるごみとして排出せずに、市町ごとに定められた方法で再生利用を進めます。

##### イ．自治会等が行う集団回収への参加

- ・自治会や子ども会などが実施する廃品回収・集団回収に、積極的に参加します。

##### ウ．廃食材の地産地消への参加

- ・生ごみの肥料化や廃食用油のバイオディーゼル燃料化など地域で有効活用するリサイクルの取組へ積極的に参加します。

##### エ．適切な費用負担

- ・廃家電製品の収集運搬料金やリサイクル料金、自動車に係るリサイクル料金など適切な費用を負担します。

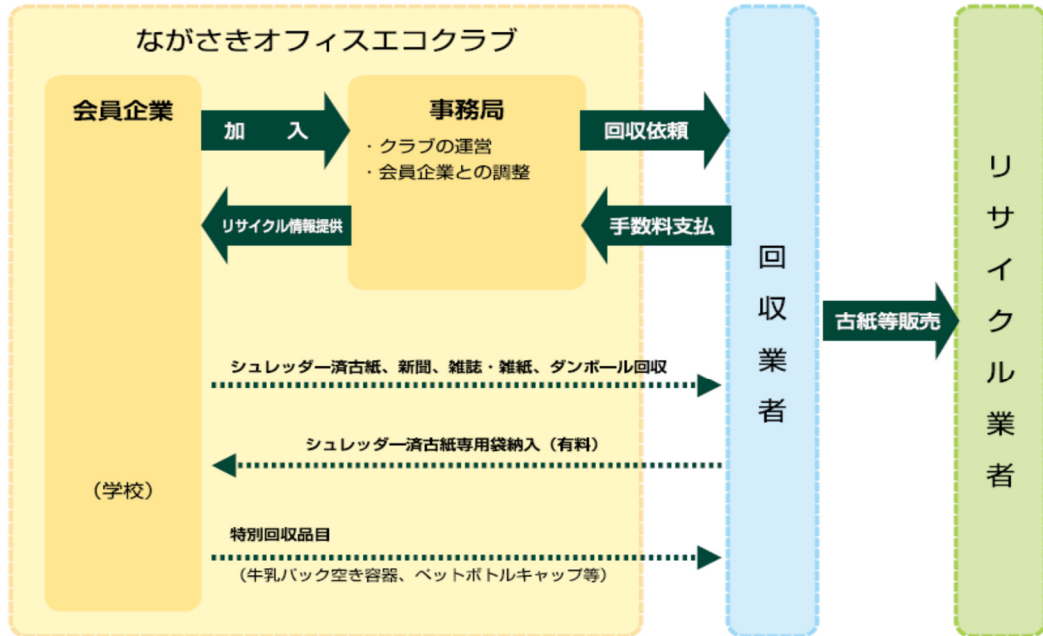
#### 事業者の取組

##### ア．廃棄物の分別排出及びリサイクルに配慮した処理の徹底

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に分別し、リサイクルに配慮した処理を推進します。
- ・廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、リサイクルに配慮した処理を実施するための適正な対価を負担します。
- ・県や市町が実施するキャンペーンなどに協力し、全国と比べて、再生利用率が低い紙類の再生利用を推進します。ダンボール、紙箱やコピー用紙などを、燃えるごみとして排出せずに再生利用を行います。特に、機密文書に関しては、焼却処分からセキュリティを十分担保できるリサイクル処理への転換に努めます。
- ・事業者間で連携・協働し、廃棄物のリサイクルに取り組みます。

事業者間で連携・協働し取り組まれている事例

単独の事業者では排出される古紙類の量が少なく、回収・リサイクルが進まなかったことから、複数の事業者で平成19年3月に「ながさきオフィスエコクラブ」を組織しました。会員企業や小中学校から出る古紙類を資源化しています。  
 会員事業所数:180事業所（令和元年度末現在）



イ．リサイクルしやすい製品の製造等

- ・製品を製造する場合には、その製品が廃棄物となった場合のことを考慮し、再生利用しやすい製品を開発、販売します。
- ・自らが製造・販売等を行った製品や容器等が廃棄物になったものについて、極力これを自主的に引き取り、リサイクルに取り組みます。

ウ．リサイクル商品の購入の推進

- ・自ら商品を購入する時は、再生品を原料とする商品を選択する等グリーン購入に努めます。
- ・建設工事にあたって、再生資材の購入・利用推進に努めます。

エ．環境マネジメントシステムの導入

- ・ISO14001 やエコアクション 21、環境会計など、環境マネジメントシステムを積極的に導入し、廃棄物のリサイクルを推進します。

## 行政の取組

### ア．各種リサイクル法等に関する取組

- 1) 容器包装リサイクル法に関する取組
  - ・容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集計画において、地域の実情を考慮しながら、この計画に沿って容器包装リサイクル対象物の資源化に取り組みます。さらに、長崎県廃棄物対策連絡協議会などの場を活用し、容器包装リサイクルにおける各市町の状況を整理し、その推進対策等について協議、意見交換等を行います。
- 2) 家電リサイクル法に関する取組
  - ・リサイクル対象4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれているため、適正なリサイクル推進に取り組みます。
  - ・リサイクル対象4品目の不法投棄防止及び離島地域の海上輸送費用負担軽減を目的とした、メーカー等による助成措置を活用します。
- 3) 小型家電リサイクル法に関する取組
  - ・小型家電には、ベースメタル、貴金属、レアメタルなどの有用な金属が含まれているため、適正なリサイクル推進に取り組みます。
  - ・県内における使用済小型家電の回収量を上げるために、回収ボックス方式やピックアップ方式など、地域の実情に応じた方法による回収システムの構築に努めます。
- 4) 建設リサイクル法に関する取組
  - ・建設工事において、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）の適正な分別解体・再資源化の実施の確保に努めます。
  - ・長崎県リサイクル製品等認定制度により、リサイクル製品の利用に努めます。
  - ・長崎県建設工事共通仕様書へ再生資材の利用について記載し、公共工事における再生資材の使用に努めます。
- 5) 食品リサイクル法に関する取組
  - ・食品関連事業者の理解を深めるため、パンフレット等を配布し、食品リサイクルの必要性等の普及啓発に取り組みます。
  - ・食品残さ等の未利用資源を有効活用するために、必要な施設の整備を支援します。
- 6) 自動車リサイクル法に関する取組
  - ・処理困難物とされるシュレッダーダスト（自動車等破砕物）や環境に影響を及ぼすフロン類の適正処理、再生部品及び再生資源の利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効活用の推進に努めます。
  - ・離島地域においては、リサイクル料金の剰余金の一部を用いる離島対策支援事業を積極的に活用し海上輸送費の負担軽減を図ります。

7) その他のリサイクルに関する取組

- ・学校給食などから排出される食品残さや食べ残しの堆肥化、飼料化を推進します。
- ・家畜ふん尿の管理の適正化及び堆肥の品質向上・利用促進を図ります。
- ・焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰）のセメント原料化等への有効利用を推進します。
- ・溶融施設から排出されるスラグは、日本産業規格（JIS規格）及び長崎県溶融スラグ有効利用指針に基づき土木資材などへの有効利用の促進に努めます。
- ・二輪自動車など廃棄物処理法に基づく広域認定制度の対象品目については、製造事業者等によるリサイクルシステムが構築されていることから、同システムに基づき効率的な再生利用に取り組みます。

廃棄物処理法に基づく広域認定制度

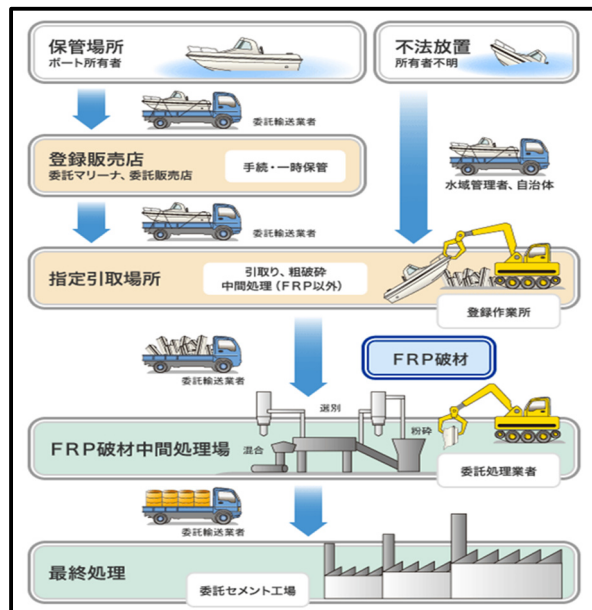
廃棄物の処理を製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とし、環境大臣が認定する特例制度です。

本制度の対象となる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方があり、一般廃棄物については、現在、廃スプリングマットレス、廃パーソナルコンピュータ、廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）、廃開放型鉛蓄電池、廃二輪自動車、廃FRP船、廃消火器、廃火薬類、廃印刷機、廃携帯電話用装置、廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃乳幼児用補助装置が広域認定制度の対象品目として定められています。

- ・FRP船の廃船処理については、リサイクルシステムが全国的に運用されているため、制度の活用を推進します。

【FRP船のリサイクルシステム】

出典：一般社団法人日本マリ  
ン事業協会 ホームページ



イ．離島におけるリサイクル等4Rの推進

- ・流通や運搬上の制約がある離島地域において、離島の実情に合わせて策定されている市町の一般廃棄物処理計画に沿って、リサイクル等4Rを推進します。
- ・島外の再資源化施設等へ運搬する際には、港湾、海上輸送ネットワークを効果的に活用し、海上運搬経費の低廉化を図ります。
- ・廃自動車や廃家電を排出する際の島外への搬出経費に関しては、製造メーカー団体が実施する補助事業など各種制度の活用を図ります。

ウ．環境・エネルギー関連産業の育成

- ・リサイクルを円滑に推進するため、これを担う環境関連産業の創出と育成に取り組めます。
- ・地域で発生した廃棄物をリサイクルするための研究・開発を行い、雇用の創出や地域の発展に寄与します。
- ・環境、エネルギー関連市場への新規参入や取引拡大を促進するため、環境・エネルギー関連企業の製品などを紹介しています。

エ．資源リサイクルに関する研究・開発

- ・公設試験研究機関等において、関係機関との連携により廃棄物を活用した研究・開発を行います。
- ・公共工事で利用可能な資源について、産学官共同で研究・開発を行います。県では、平成27年1月に、火力発電所から排出されるフライアッシュ（石炭を燃焼する際に生じる灰の一種）をコンクリート用混和材として利用するための施工指針を策定しています。

オ．リサイクル製品認定制度の推進

- ・長崎県リサイクル製品等認定制度を推進し、認定製品の普及、利活用の促進に努めます。

カ．グリーン購入の推進

- ・循環型社会を形成していくためには、再生品等の供給面における取組を強化することに加え、その再生品に対する需要が確保されることが重要であることから、県ではグリーン購入法に基づく国の基本方針を踏まえた長崎県環境物品等調達方針を定め、環境物品の調達を推進していきます。
- ・環境物品などの認定制度等を活用し、市町や事業所においてもグリーン購入の積極的な取組が行われるように働きかけていきます。特に紙類の再生利用の観点から、グリーン購入対象となっている「機密文書処理」については、焼却処分からセキュリティを十分担保できるリサイクル処理への転換に努めます。

長崎県環境物品等調達方針の概要（令和2年度）

長崎県環境物品等調達方針では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に定められている環境物品等の調達の推進に関する基本方針を踏まえ、長崎県の環境への負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を推進するための基本的事項を定めています。

（目標等を定めている環境物品等）22分野246品目

1. 紙類（コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパー等）8品目
2. 文具類（シャープペンシル、ボールペン等）83品目
3. オフィス家具等（いす、机等）10品目
4. 画像機器等（コピー機、プリンタ、ファクシミリ等）10品目
5. 電子計算機等（電子計算機、磁気ディスク装置等）4品目
6. オフィス機器等（シュレッダー、デジタル印刷機等）5品目
7. 携帯電話等（携帯電話、PHS、スマートフォン）3品目
8. 家電製品（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫等）6品目
9. エアコンディショナー（エアコン等）3品目
10. 温水器等（電気給湯器、ガス温水器等）4品目
11. 照明（蛍光灯照明器具、LED照明器具等）4品目
12. 自動車等（自動車、乗用車用タイヤ等）3品目
13. 消火器
14. 制服、作業服（制服、作業服、帽子）4品目
15. インテリア、寝装寝具（カーテン、毛布、ふとん等）10品目
16. 作業手袋
17. その他繊維製品（集会用テント、ブルーシート、防球ネット等）7品目
18. 設備（太陽光発電システム等）7品目
19. 災害備蓄用品（ペットボトル飲料水、乾パン等）10品目
20. 公共工事 52品目
21. 役務（省エネルギー診断、印刷等）10品目
22. ごみ袋等（プラスチック製ごみ袋）1品目

キ．エネルギー回収の推進

- ・一般廃棄物(可燃ごみ)処理施設の整備にあたっては、廃棄物を処理する際に発生する熱エネルギーの利用や廃棄物の燃料化など、エネルギー回収に十分配慮した施設整備を図ります。

ク．マテリアルリサイクルの推進

- ・一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、国の交付金制度を活用しながら、各市町のリサイクル推進に向けた取組に応じた、マテリアルリサイクル施設の整備を図ります。

ケ．未利用資源の有効活用の支援

- ・未利用のバイオマスを利活用できる施設の整備を支援します。
- ・エコフィード（食品残さ等飼料）の利用については、食品業者等からの発生情報を収集・提供を行うとともに、関係法令の改正に伴う加熱処理基準対応への支援・指導を行い、エコフィードの活用促進を図ります。

コ．再生利用に向けた取組への支援

- ・キャンペーンなどを実施して、リサイクルの必要性や重要性等について意識の浸透や醸成を図るとともに、住民や事業者がリサイクルを行いやすい体制や施設の整備に努め、全国と比べて再生利用率が低い紙類の再生利用を推進します。
- ・県は県民、事業者が行う紙類の再生利用や排出量削減に寄与するため、民間の回収事業や機密文書リサイクルなどの情報収集や新たな回収体制の強化に係る事業の検討などを行います。
- ・資源ごみとして集められた空きかんやびんなどをリサイクルするとともに、子どもたちの環境学習の場としての機能を併せ持ったリサイクルセンターの整備に努めます。

### 3 環境を考えた処理体系の構築への取組

#### (1) 一般廃棄物の適正処理の推進

市町は、廃棄物処理法第6条の規定により、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないことになっています。また、同法第6条の2の規定により、市町は、その計画に従って、その区域内における一般廃棄物を処理しなければならないこととなっています。一般廃棄物の処理にあたっては、各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って進めていきます。

一般廃棄物の処理は市町の責務となっており、それぞれの市町で一般廃棄物を処理するほか、複数の市町が共同して、その地域内で集約処理を行います。

なお、事業系の一般廃棄物については、廃棄物処理法第3条に定めるとおり事業者自らの責任において処理することを基本としますが、各市町が定める一般廃棄物処理計画に基づいて処理する場合には、事業者は市町等の施策に積極的に協力し、適正な処理を行うこととします。

また、施設整備については各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って進めていきます。

#### 適正処理への取組

##### ア．最適な処理方法の選択

- ・一般廃棄物の処理においては、二酸化炭素の排出を抑えた脱炭素社会形成推進の観点も踏まえ、再生利用、中間処理及び埋立処分のうち最適の方法を選択するとともに、焼却処理量、最終処分量が抑制されるよう配慮します。
- ・例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生・排出抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行います。

##### イ．ごみ処理広域化の推進

- ・生活環境の保全と更なる効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すため、市町と連携しながらごみ処理広域化の円滑な推進を図っていきます。
- ・また、ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、対応します。

##### ウ．ダイオキシン類の削減

- ・焼却施設の集約化を進めるとともに、焼却施設の適正な維持管理を行うことにより排出基準を遵守し、ダイオキシン類の排出削減を図ります。

##### エ．廃焼却炉の早期解体

- ・集約化等に伴い廃止されたごみ焼却施設については、国の交付金等を活用し、早期解体を進めます。



オ．し尿・生活排水の適正処理

- ・生活排水処理施設の整備率が全国平均に比べて低いことから、公共用水域の水質保全のためにも、地域の特性に応じて、下水道や浄化槽等の整備を促進します。
- ・大村湾や諫早湾干拓調整池など、閉鎖性が強く水質汚濁が懸念される流域においては、窒素又はリンを除去する高度処理型浄化槽の整備を促進します。
- ・し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備の導入を推進します。

カ．廃棄物系バイオマスの利活用

- ・生ごみ、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥、廃食用油等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にもつながることから、これらを原料とした再生品の品質や安全性を確保したうえで、地域の特性に応じた適切な再生利用のための施設の整備等を推進します。
- ・廃棄物系バイオマスの利活用を進めるため、分別・収集の効率化についても検討を行います。
- ・一般廃棄物(可燃ごみ)の処理にあたっては、ごみ発電等の余熱利用やバイオガス化など、エネルギー回収に積極的に取り組みます。

キ．処理困難な廃棄物等の処理体制の整備等

- ・市町において適正処理が困難な廃棄物については、それぞれの廃棄物によって収集運搬時や処分時に留意すべき特性が異なることから、個別品目ごとに拡大生産者責任を踏まえた処理体制の構築を検討します。
- ・赤潮による養殖魚のへい死等、漁場環境の変化による突発的な被害等発生時に生じる廃棄物については、市町、漁協、事業者等が連携して、適正かつ効率的に処理する体制を構築します。

ク．情報公開の推進

- ・一般廃棄物の処理にあたっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であり、排出者の理解が得られるよう処理体制の十分な周知を行います。
- ・廃棄物処理施設に対する信頼性を高めるため、同施設の見学会等を定期的に関催するほか、施設の維持管理に関する情報や定期検査の結果に関する情報を積極的に公表します。

ケ．非常災害時における廃棄物の適正な処理

- ・災害発生時においては、市町や廃棄物処理業者による通常の廃棄物処理が困難になるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、県は廃棄物処理の広域的な連携や災害廃棄物の再資源化等も含む処理体制の構築を推進します。
- ・災害発生時においては、県は長崎県地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、防災体制の整備を図るとともに、国や都道府県、市町、廃棄物関係業界との連携など災害廃棄物の処理のための調整等を行います。
- ・市町が災害廃棄物処理の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう、県は国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行います。

**施設整備の施策**

ア．地域内・県内完結型廃棄物循環・広域処理システムの構築

- ・市町や一部事務組合、広域ブロックなど、各々の地域内で発生した廃棄物は、できるだけその地域内又は県内でのリサイクルや処理が完結できるよう、施設整備を推進します。
- ・広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用が容易になる場合があること、可燃ごみ処理施設の集約化による全連続炉化等により効率的なエネルギー回収が可能となり、ダイオキシン類の発生量が減少すること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮したうえで適正な施設の規模を確保し、広域的な処理を推進します。

イ．適切な収集体制の確保等

- ・収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集体制を確保します。
- ・さらに、運搬に関しては、市町の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行います。
- ・また、運搬車については、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を推進します。

ウ．一般廃棄物処理計画に基づく施設整備

- ・一般廃棄物処理施設の整備については、国の廃棄物処理施設整備計画に基づき、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標の設定及びコスト比較を行ったうえで、地域における循環型社会の形成に資する総合的な計画である一般廃棄物処理計画に基づき実施します。
- ・また、一般廃棄物の減量や適正な処理を確保するために創設された循環型社会形成推進交付金制度等を活用し、市町の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進します。

エ．最終処分場の確保

- ・ 廃棄物のリサイクルを推進し、最終処分量を減少させることで、最終処分場の延命化に努めるとともに、地域ごとに必要となる最終処分場を計画的に確保します。そのため、地域ごとに必要となる最終処分場については、今後とも国の交付金制度を活用し整備を行います。

オ．再資源化施設の整備

- ・ 一般廃棄物の更なるリサイクルを推進するため、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、リサイクル品目の増加を見据えたりサイクルセンター等の再資源化施設の整備を推進します。

カ．汚泥再生処理センターの整備

- ・ し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するだけでなく、生ごみ等の有機性廃棄物を同時に処理することで、堆肥やエネルギーを生み出す汚泥再生処理センターの整備を推進します。

キ．廃棄物処理施設の延命化等

- ・ 厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を確保していくため、既存の施設を有効に活用し、長寿命化を図るストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や整備を行い、施設の長寿命化・延命化を図ります。

**運営・管理体制の検討**

ア．一般廃棄物処理コスト分析及び効率化の推進

- ・ 一般廃棄物の減量や適正な処理を確保するための取組が円滑に実施できるよう、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析及び効率化を図ります。
- ・ 一般廃棄物の処理に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討します。
- ・ 必要に応じて民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して廃棄物処理施設の整備、維持管理等を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めます。
- ・ 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を住民や事業者に対して明確に説明するよう努めます。

イ．施設の維持管理、操業の安全性の確保

- ・施設の維持管理及び安全衛生に努めるとともに、関係法令に基づき、日常の運転管理及び保守管理、予防措置、事故発生時の緊急対応及び防災教育・訓練など、施設の安全な操業に努めます。

ウ．有料化の推進

- ・経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を検討します。

エ．産業廃棄物と一般廃棄物の「あわせ処理」の検討

- ・産業廃棄物と一般廃棄物の「あわせ処理」については、それぞれの処理責任に着目しつつ、以下の観点から、その必要性について検討を行います。

離島においては、一般廃棄物、産業廃棄物の施設を別途建設するよりは、あわせて建設した方が経済的であること。

産業廃棄物となる一部の海岸漂着物等を、一般廃棄物処理施設であわせて処理を行った方が効率的な場合があること。

産業廃棄物と一般廃棄物には性状が同一であるものもあり、あわせて処理を行った方が効率的な場合があること。

エネルギー回収やリサイクルを効率的に行うためには、規模の大きい施設を建設することが有利であること。

### 自治体に対する技術的な支援等

県は、一般廃棄物の処理に関する市町の責務が十分果たされるように、必要な技術的助言を与えるよう努め、以下のような取組を推進します。

#### ア．市町間の調整や情報の提供

- ・長崎県廃棄物対策連絡協議会等の場を活用し、廃棄物処理に関する市町間の調整や情報の提供を行います。

#### イ．講習会・研修会の開催

- ・廃棄物関連法等や廃棄物処理・リサイクル技術の動向に関しては、実務担当者や技術管理者を対象とした講習会・研修会を開催し、情報の提供・共有化を図ります。

#### ウ．県内の市町や他県等との調整等

- ・市町や一部事務組合、広域ブロックなど、各々の地域内で発生した廃棄物は、できるだけその地域内又は県内でのリサイクルや処理が完結できるよう推進しますが、地域内又は県内で処理することができないものや、処理することが著しく経済的に不利益であるものについては、その処理を円滑に進めるために、県内の市町や他県等との調整等を行います。
- ・特に災害発生時や感染症蔓延などにより、各市町で廃棄物の処理が滞る場合には、県は、県内各市町や一部事務組合のほか、他県や廃棄物関係業界と調整等を行い、その適正処理のための支援等を行います。

### 【長崎県廃棄物対策連絡協議会（NWC）】

長崎県における廃棄物の適正な処理を確保し、地域の環境保全を図ることを目的として「長崎県廃棄物対策連絡協議会」を設立、運営している。

#### 【構成】

長崎市、佐世保市、県立保健所地区廃棄物対策協議会（それぞれ管轄市町で構成、合計8協議会）及び長崎県

#### 【協議事項】

- （1）廃棄物の適正処理に関すること。
- （2）廃棄物の発生抑制、減量化及び資源化に関すること。
- （3）適正処理困難指定廃棄物の処理に関すること。
- （4）容器包装分別収集及び再商品化促進法に対応するための事項に関すること。
- （5）廃棄物の広域処理に関すること。
- （6）国、県並びに市町の動向に係わる情報交換に関すること。
- （7）その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

## (2) 産業廃棄物の適正処理の推進

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、排出事業者処理責任の原則のもと、事業者が自ら排出抑制や循環利用に率先して取り組むものとします。また、排出事業者や処理業者は、法令を遵守し、地域住民の信頼を得られるよう安全で安心できる処理施設の確保と維持管理に努めます。

このため、県は、市町や事業者と緊密な連携を図っていくとともに、庁内においては、各種会議等を活用し、各部が行う施策の横断的連携を保ち、連絡調整を図ることで、適正処理の推進に努めます。

### 適正処理への取組

#### ア．循環利用及び適正処理の推進

- ・本県の地域特性に合った環境産業の創設や育成を推進し、県内から排出される廃棄物は、可能な限り県内で循環利用し、適正に処理することを目指します。
- ・家畜ふん尿等の廃棄物系バイオマスの循環利用を推進します。
- ・県外からの廃棄物については、事前協議制度により適正処理の確保を図ります。
- ・産業廃棄物税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進のための事業を実施します。

#### イ．技術開発の支援

- ・県の研究機関において、事業者や地域社会のニーズに応じた産業廃棄物の資源化技術に関する研究に取り組むとともに、民間・大学等との共同研究についても積極的に取り組みます。

#### ウ．普及啓発の推進、情報の収集・提供

- ・事業者及び処理業者等に対し、研修会・講習会を開催し、廃棄物の排出抑制・減量化・資源化に関する意識の啓発に努めます。また、関係業界・団体等と連携し、廃棄物や環境に関する各種情報を定期的に提供します。
- ・施設設置者が、産業廃棄物処理施設の設置や変更を行う際には、地元住民への説明会や見学会を通して意見を求めることなどを定めた産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、助言等を行います。

エ．電子マニフェスト制度の普及促進

- ・事業者は自社処理に限らず、処理を委託する場合であっても、産業廃棄物の発生から最終処分（再生を含む。）に至るまでの全段階において適正な処理が行われるよう、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用・確認を徹底する必要があります。排出事業者や処理業者に対しマニフェスト制度の徹底を図るとともに、この制度をより円滑に進めるため、排出事業者及び処理業者と情報処理センターの間で電子情報を利用した電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。

オ．多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の作成

- ・産業廃棄物の多量排出事業者は、事業場から排出する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成することが廃棄物処理法で定められています。
- ・多量排出事業者が作成した処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による減量化を一層推進するため、計画の提出を受けた県等はインターネット等を利用して公表します。
- ・県は、提出された処理計画について、廃棄物の排出抑制や再生利用が、本計画の目標を達成するために必要な水準に達していない場合、これらの改善について事業者と協議または助言を行います。

カ．優良な産業廃棄物処理業者の育成

- ・市場競争の中で、優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られるためには、事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定することが必要です。そのため、平成23年度に、通常の許可基準より厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。
- ・優良産廃処理業者認定制度に関する研修会などを開催し、産業廃棄物処理業者の認定取得を促進します。
- ・県の入札等において、優良認定事業者に対するインセンティブの付与についても検討します。
- ・知見を有する者の協力のもと、真の優良産廃処理業者育成のための研修会を実施し、県内処理業者の育成を図ります。

キ．監視・指導の強化

- ・産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者や処理業者、産業廃棄物処理施設に対し、計画的かつ効果的な監視・指導を実施し、厳正に法を執行します。

### 施設整備の施策

#### ア．再生利用等の推進

- ・事業者及び処理業者は、産業廃棄物の適正な循環利用の促進を図るため、産業廃棄物の再生利用等に必要な施設の整備を推進します。
- ・事業者及び処理業者は、産業廃棄物の焼却施設の整備にあたっては、熱回収が可能な施設の整備を優先します。

#### イ．施設整備に対する助成

- ・事業者及び処理業者が行う施設整備については、国や県の補助事業又は政府金融機関の融資制度等を活用し、施設整備の促進を図ります。

### 処理、処分施設の整備

#### ア．中間処理施設の状況

- ・令和元年度末の県内の許可施設全体の処理能力は、令和7年度の排出量予測を上回っているため、特に能力不足は見られません。
- ・今後も、処理施設の構造基準や維持管理基準、ダイオキシン類排出基準等に適合した処理が推進されるよう、処理施設の設置者への周知・指導や、施設への立入検査を推進します。

#### イ．最終処分場の状況

- ・最終処分場の埋立量と残余容量の関係は以下表（次ページ）のとおりです。
- ・循環型社会の形成並びに最終処分場の延命化を図るため、減量化や再生利用を推進し、最終処分量の削減に努めます。
- ・最終処分場（特に管理型）の安定確保の観点から、新たに最終処分場を設置する事業者に対しては、施設許可に係る手続き（告示縦覧等）や、申請の際に必要な調査等について、円滑に行えるよう助言を行い、早期設置に向けた取組を行います。



【中間処理施設の処理能力と排出量の比較】

(単位：千トン)

中間処理施設の種類	処理能力（令和元年度末）		令和元年度の 排出量	令和7年度の 排出量（予測）
	事業者・公共	処理業者		
汚泥	1,787	41	1,746	1,189
廃油	33	0	33	11
廃酸・廃アルカリ	30	0	30	10
廃プラスチック類	650	0	650	100
木くず又はがれき類（破砕）	40,685	365	40,320	795
紙くず、木くず、繊維くず	410	0	410	81

中間処理施設の処理能力の検討にあたっては、現在設置されている許可施設が今後も補修や改造、更新等によって、現行の処理能力（最大能力）が維持されるものと仮定して、令和7年度の予測排出量と比較した。

- \* 1：既存施設の能力については、年間300日稼動するものとして算出。
- \* 2：紙くず、木くず、繊維くずは、汚泥、廃油、廃プラ、PCB以外の焼却施設。
- \* 3：令和元年度の排出量の「事業者・公共」と「処理業者」の区分については、排出量を自己処理及び委託処理の割合で案分して算出。

【最終処分場の埋立量と残余年数の関係】

施設区分	年度	令和元年度末 残余容量 (千 $m^3$ )	平均年間埋立量 (過去6年平均) (千 $m^3$ )	残余年数 (年)
	安定型処分場		738	
	事業者所有	0	0	
	処理業者所有	738	74	
管理型処分場		624	33	19.0
	事業者所有	624	33	
	処理業者所有	0	0	

## 個別の処理対策

### ア．農業系産業廃棄物

#### <現状及び問題点>

- ・令和元年度に農業から排出された産業廃棄物は約155万トンで全排出量（約487万トン）の約32%を占めており、その大半が家畜ふん尿（動物のふん尿）です。
- ・家畜ふん尿は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき堆肥化が進められており、排出量の全てが再生利用・減量化されていて、前計画の目標を概ね達成する見込みです。
- ・本県における家畜排せつ物由来の堆肥の生産可能量と農地への需給については、県全体では概ねバランスがとれている状況にあります。しかし、一部地域では供給過剰が生じ、他の供給不足の地域に移出する等の対応が必要です。
- ・園芸用廃プラスチックは、主に野菜、花き等のハウス栽培、マルチ栽培等に利用されたものであり、農業者への啓発と、地域協議会による回収体制の確立により、本県では高水準で回収され、適正に処理されています。今後とも適正処理の啓発を継続し、効率的な回収体制の整備を支援しながら、回収率の維持、向上に努めることが必要です。

#### <処理方針>

##### 1) 家畜ふん尿（動物のふん尿）

- ・家畜ふん尿の堆肥化については、副資材の安定確保と高品質な堆肥づくりに必要な施設整備を推進します。
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、化学肥料との配合などによる耕種農家のニーズにあった安心して施用できる堆肥生産を推進し、需要拡大を図ります。
- ・堆肥生産量の多い地域から少ない地域へ、地域を越えた堆肥や副資材の流通を推進します。

##### 2) 園芸用廃プラスチック（廃プラスチック類）

- ・園芸用廃プラスチックについては、適正処理に必要な施設整備を推進するとともに、長崎県園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会と各地域の廃プラスチック適正処理推進協議会との連携により、排出時の分別徹底や回収率の向上を図ります。

## イ．上下水道系産業廃棄物

### <現状及び問題点>

- ・令和元年度における上下水道業からの汚泥の排出量は、無機性汚泥が約5万トン、有機性汚泥が約71万トンで平成26年度の約113万トンに比べ減少しています。
- ・上水道事業及び下水道事業は、主に市町が事業主体として実施している事業で、これから排出される汚泥は住民の生活に密接な関係を有する上水及び下水の浄化過程から発生するものです。
- ・下水道から排出される有機性汚泥については前計画の再生及び減量化の目標値を達成しており、上水道から排出される無機性汚泥についても目標値をほぼ達成している状況ですが、引き続き排出汚泥の再生利用・減量化に取り組む必要があります。

### <処理方針>

#### 1) 上水汚泥

- ・本計画における無機性汚泥の処理目標は、排出量の100%を再生利用・減量化することです。この目標を達成するため、上水汚泥も100%の再生利用・減量化を目指します。
- ・上水汚泥は、全排出量を減量化処理し、かつ、減量化後の全量をセメント原料、建設資材（路盤材、管敷設埋設材）等としての活用を図ります。

#### 2) 下水汚泥

- ・本計画における有機性汚泥の処理目標は、排出量の100%を再生利用・減量化することです。このため、下水汚泥も100%の再生利用・減量化を目指します。
- ・下水汚泥は、全排出量を減量化処理し、かつ、減量化後の全量をセメント原料、建設資材（路盤材、管敷設埋設材）等としての活用を図ります。
- ・下水汚泥は有機質に富んでいるため、消化による減量化や、肥料、バイオマスとしての再生利用を積極的に推進します。

## ウ．電気事業系産業廃棄物

### <現状及び問題点>

- ・ 本県には、全国有数規模の石炭専焼火力発電所が立地しており、発電に伴い生じる燃え殻（焼却灰）及び集塵機で捕捉されるばいじん（フライアッシュ）が大量に排出されています。
- ・ 令和元年度に電気業から排出された燃え殻は約5万トン、ばいじんは約100万トンです。燃え殻の再生利用は約19%で前計画における再生利用の目標47%を下回っていますが、ばいじんの再生利用は約89%で再生利用の目標（90%）を概ね達成している状況です。
- ・ 燃え殻及びばいじんは中間処理による減量化が難しいため、再生利用を一層促進する必要があります。排出量を抑制することは難しいですが、節電等に対する意識を浸透させ、少しでもばいじんなどの発生量を抑制するような取組も必要となります。

### <処理方針>

- ・ 発生した石炭灰については品質管理を行い、地盤改良材等の建設資材やセメント原料として有効活用し、産業廃棄物としての排出抑制に引き続き取り組みます。
- ・ 電気業から排出される産業廃棄物については、そのほとんどが中間処理による減量化が見込めないため、有効利用の用途を開発し、可能な限り再生利用するものとし、どうしても最終処分を要するものについては、自社による最終処分場を長期的かつ計画的な視点から確保し、適正に処分することを基本とします。
- ・ なお、多量に排出される燃え殻及びばいじんについては、次の方針により処理を推進します。

#### 1) 燃え殻

- ・ 本計画における燃え殻の処理目標は、排出量の47%を再生利用することです。この目標を達成するため、排出量のほとんどを占める電気業から排出される燃え殻についても47%の再生利用を目指します。
- ・ 燃え殻は、ばいじん（フライアッシュ）と異なり、成分や形状が不均一となりやすく、そのままでは資源化が進みにくいため、電気事業者にあっては燃え殻の改良処理等を行い、セメントの原材料（天然粘土の代替材）や建設資材等としての活用を積極的に推進します。

#### 2) ばいじん（フライアッシュ）

- ・ 本計画におけるばいじんの処理目標は、排出量の90%を再生利用することです。この目標を達成するため、排出量のほとんどを占める電気業から排出されるばいじんについても90%の再生利用を目指します。
- ・ 県でとりまとめた、ばいじんをコンクリート用混和材として利用するための施工指針などを活用し、再生利用の促進に努めます。

## エ．建設系産業廃棄物

### <現状及び問題点>

- ・令和元年度に建設業から排出された産業廃棄物は約99万トンで、平成26年度の排出量約74万トンから増加しています。その内訳は、コンクリート塊が約47万トン、アスファルト塊が約22万トン、建設発生木材が約8万トンとなっており、これら3品目で全量の約8割を占めており、続いて、その他の建設廃材、ガラス陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類の順となっています。
- ・排出量の大部分を占めているコンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材は、前計画に掲げる再生利用の目標を概ね達成しています。
- ・今後も本計画の目標を達成するために、建設廃棄物の発生抑制の積極的な取組を行いつつ、リサイクル資材の用途拡大のための技術開発や利用拡大に向けた取組を推進していくことが重要です。

### <処理方針>

- ・建設工事から発生する産業廃棄物については、建設リサイクル法に基づき適正処理を推進します。
- ・公共工事をはじめとしてリサイクル材の積極的な活用を図り、建設廃棄物の資源循環に向けた取組を推進します。
- ・なお、多量に排出されるコンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材については、次の方針により処理を推進します。

#### 1) コンクリート塊及びアスファルト塊

- ・建設業から排出されるコンクリート塊及びアスファルト塊は破砕し、再生骨材などへ99%の再生利用を目指します。

#### 2) 建設発生木材

- ・建設業から排出される建設発生木材は、国土交通省が定めた「建設リサイクル推進計画2020」の達成基準値(2024達成基準)である97%の再生利用・減量化を目標としますが、さらに減量化(焼却)の割合を低下させ、チップ化等への再資源化に移行することを目指します。

## オ．特別管理産業廃棄物

### <現状及び問題点>

- ・特別管理産業廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有する廃棄物です。
- ・特別管理産業廃棄物には、次のものがあります。
  - ・ 燃焼性の廃油
  - ・ 腐食性の廃酸、廃アルカリ
  - ・ 感染性産業廃棄物
  - ・ 特定有害産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物等)
- ・令和元年度の特別管理産業廃棄物の排出量は約1.3万トンであり、業種では製造業、医療・福祉からの排出が多く、この2業種で全体の約99%を占めています。なお、特別管理産業廃棄物の大部分は委託処理されています。
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、その種類ごとに定められた期限内に処理する必要があります。
- ・アスベスト(石綿)の飛散に伴う健康影響等に対する不安から、石綿建材の除去事業が増加し、アスベスト廃棄物の排出量が増加しています。
- ・特別管理産業廃棄物は、その排出事業者が多種多様であり、さらに、その性質や性状がそれぞれ大きく異なることから、一元的・統一的な処理を行うことは困難であり、廃棄物の性質や性状にあった処理体制の整備が必要です。

### <処理方針>

- ・特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、注意して取り扱う必要があります。普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められています。また、特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられています。
- ・排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を中心として、特別管理産業廃棄物の厳重な管理を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物処理基準等に基づく適正な処理を推進します。
- ・特に、人の健康や生活環境への影響が懸念される感染性産業廃棄物及び特定有害産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物)については、次の方針も併せて対応します。

1) 感染性産業廃棄物

- ・感染性産業廃棄物については、病原微生物による二次感染の防止が最大の課題です。  
このため、以下により対応します。

感染性産業廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、国が定めた感染性廃棄物処理マニュアルに従って、適正な処理を推進する。

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物は、区分しないで収集運搬することができるので、これらを混合して特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）処理業者に処理を委託することを推進する。

離島地域においては、事業者又は処理業者による島内処理体制の確立に努めることとするが、必要に応じて、市町による一般廃棄物とのあわせ処理を検討する。

各保健所管内（長崎市、佐世保市を含む。）において、県、市町、医師会等の関係機関が連携を図り、感染性廃棄物の適正処理を推進する。

2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物

- ・国の PCB 廃棄物処理基本計画に即して、県内の PCB 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した、「長崎県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、適正処理を推進します。
- ・広域処理施設での処理対象となっていない、低濃度 PCB 廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度で認定を受けた施設等による適正な処理を推進します。
- ・PCB 廃棄物の処理が完了するまでは、不適正な保管や紛失等によって生活環境の保全上の支障が生ずることがないように、保管事業者に対し立入検査を行う等、様々な機会を通じて指導を行っていきます。

3) アスベスト廃棄物

- ・アスベスト廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、特別管理産業廃棄物処理基準のほか、国が定めた石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月策定）等に基づき、適正な処理を推進します。
- ・石綿（アスベスト）に関する関係機関連絡会等において、情報の共有を図り、各機関が連携・協力してアスベスト対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ・アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度で認定を受けた施設等による適正な処理を推進します。

### (3) 各主体による適正処理の推進

適正処理を推進するためには、事業者が自ら排出した廃棄物の処理状況を確認し、処理業者は廃棄物処理法や各種リサイクル法の趣旨と定められた責任を理解し、各種法令を遵守して適正に廃棄物の処理を行うことが重要です。

また、不法投棄防止対策としては、第一に未然防止を図ることが重要であり、県民や事業者は廃棄物の処理に関する諸手続きや規定を理解し、適正処理に対する意識を持つことが大切です。

このため、行政は研修会を開催する等、県民や事業者の意識向上を図るとともに、事業所等への立入検査や不法投棄等監視パトロールを実施して、適正処理の推進に努めます。

なお、不適正処理が行われた場合は、法に基づき厳正に対処します。

#### **適正処理の推進に向けた取組**

##### **ア．排出事業者の取組**

- 1) 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行
  - ・ 廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。
- 2) 適正対価の負担及び適正処理の確認
  - ・ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、許可を有する適正な業者を選定し、適正な対価を支払います。
  - ・ 委託にあたっては委託契約を締結するとともに、必ずマニフェストを交付し、委託業者等から送付されたマニフェストの内容に基づき、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認します。なお、マニフェストの交付等の状況に関しては、毎年、県（長崎市、佐世保市を含む。）へ報告します。
- 3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
  - ・ 資材の購入等にあたっては、不要な包装等ごみになるものを可能な限り排除し、廃棄物となるものの持ち込みを減らします。
  - ・ 製品の製造にあたっては、拡大生産者責任を考慮し、リサイクルしやすい製品を開発すること等によって、再生利用率の向上を図ります。
  - ・ 事業活動に伴い連続的に発生する廃棄物については、可能な限りリサイクルできる体制を構築し、廃棄物の減量化に努めます。



イ．処理業者の取組

- 1) 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行
  - ・ 廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。
- 2) 適正処理の報告
  - ・ 収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者はマニフェストに必要事項を記載し、マニフェスト交付者等へ適正に処理を行ったことを報告します。
  - ・ 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の最終処分を委託する場合、自らマニフェストを交付して収集運搬及び処理が適正に行われたことを確認します。
- 3) リサイクルの推進
  - ・ 中間処理後の産業廃棄物や処理過程で発生する副産物等は、可能な限りリサイクルして、廃棄物の減量化を図ります。
- 4) 最終処分場の適正管理
  - ・ 最終処分業者は、最終処分場に関する基準を遵守し、許可品目以外の廃棄物の混入を防止するとともに、処分場の残余容量を的確に把握し計画的かつ適正な維持管理を行います。

ウ．行政の取組

- 1) 排出事業者、処理業者及び処理施設への監視・指導
  - ・ 廃棄物適正処理推進指導員を配置し立入検査の強化を図り、適正処理の推進に努めます。また、県民等からの情報には迅速に対応します。
  - ・ 不適正処理が確認された際は、立入検査や指導を強化し、法に基づいて厳正な措置を講じます。
  - ・ 立入検査マニュアルや適正処理指導要綱等により、統一かつ効果的な立入検査を行います。
- 2) 現状の把握と効果的対策の検討
  - ・ マニフェスト交付等状況報告書や処理業者からの実績報告書等を基に排出量、減量化量、最終処分量等の現状把握に努めます。
- 3) 適正処理推進のための啓発
  - ・ 県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を行うことにより、廃棄物の適正処理について周知徹底を図ります。
  - ・ 排出事業者等を対象とした研修会を開催し、適正処理及び各種リサイクル法等の趣旨と定められた責務についての理解を図ります。

4) 関係機関との連携

- ・関係各課、市町、警察、大学など関係機関との情報交換を密にし、適正処理の推進及び不適正処理発生時における生活環境保全上の支障の未然防止及び除去に努めます。

**不適正事案への対応**

- ・廃棄物の不適正処理が行われた場合、生活環境保全上の支障が発生することを防止するため、一般廃棄物については市町、産業廃棄物については県（長崎市、佐世保市を含む。）において、行政処分（改善命令、措置命令及び許可の取消し）を迅速かつ厳正に行います。
- ・命令違反等については、警察との連携を図り、厳正に対処します。

**不法投棄の未然防止対策**

**ア．県民の取組**

1) 適正なごみ出しと処理料金やリサイクル料金の負担

- ・ごみを排出するときは、居住する自治体が定めたルールに従い、不法投棄をしない、させないように努めるとともに、汚染者負担の原則を自覚し、処理料金やリサイクル料金を負担します。
- ・家電リサイクル法に従い、対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）を処分するときは、家電小売店等に引き渡し、所定の運搬、リサイクル料金を支払います。
- ・自動車リサイクル法に従い、リサイクル料金を預託し、使用済自動車を引取業者に引き渡します。
- ・平成29年8月に発効した水銀に関する水俣条約に基づき、水銀を使用した体温計・血圧計などを処分するときは、定められた方法により適正に処理します。
- ・その他のリサイクルシステムを活用して廃棄物を処理する場合には、定められた方法により適正に処理します。

2) 行政への情報提供

- ・不法投棄や違法な野焼き等を発見した場合は、不法投棄ホットラインなどを通じて行政に情報を提供します。

不法投棄ホットライン窓口

（長崎県）0120-790-530

（長崎市）0120-530-996

イ．事業者の取組

- 1) 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行
  - ・ 廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の不法投棄や違法な焼却処理等を行いません。
  - ・ 市町等の処理システムを活用する場合は、定められた分別方式を遵守し、必要な処理・リサイクル料金を負担します。
- 2) 適正処理の確認
  - ・ 産業廃棄物排出事業者が処理を委託する場合は、許可を有する業者を選定し、委託契約を締結し、必ずマニフェストを交付して適正に処理が行われたことを確認します。
  - ・ 収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者はマニフェスト交付者等に対して、適正な処分の実施状況等を報告します。
- 3) 行政への情報提供
  - ・ 輸送や廃棄物関連の事業者は、業務の中で不法投棄などを発見した場合は、行政に情報を提供します。

ウ．行政の取組

- 1) 不法投棄等監視パトロールの実施
  - ・ 廃棄物適正処理推進指導員等による不法投棄等監視パトロールを実施して不法投棄・違法焼却の未然防止と早期発見・指導に努めます。また、不法投棄ホットラインを通じた県民からの情報等には迅速に対応します。
  - ・ 不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域についても、当該区域から新たな支障が生ずることがないように、当該区域の状況等について定期的に確認を行います。
- 2) 不法投棄防止のための啓発
  - ・ 県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を行うことにより、不法投棄の防止について周知徹底を図ります。
  - ・ 環境月間の時期に、警察、海上保安部及び市町等と協力し、陸域、海域、空域における不法投棄等監視合同パトロールを実施して県民や事業者等への周知を図ります。
- 3) 関係機関との連携
  - ・ 警察、海上保安部、市町及び業界団体等で構成する長崎県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を中心として不法投棄防止対策を推進します。
  - ・ 関係団体等と連携した監視体制の構築を図るなど、不法投棄防止に対する監視活動の充実に努めます。

#### 不法投棄事案への対応

- ・不法投棄事案については、投棄物や目撃情報等から投棄者を調査し、撤去、改善を指導します。
- ・行政指導に従わない等、悪質な事案については、警察等と連携して法に基づき、厳正に対処します。
- ・不法投棄された廃棄物により、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがある場合には、廃棄物処理法に従い、原因者に対して原状回復等の措置を命令します。

## **(4) 海岸漂着物対策の推進**

ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸の実現のため、平成21年7月に制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条に基づき、平成22年10月に策定した「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に掲げる3つの基本目標、「海岸漂着物の円滑な処理」、「県民生活で生じる廃棄物の発生抑制」、「外国由来の海岸漂着物の削減」を柱として各種取組を進めます。

### **海岸漂着物の円滑な処理の推進**

- ・ 海岸漂着物が集積している海岸においては、県、市町、海岸管理者等が連携して海岸漂着物の円滑な処理を図り、清潔の保持に努めます。
- ・ 漁業者等が行う海岸漂着物の処理を支援します。

### **海岸漂着物の効果的な発生抑制**

- ・ 海岸漂着物の中には、陸域から排出されたごみが多いため、海岸漂着物の問題は、県民全ての共通の課題であるとの認識に立って、多くの県民に海岸漂着物の現状を知ってもらい、陸域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対策を推進します。

### **多様な主体の適切な役割分担と連携の確保**

- ・ 県民や、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力します。
- ・ 県域を越えた連携としては、福岡県、佐賀県、熊本県及び本県の4県で「有明海クリーンアップ作戦」として漁場の清掃活動に取り組むとともに、4県共通のポスターやリーフレットを作成し、海岸漂着物発生抑止の啓発に努めます。

### **国際協力の推進**

- ・ 本県における外国由来の海岸漂着物や、日本側が起因となる海岸漂着物については、相互の共通の課題であることから、国の外交上の対応と連携しながら課題の解決に努めるとともに、外国の人にも海岸漂着物の現状を知ってもらうために、対馬市で行われている日韓市民ビーチクリーンアップなど、県内で行われている取組の充実を図ります。
- ・ 平成21年の日韓知事会議の合意に基づき、平成22年から日韓8県市道（山口、福岡、佐賀、長崎、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治区）が連携して実施している地域の海岸清掃事業の取組を進めます。
- ・ 韓国や中国といった近隣国との、海岸漂着物に関する新たな共同の取組の実施について検討します。

### その他の海岸漂着物対策

- ・ 県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物の排出抑制を図るため、その現状、処理・発生抑制対策、国際協力等の各種施策に係る環境教育及び消費者教育並びに普及啓発を推進します。
- ・ 国が推進する海岸漂着物の効率的かつ効果的な回収・処分等に関する調査研究結果等を積極的に活用します。
- ・ 国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調査研究に協力します。
- ・ 海岸漂着物や漂流ごみの効率的な回収や、燃料への活用による電力や熱としてのエネルギー化について、必要な助言等を行います。

### プラスチック対策

- ・ 令和元年度には国において「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、G20 大阪サミットで「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」との首脳宣言がありました。
- ・ 環境省報告によると、くじら類の56パーセント、アオウミガメの62パーセントが海洋プラスチックごみを誤食しており、環境省が平成29年度に実施した五島での調査結果によると、ペットボトル、漁具等のプラスチック類が漂着ごみ全体の約7割を占める状況にあります。
- ・ プラスチック製品が紫外線や熱、波等の要因により5mm以下に微粒化されたマイクロプラスチックも海洋生態系等への悪影響が懸念されています。
- ・ 今後さらに、使い捨て容器の削減やリサイクル促進、植物を原料とするバイオ素材の利用拡大などの具体策が国で検討され今後取りまとめられる予定であるため、各種主体と連携してこれらの対策を推進していきます。
- ・ プラスチックの誤飲のほか、捨てられた釣糸などによる海鳥への被害も多数報告されていることから、漁業者や漁協が行っている漁具等の回収事業を進めて、海洋生物への被害の拡大防止に努めます。
- ・ 飲食業界におけるプラスチック製のストローを使用しない取組や令和2年7月に義務化されたレジ袋有料化を契機としたマイバッグ運動などによるプラスチック製品の使用抑制と、分別徹底を推進し、海洋への流出防止に努めます。また、海洋プラスチックごみについても、陸域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対策を推進します。

## (5) 散乱ごみ対策の推進

快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進を図るため、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、ごみの散乱防止対策を行います。

また、県民、事業者、NPO、大学、行政などが一体となって、環境美化活動等に取り組めます。

### 散乱ごみ対策

#### ア．県民・事業者の取組

- 1) モラル向上、キャンペーン等への積極的参加
  - ・ごみの散乱防止のため、モラルの向上に努めます。また、身近なごみの状況を知ることが重要なので、市町などが行う空きかん回収キャンペーンや海岸清掃などに積極的に参加します。
- 2) 身近な環境美化
  - ・河川・道路等におけるアダプト団体、愛護団体の登録制度などを活用し、団体が清掃・美化活動に取り組むことによって、身近な環境の美化に努めます。

#### 【地域清掃活動への取組（例）】

県内の各地域において、個人や団体レベルで多くの環境美化活動が行われています。これらの活動の中で、行政と民間が協力・連携して、次のような取組が行われています。

##### 長崎県保健環境連合会

市町の各自治会が保健環境連合会としてまとめ、6月の空きかん回収キャンペーンや、ながさき環境県民会議の委員として当会議のゴミゼロ実践計画に基づいたゴミゼロながさき実践活動を行うなど統一的な環境美化活動を行うとともに、各保健環境連合会においてごみの減量化・リサイクルに関する事業を行っています。

##### 長崎県海と渚環境美化推進委員会

毎年7～8月にキャンペーン期間を設定し、ポスター・新聞等による環境美化啓発活動を行うとともに県下一斉浜そうじを実施するなど、海浜の環境美化に関して組織的に活動しています。

##### 大村湾をきれいにする会

大村湾沿岸市町と大村湾を活動の場とする企業が協力・連携して、啓発活動や漂流ごみの定期的な回収を行うなど、大村湾の水質保全や環境美化に取り組んでいます。

##### 釜山外国語大学校と対馬市民による海岸清掃活動

平成15年度から年1回、釜山外国語大学校の学生が対馬市を訪れ、対馬市民と一緒にボランティアによる海岸清掃活動に取り組んでいます。

イ． 行政の取組

1) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に関する取組

- ・ 県内全域でごみの投げ捨て等を禁止しており、さらに、文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」を指定し、巡回指導を行います。

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例では、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進するため、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」を指定し、地区内での違反行為については罰則（2千円の過料）を定めています。

「ごみの投げ捨て等防止重点地区：26地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にごみの散乱を防止する必要がある区域を、ごみの投げ捨て等防止重点地区として指定します。

「喫煙禁止地区：26地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にたばこの吸い殻の散乱を防止する必要がある公共の場所の区域を、喫煙禁止地区として指定します。

2) ボランティア団体等との協働

- ・ 道路や河川等の公共施設（区域）の清掃・美化活動を行うアダプト団体や愛護団体の活動支援を行い、環境美化の推進を図ります。

【県におけるボランティア団体等との協働の取組（例）】

アダプト団体への支援

登録申し込みに基づき登録されたアダプト団体（県管理の「河川=200m、海岸=200m、道路=500m、港湾=一定区域、漁港=一定区域、砂防施設=一定区域」以上の区間を年4回以上、清掃・美化活動を行う構成員10人以上の団体）に対して、傷害保険の一括加入や看板の設置、清掃用具の支給・貸与など活動支援を行っています。

愛護団体への支援

届出に基づき登録を受けた愛護団体（県管理の「河川」、「海岸」、「道路」、「港湾」、「漁港」、「都市公園」、「砂防公園」において清掃・美化活動を行う構成員5人以上の団体）に対して、傷害保険の一括加入や清掃用具の支給・貸与など活動支援を行っています。



## **(6) 食品ロス対策の推進**

国の試算によると、日本の食品廃棄物等は年間 2,550 万トン、そのうち食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間 612 万トンと推計されており、日本の人口 1 人 1 日あたりの食品ロス量は約 132 グラムであり、ご飯茶碗 1 杯分に相当します。日本の食料自給率（カロリーベース）は 38%で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

食料を大量に生産、輸入しているのに、その多くが捨てられており、その処理費用は多額となり、焼却処理による二酸化炭素などの排出量の増加等による環境負荷が多大なものになっています。

令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や令和 2 年 3 月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、県内における食品ロスの削減の推進に関する計画を策定し、計画の進捗を図りながら、各主体と連携しながら県民運動として食品ロス削減を推進していきます。

### **教育及び学習の振興・普及啓発等**

消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的に取り組むよう、教育及び普及啓発の施策を推進していきます。

### **食品関連事業者等の取組に対する支援**

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を支援します。

### **表彰**

食品ロス削減に積極的に取り組む事業者や県民の表彰を行い、その取組を広く周知するほか、ポスターコンテスト等を通じて食品ロス対策を促進します。

### **情報の収集及び提供**

食品ロスの削減に資する先進的な取組に関する情報を収集し、提供していきます。

### **未利用食品を提供するための活動の支援等**

食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある「フードバンク活動」を推進していくため、フードバンク団体や食品関連事業者等との連携強化を図ります。

## **(7) ごみ処理広域化の推進**

生活環境の保全と更なる効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すため、市町と連携しながらごみ処理広域化の推進を図っていきます。

ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえてごみ処理広域化を進めるとともに、その達成を考慮して実施される基幹改良工事などについて、必要な支援を実施していきます。

### **ごみ焼却施設の集約化**

ごみ焼却施設を令和2年度の17施設から令和12年度までに15施設以内に集約することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

### **サーマルリサイクル（熱回収：発電等）の推進**

ごみ処理施設の更新時におけるサーマルリサイクル設備の導入を推進します。

その導入にあたっては、国の循環型社会形成交付金を利活用を促し、整備条件等について技術的指導、助言を行います。

### **ごみ処理施設の延命化の推進**

ごみ処理広域化を行うために、継続的に関係市町等で議論する必要があり、その具体的な進展が見込めない場合で、現有施設の延命化を推進する場合は、これに対し技術的な指導、助言を行います。

### **ダイオキシン類排出量の削減**

当初計画においてごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減は一定なされているため、これを継続させ、また、更なる削減のために個別の焼却施設の設備等に関する技術的指導、助言等を行います。

### **焼却残渣等の再資源化処理の推進**

生活環境の保全上の観点から、最終処分場の延命化を図るため、焼却残渣等のセメント原料化などの再資源化処理を推進し、埋立処分量の削減を図っていきます。

### **汚泥再生（し尿）処理施設の整備**

し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生（し尿）処理施設の整備を図るとともに、汚泥の資源化などのリサイクルを推進します。

## 長崎県ごみ処理広域化計画

### 1 計画の目標

循環型社会の形成を推進し、焼却処理や最終処分を行うごみの削減に努めるとともに、ごみ処理の広域化により、地域の社会性や地理的特性を考慮したうえで、処理機能が安定した施設規模の全連続式焼却施設における熱回収や高度な排ガス設備等の整備などをもって、ダイオキシン類の排出削減を継続しながら、生活環境の保全や効率的な廃棄物処理の実現を目指す。

### 2 計画の目標年次と計画期間

計画の目標年次は、令和12年度とし、計画期間は令和3年度から目標年次までの10年間とする。

### 3 市町の広域ブロック割り

目標達成のため、市町の広域ブロックを以下のとおり7広域ブロックに定める。市町の広域ブロック割りは当初の計画から平成21年度に見直ししたごみ処理広域化ブロックを基本とし、その後の市町村合併などを考慮した構成とする。

広域ブロック名	構成市町村
長崎・西彼ブロック (2市2町)	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北ブロック (3市4町)	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南ブロック (5市)	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市
下五島ブロック (1市)	五島市
上五島ブロック (2町)	小値賀町、新上五島町
壱岐ブロック (1市)	壱岐市
対馬ブロック (1市)	対馬市

### 4 全体計画

#### (1) ごみ焼却施設の集約化

下表のとおり、ごみ焼却施設を令和2年度の17施設から令和12年度に15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図る。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行う。

(施設数)

広域ブロック名	令和2年度	令和12年度	増減
長崎・西彼ブロック	4	4	±0
佐世保・県北ブロック	5	5	±0
県央・県南ブロック	3	2	- 1
下五島ブロック	1	1	±0
上五島ブロック	2	1	- 1
壱岐ブロック	1	1	±0
対馬ブロック	1	1	±0
計	17	15	- 2

(2) その他の取組

サーマルリサイクル(熱回収:発電等)の推進

ごみ処理施設の更新時におけるサーマルリサイクル設備の導入を推進する。その導入にあたっては、国の循環型社会形成交付金の利活用を促し、整備条件等について技術的指導、助言を行う。

ごみ処理延命化の推進

ごみ処理広域化を行うために、継続的に関係市町等で議論する必要がある、その具体的な進展が見込めない場合で、現有施設の延命化を推進する場合は、これに対し技術的な指導、助言を行う。

ダイオキシン類排出量の削減

当初計画においてごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減は一定量なされている。これを継続させ、また、更なる削減のために個別の焼却施設の設備等に関する技術的指導、助言等を行う。

焼却残渣等の再資源化処理の推進

生活環境の保全上の観点から、最終処分場の延命化を図るため、焼却残渣等のセメント原料化などの再資源化処理を推進し、埋立処分量の削減を図る。

汚泥再生(し尿)処理施設の整備

し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生(し尿)処理施設の整備を図るとともに、汚泥の資源化などのリサイクルを推進する。

## 4 県民のゴミゼロ意識の確立への取組

循環型社会の構築、さらには脱炭素社会、自然共生社会の形成推進を図るためには、県民一人ひとりが自分のライフスタイルを見直すことと、高い環境意識を持つことが必要です。

また、最新の科学的な知識を得ることで、廃棄物を含めた環境問題に対する正しい理解を進めることも必要です。

このため、教育機関やNPO等と連携して、学校教育や社会教育の中で、廃棄物に関する環境教育を実施していきます。特に、次世代を担う子どもたちへの環境教育は非常に重要であり、より多くの機会を捉え、啓発や体験活動を行っていきます。

また、ながさき環境県民会議を中心に、各主体が連携・協働して循環型社会の形成のための取組を実践していきます。

### (1) 環境教育の推進

近年、学校や地域などで環境教育に対する関心が高まっており、平成23年に公布された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や平成31年3月に改定した「第2次長崎県環境教育等行動計画」などに基づき、学校や地域社会、職場における環境教育・環境学習を推進します。

#### 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

##### ア．学校等

- ・小・中学校では、各教科や総合的な学習の時間等の中で、身近な自然環境の保全やごみの減量化、分別及びリサイクル活動など、学校や地域の実情に応じた環境保全や自然保護への取組を推進します。
- ・高等学校では、理科、地歴・公民科、家庭科等の教科の中で環境に関する学習を行い、また、教科以外の総合的な学習の時間（探求）や特別活動においても環境教育を実践します。
- ・大学では環境に関する研究を行い、知識やデータを提供するとともに、出前講座などで、環境教育に取り組みます。
- ・環境に関する情報提供のための資料、学校生活において取り組めるプログラムや教材を整備します。
- ・学校で実施している環境保全活動、環境教育等に関する情報発信を行います。
- ・環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。

イ．家庭・地域

- ・行政と住民のパイプ役として、行政から提供される情報等を周知します。
- ・公民館活動などにおいて、地域の自然環境を活かした環境教育等を行うように推奨します。
- ・知識や技術を持つ人材は指導者等として協力します。
- ・家庭・地域が取り組んでいる環境教育等や環境関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。

ウ．事業者

- ・従業員に対し、職場のエネルギー使用量やごみの量など職場の環境について、現状や課題に関する情報を提供するとともに、省エネやごみ減量化などの具体的なプログラムを実践します。
- ・事業者が取り組んでいる環境に配慮した事業活動、環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。

エ．行政

- ・学校等、家庭・地域、事業者と連携し、環境学習総合サイトである「環境活動eネットながさき」を核として、県内における各種環境イベント等の情報を発信します。
- ・学校、地域社会、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。

**協働取組の推進**

ア．学校等

- ・学校、地域や関係機関等との連携を行い、児童生徒に地域との協働や体験的な環境学習の場を設定することにより、環境保全や自然保護についての意識の高揚と実践力の育成に努めます。
- ・家庭・地域、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。

イ．家庭・地域

- ・他の主体との連携を進めるとともに、地域における環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、学校等や家庭、事業者の協力と参画を図るよう取り組みます。
- ・学校等、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組に積極的に参加・協力します。

ウ．事業者

- ・他の主体との連携を進めるとともに、職場における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、他の主体の理解と協力を図るよう取り組みます。
- ・学校等、家庭・地域、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組に積極的に参加・協力します。

エ．行政

- ・学校等、家庭・地域、事業者と連携して、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から情報を発信することで、各主体の協働取組を支援します。
- ・学校等、家庭・地域、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。
- ・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。
- ・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進します。

人材の育成

ア．学校等

- ・県教育センター等によるESD（Education for Sustainable Development：持続可能な発展のための教育）の実践につながる研修講座や大学による教員免許更新講習、環境学習フェア、環境教育指導者養成講座等の研修を通して、教科横断的な視点での環境教育や、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成します。
- ・県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）と公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援します。

イ．家庭・地域

- ・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への参加などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組みます。
- ・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。

ウ．事業者

- ・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への派遣などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組みます。
- ・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。

エ．行政

- ・環境活動指導者養成講座等の指導者育成に係る研修を実施し、環境教育等を実践する教職員や環境リーダーなど、身近な環境保全活動を引き出すことができる指導者を養成します。
- ・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から、環境教育環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報などを発信し、環境教育等に取り組む団体の基盤強化につなげます。
- ・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。

**拠点機能と情報発信の充実**

ア．学校等

- ・省エネルギー型空調設備や照明器具等の環境に配慮したエコスクールを推進し、環境教育の拠点として活用します。
- ・大学は、環境保全に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座を通じた環境教育に取り組みます。

イ．家庭・地域

- ・公民館などにおいて、情報提供の拠点となるよう市町へ働きかけます。

ウ．事業者

- ・事業所における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組を活用し、体験機会や、情報提供の拠点の一つとして整備します。

エ．行政

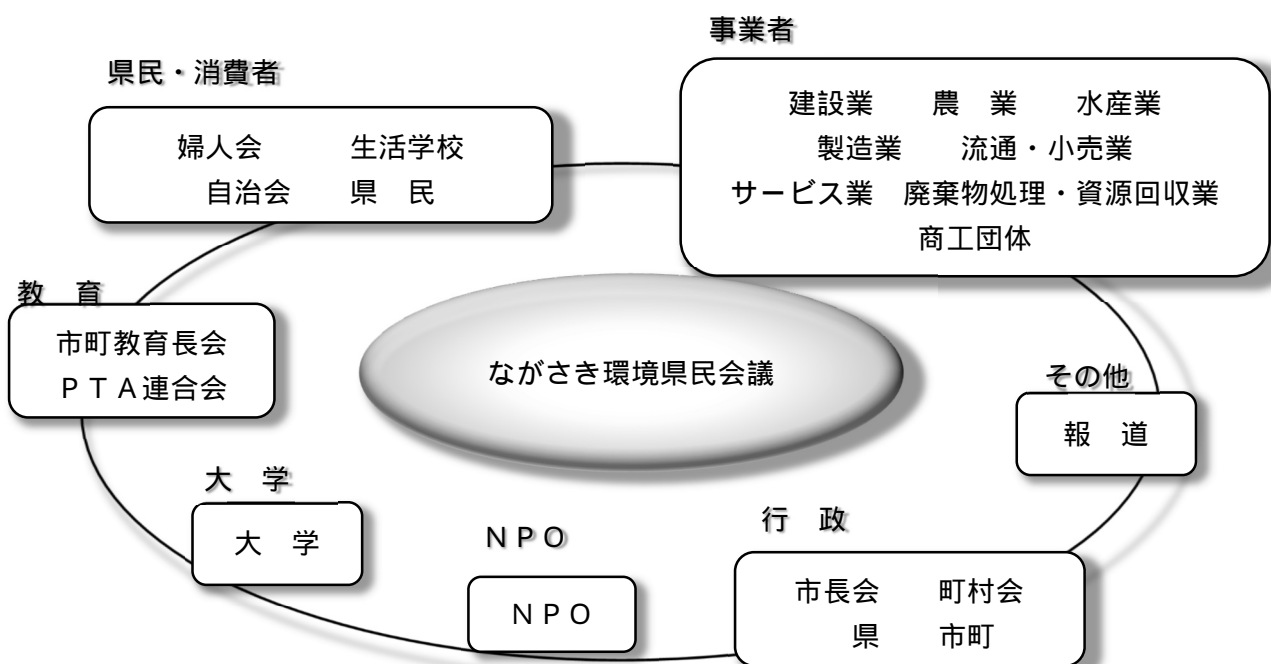
- ・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを通して、環境教育環連施設や環境イベントなどの情報を集約して発信するなど、県民が利用しやすい情報のプラットフォームになるよう努めます。
- ・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の生活環境施設及び県環境保健研究センターなど研究機関等を体験の場として提供するとともに、環境に関する取組の説明や情報発信等を行います。
- ・公民館などにおいて、環境教育に関する講座が実施・充実するよう市町へ働きかけるとともに、学習成果が地域に活かされるよう支援します。
- ・学校等、家庭・地域、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの提供を行います。



## (2) ネットワーク形成の推進

地球温暖化や資源の枯渇といった環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、これから、持続可能な循環型社会を形成していくためには、これまで以上に、各主体の一人ひとりの意識改革と行動の変革が必要となってきます。

この意識改革と行動の変革を加速させるため、各主体が連携・協働するためのネットワークの要として設置している「ながさき環境県民会議」の取組を引き続き支援していくとともに、ネットワークの形成・強化のための各種施策を展開していきます。



### **(3) 情報提供・県民参加の推進**

複雑多様化する廃棄物問題を含めた環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが意識をもって取り組む必要があります。

そのため、県民、事業者、NPO、大学、行政などが情報と目的を共有し、広く各主体の参画を促すことが不可欠であり、情報提供や啓発活動などを通じて、県民全体が意識を高めていくことが大切です。

#### **県民の取組**

- ・ 県民一人ひとりが、毎日の生活の中で4Rを意識し、循環型社会形成のために自分のできることに取り組みます。
- ・ インターネットやテレビ、新聞、広報紙等を通じ、廃棄物に関する知識や情報を習得し、ゴミゼロ意識を高めます。
- ・ 廃棄物に関するイベントや施設見学、住民参加の施策に積極的に参加します。

#### **事業者の取組**

- ・ 製造・販売した製品に関して、消費者がリデュース、リユース、リサイクルする際に有用な情報の提供に努めます。
- ・ 製造・販売した製品に関して、環境への影響に関する情報を、消費者に理解しやすい方法で公開します。
- ・ 事業活動に伴って排出する廃棄物の処理方法や排出量、削減目標などを記載した環境報告書や廃棄物処理計画等についても、積極的に情報を提供していきます。
- ・ 専門的な技術を利用して取り組んでいるリサイクルなどに関する情報を発信します。

#### **NPOの取組**

- ・ 多様な技術や知識を持った人材を活用し、循環型社会を形成するための活動を進めていきます。
- ・ 廃棄物を含む環境問題に関する施策やイベント会合等に積極的に参加し、各主体との連携・協働のつなぎ手としての役割を果たします。
- ・ 4Rの推進や地域住民のライフスタイルの見直しの支援など、地域の環境保全のための活動に取り組みます。

#### **大学の取組**

- ・ 科学的な知見に基づき、廃棄物を含む環境関連技術の研究を進めていきます。
- ・ 廃棄物を含む環境分野に関する先進的な知見や情報を、積極的に発信します。
- ・ 4Rの推進や廃棄物の適正処理に配慮した教育・研究活動を行います。
- ・ 廃棄物を含む環境分野に関する施策や地域の活動などへ、科学的な知見に基づく助言や技術的な支援を行います。

### 市町の取組

- ・各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすとともに、ボランティア団体やNPO等の育成・支援に努めます。
- ・環境イベントや施設見学、講演会など、様々な機会を通じて地域住民に廃棄物関係の最新の情報や知識を提供していきます。
- ・地域住民が4R活動を実践していくために有用なイベントや講習会などを開催・支援します。
- ・ごみ捨て場を分かりやすく明示するなどして、一般住民や観光客のごみの投げ捨て防止に努めます。
- ・廃棄物に関する施策については、計画や実施の段階で適切な情報公開を行うとともに、住民の参画を促し、その意見を適切に反映するように努めます。

### 県の取組

- ・各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすとともに、ボランティア団体やNPO等の育成・支援に努めます。
- ・廃棄物に関する国の方針や法律の変更について、各主体に対し必要な情報を分かりやすい方法で発信します。
- ・「ゴミゼロながさき」の取組に関して、ホームページなどを通じて、目標の達成状況や最新の情報などの発信に努めます。
- ・県民や事業者、市町を対象とした講習会等を開催し、最新の科学的知見の普及に努めます。
- ・一般住民や観光客のごみの投げ捨て防止に関する啓発に努めます。
- ・施策の構築や変更にあたっては、インターネットの活用やマスコミ等の協力を得て、広く県民に情報を提供するとともに、パブリックコメントなどを通じて県民の意見を適切に反映できるように努めます。

第6章 計画の推進

## 1 計画の推進

### 県民は...

- ・県民一人ひとりが、ゴミゼロながさきに取り組む主体であることを自覚し、積極的に行動します。
- ・4R活動を実践することで、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理への取組を推進します。
- ・自らが所属する各種団体において、ゴミゼロながさきの取組が推進されるよう努めます。
- ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。
- ・自治会、婦人会やPTAなどでは、ながさき環境県民会議が策定したゴミゼロながさき実践計画を、それぞれの団体において実践します。

### 事業者は...

- ・事業所において4R活動などを実践することで、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理への取組を推進します。
- ・従業員に対して廃棄物や環境に関する講習会を受講させるなどして、4R活動の推進に努めます。
- ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。
- ・産業廃棄物の多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理計画書及び実施報告書を作成し、廃棄物の減量化・再資源化などに取り組みます。
- ・各種業界団体等では、ながさき環境県民会議が策定したゴミゼロながさき実践計画を、それぞれの団体において実践します。

### NPOは...

- ・循環型社会の形成に必要な活動を行います。
- ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。
- ・各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を担います。

### 大学は...

- ・循環型社会の形成に必要な研究を進めていきます。
- ・市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。
- ・最新の情報収集や、専門的な知識の発信などを行います。

**市町は...**

- ・ 廃棄物処理法に基づき、本計画との整合を図りつつ、地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画を策定します。
- ・ 地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎自治体としての役割を実践します。
- ・ イベントや研修会など様々な機会に、廃棄物や環境に関して地域住民への啓発に努めます。
- ・ ながさき環境県民会議が策定したゴミゼロながさき実践計画を、学校や生涯学習の場で実践し推進します。また、市町も自らゴミゼロながさき実践計画を実践していきます。

**県は...**

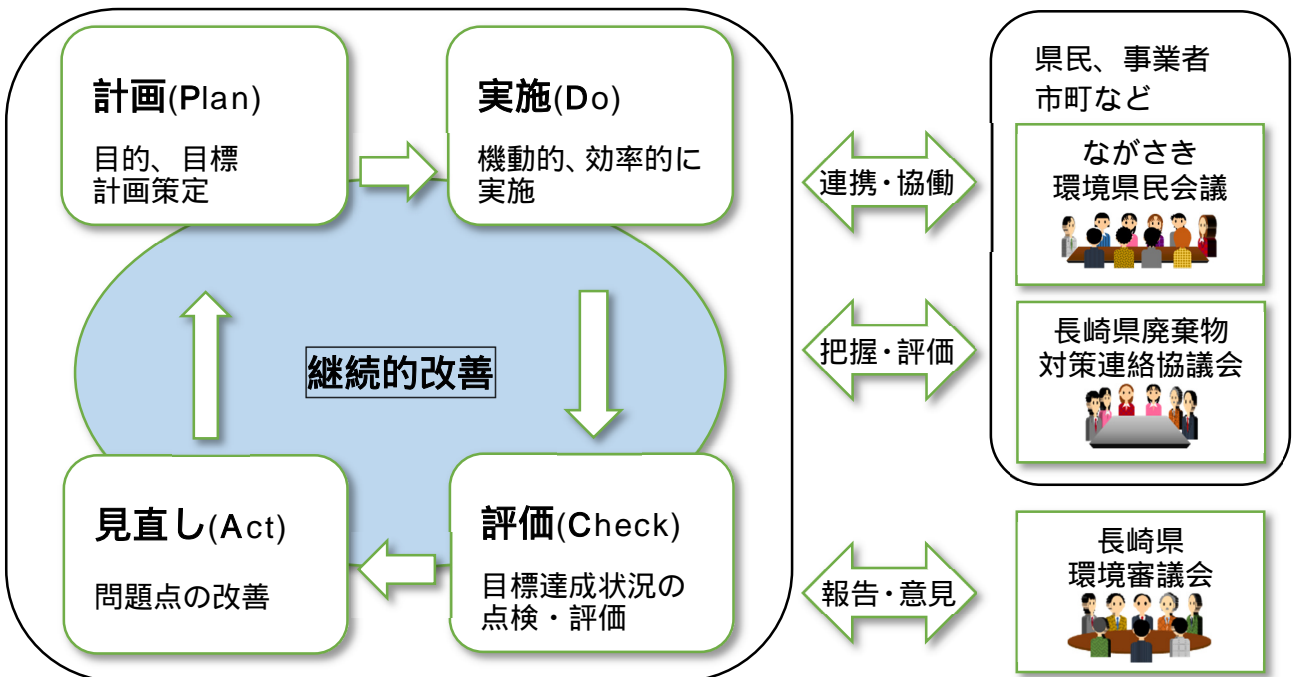
- ・ 全県的・広域的な観点から、一般廃棄物や産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理を推進します。
- ・ 市町や関係主体の取組が推進されるように調整機能を果たします。
- ・ ながさき環境県民会議と連携して、各関係団体等が行う実践行動の年間計画や実施状況を把握し、次年度以降の実践活動の改善を図ります。
- ・ ながさき環境県民会議が策定したゴミゼロながさき実践計画を、県も自ら実践していきます。
- ・ ゴミゼロながさき実践計画を実効あるものにするため、各地区の廃棄物対策連絡協議会や保健環境連合会等の地域の活動母体と連携し、県民により身近な活動として推進していきます。
- ・ 市町のごみの排出量や再資源化量、施策の実施状況等について、毎年度調査を行い、長崎県廃棄物対策連絡協議会において意見交換を行い、施策の見直しに反映させます。
- ・ 計画の進捗状況を県のホームページで公開し、各主体の意見を施策の中身に反映させるよう努めます。

## 2 計画の進捗管理と見直し

計画の進捗管理と見直しについては、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCA サイクル）により、継続的な改善を行っていくこととします。

ながさき環境県民会議や長崎県廃棄物対策連絡協議会と連携・協働するとともに、各主体の年度ごとの目標の達成状況等を評価します。また、長崎県環境審議会へ計画の進捗状況や評価結果の報告を行い、意見をいただくとともに、広く県民に情報を提供していきます。

また、5年ごとに計画の内容を見直します。



< P D C A サイクルによる計画の推進 >

### ながさき環境県民会議

環境への負荷の小さい持続可能な社会を形成することを目的として、平成24年6月に、「ゴミゼロながさき推進会議」と「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合し、新たに設立されました。

本県における循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、NPO、大学、行政などが、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進していくための会議のことで、ゴミゼロながさき実践計画を策定し、推進していく母体となります。

### 長崎県廃棄物対策連絡協議会

廃棄物の発生抑制、減量化及び再資源化並びに適正処理等について協議するため、県及び市町で構成されています。

毎年開催し、各市町におけるごみの排出量や再資源化量、施策の実施状況等について意見交換を行い、施策の見直しに反映させます。

## 資料

1	基礎編	124
(1)	長崎県環境審議会における審議の経過	124
(2)	長崎県環境審議会委員名簿	125
(3)	長崎県環境審議会廃棄物処理計画部会員名簿	127
2	一般廃棄物編	128
(1)	排出・処理状況	128
(2)	ごみ排出量及び処理量の将来予測	129
3	産業廃棄物編	131
(1)	排出・処理状況	131
(2)	発生量及び処理・処分状況フロー図	132
(3)	最終処分状況	133
(4)	産業廃棄物排出量の予測方法	134
4	用語の説明	135



# 1 基礎編

## (1) 長崎県環境審議会における審議の経過

令和2年	3月 9日	長崎県知事が長崎県環境審議会に対し諮問
	4月 1日	長崎県環境審議会において廃棄物処理計画部会を設置
	6月23日	第1回廃棄物処理計画部会（計画策定方針検討）
	11月 4日	市町の意見聴取（令和2年11月17日まで）
	11月 5日	第2回廃棄物処理計画部会（将来予測、数値目標案の検討）
	12月10日	パブリックコメントの実施（令和3年1月11日まで）
	12月23日	第3回廃棄物処理計画部会（素案の修正）
令和3年	1月21日	第4回廃棄物処理計画部会（素案の修正）
	2月16日	長崎県環境審議会（答申案について）
	2月17日	長崎県環境審議会から知事へ答申

## (2) 長崎県環境審議会委員名簿

役職	氏名	所属・職業
会長	橘 勝康	長崎大学総合生産科学域 教授
副会長	伊東 浩子	長崎県弁護士会 (弁護士)
副会長	林 秀千人	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	青柳 潔	長崎大学生命医科学域 教授 (公衆衛生学分野)
委員	石黒 則子	公募委員
委員	岩岡 千香子	西海国立公園九十九島動植物園 園長
委員	馬越 孝道	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	江嶋 慶子	長崎県商工会女性部連合会 会長
委員	大久保 一彦	長崎県農業協同組合中央会 専務理事
委員	大町 由紀	公募委員
委員	奥村 公子	公募委員
委員	河本 和明	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	北川 聡	長崎県漁業協同組合連合会 指導課課長代理
委員	城戸 俊泰	長崎県野鳥の会 会長
委員	後藤 満雄	公募委員
委員	佐々木 浩	筑紫女学園大学現代社会学部現代社会学科 教授
委員	佐藤 博	長崎国際大学薬学部薬学科 教授
委員	佐藤 義高	長崎県森林組合連合会 専務理事
委員	杉谷 和彦	一般社団法人 長崎県猟友会 会長

## 資料

役職	氏名	所属・職業
委員	関 陽子	長崎大学総合生産科学域 准教授
委員	豊田 涼子	公募委員
委員	中川 啓	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	中西 弘樹	長崎大学 名誉教授
委員	西久保 裕彦	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	西山 智子	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会 会長
委員	野口 友美	長崎県町村会（時津町住民環境課長）
委員	宮地 晃輔	長崎県立大学経営学部経営学科 教授
委員	山口 敦子	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	山口 玲子	長崎県市長会（松浦市市民生活課長）
委員	渡邊 貴史	長崎大学総合生産科学域 教授

## (3) 長崎県環境審議会廃棄物処理計画部会委員名簿

役職	氏名	所属・職業	備考
部会長	林 秀千人	長崎大学総合生産科学域 教授	長崎県環境審議会委員
委員	石黒 則子	公募委員	長崎県環境審議会委員
委員	大久保 一彦	長崎県農業協同組合中央会 専務理事	長崎県環境審議会委員
委員	江嶋 慶子	長崎県商工会女性部連合会 会長	長崎県環境審議会委員
委員	北川 聡	長崎県漁業協同組合連合会 指導課課長代理	長崎県環境審議会委員
委員	関 陽子	長崎大学総合生産科学域 准教授	長崎県環境審議会委員
委員	西山 智子	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会 会長	長崎県環境審議会委員
委員	宮地 晃輔	長崎県立大学経営学部経営学科 教授	長崎県環境審議会委員
委員	山口 玲子	長崎県市長会（松浦市市民生活課長）	長崎県環境審議会委員
専門調査員	石橋 康弘	熊本県立大学環境共生学部 環境共生学科環境資源学 教授	
専門調査員	糸山 景大	長崎大学 名誉教授	
専門調査員	海野 博	一般社団法人長崎県産業資源循環協会 顧問	
専門調査員	前田 大介	一般社団法人長崎県建設業協会 土木委員長	

## 2 一般廃棄物編

### (1) 排出・処理状況

#### ごみ排出量の推移

(単位：トン)

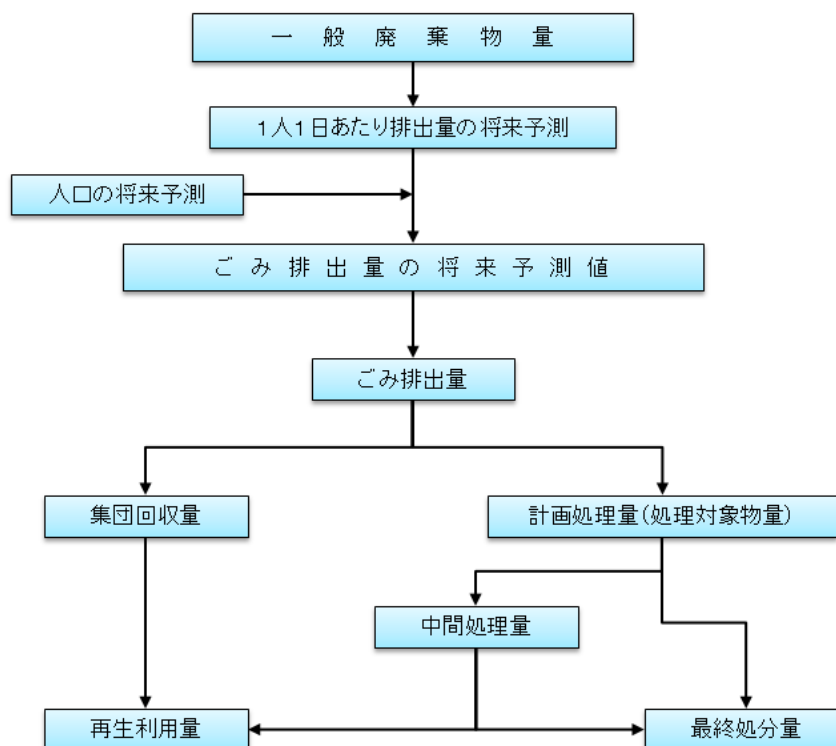
年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口		1,404,837	1,394,152	1,381,168	1,365,865	1,350,826
計画 回収 集量	可燃ごみ	337,710	333,653	342,767	337,875	338,405
	不燃ごみ	21,279	18,473	17,228	17,381	16,992
	資源ごみ	37,205	35,685	34,208	33,447	32,722
	粗大ごみ	1,628	1,565	1,621	1,882	1,905
	その他	441	476	539	464	450
	小計	398,263	389,852	396,363	391,049	390,474
直接搬入量		72,796	72,887	67,046	70,851	74,296
計		471,059	462,739	463,409	461,900	464,770
内 訳	(生活系ごみ)	313,826	305,378	304,781	303,391	306,900
	(事業系ごみ)	157,233	157,361	158,628	158,509	157,870
集団回収量		18,764	17,561	16,511	15,599	14,530
合計		489,823	480,300	479,920	477,499	479,300
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)		953	944	952	958	969

#### ブロック別処理状況 (令和元年度)

ブロック名		長崎・西彼	佐世保・県北	県央・県南	下五島	上五島	壱岐	対馬
ごみ排出量(トン)		177,329	121,217	134,232	13,989	11,905	9,043	11,585
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)		938	937	1,001	1,041	1,554	932	1,039
処理 内訳	直接焼却(トン)	141,436	104,444	120,831	11,987	6,972	6,920	8,994
	焼却以外の中間処理(トン)	18,996	9,694	8,525	2,027	3,230	0	1,032
	直接資源化量(トン)	1,071	1,849	1,159	0	0	1,931	499
	直接最終処分量(トン)	7,469	0	191	186	1,703	0	0
	集団回収量(トン)	6,090	4,889	3,521	30	0	0	0
処理量(トン)		175,062	120,876	134,227	14,230	11,905	8,851	10,525
再生利用量(トン)		26,909	21,887	25,568	2,323	834	2,811	1,531
再生利用率(%)		15.4	18.1	19.0	16.3	7.0	31.8	14.5
再生 利用 内訳	施設資源化量(トン)	19,748	15,149	20,888	2,293	834	880	1,032
	再生利用率(%)	11.3	12.5	15.6	16.1	7.0	9.9	9.8
	直接資源化量(トン)	1,071	1,849	1,159	0	0	1,931	499
	再生利用率(%)	0.6	1.5	0.9	0.0	0.0	21.8	4.7
	集団回収量(トン)	6,090	4,889	3,521	30	0	0	0
再生利用率(%)		3.5	4.0	2.6	0.2	0.0	0.0	0.0
1人1日あたりの資源化量 (g/人・日)		142	169	191	173	109	290	137
最終処分量(トン)		23,098	5,030	5,542	1,318	2,740	0	1,060
最終処分率(%)		13.2	4.2	4.1	9.3	23.0	0.0	10.1

## (2) ごみ排出量及び処理量の将来予測

### ごみ排出量及び処理量の将来予測方法



#### (ア) 排出量の将来予測方法

品目別に5種類のトレンド曲線推計式を用いて推計を行い、過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさないこと等、最も妥当と判断される2式の平均値を採用。

#### (イ) 処理・処分量の将来予測方法

再生利用量、中間処理量、最終処分量等については、令和元年度における総排出量に対する割合により按分。

### 人口の推移と将来予測結果

(単位：人)

ブロック名	実績値					予測値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和7年度
長崎・西彼	516,309	512,442	508,604	504,795	501,014	508,604	492,768
佐世保・県北	353,581	350,796	348,033	345,292	342,573	348,033	336,844
県央・県南	366,283	364,011	361,753	359,509	357,279	361,753	352,369
下五島	36,733	36,033	35,346	34,672	34,011	35,346	32,661
上五島	20,937	20,389	19,856	19,336	18,830	19,856	17,824
壱岐	26,518	26,065	25,619	25,181	24,750	25,619	23,876
対馬	30,465	29,790	29,130	28,484	27,852	29,130	26,574
県計	1,350,826	1,339,526	1,328,341	1,317,269	1,306,309	1,328,341	1,282,916

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」により推計

## ブロック別ごみ排出量（1人1日あたり）の将来予測

（単位：g/人・日）

		排出量 + +	収 集 量				直 接 搬 入 量	自 家 処 理 量	集 団 回 収 量	家 電 リ サ イ ク ル 対 象
			可 燃 ご み	不 燃・資 源・粗 大	そ の 他	合 計				
長崎県	R03	958	685	100	1	786	145	0	27	11
	R07	961	698	93	1	792	148	0	22	14
長崎・ 西彼	R03	931	708	141	1	850	51	0	30	11
	R07	931	726	127	1	854	52	0	26	14
佐世保・ 県北	R03	917	693	80	0	772	111	0	34	11
	R07	905	684	78	0	762	117	0	26	14
県央・ 県南	R03	1,003	677	56	1	734	245	0	24	11
	R07	1,019	703	52	1	757	245	0	18	14
下五島	R03	1,074	722	141	2	865	206	0	2	11
	R07	1,109	745	153	2	900	207	0	2	14
上五島	R03	1,267	737	103	20	861	407	1	0	11
	R07	1,285	744	102	21	867	419	1	0	14
壱岐	R03	877	409	170	0	578	299	0	0	11
	R07	888	424	154	0	577	311	0	0	14
対馬	R03	1,064	447	58	0	505	559	0	0	11
	R07	1,138	450	57	0	507	631	0	0	14

1 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

## ブロック別ごみ処理・処分量（1人1日あたり）の将来予測

（単位：g/人・日）

		人口 (人)	排出量 + +	収 集 量				直 接 搬 入 量	自 家 処 理 量	集 団 回 収 量	家 電 リ サ イ ク ル 対 象
				可 燃 ご み	不 燃・資 源・粗 大	そ の 他	合 計				
長崎県	R03	1,328,341	464.4	332.0	48.6	0.4	381.0	70.3	0.0	13.1	5.3
	R07	1,282,916	450.2	326.9	43.6	0.4	370.9	69.1	0.0	10.2	6.4
長崎・ 西彼	R03	508,604	172.9	131.5	26.2	0.2	157.9	9.5	0.0	5.6	2.0
	R07	492,768	167.5	130.5	22.9	0.2	153.5	9.3	0.0	4.7	2.4
佐世保・ 県北	R03	348,033	116.5	88.0	10.1	0.0	98.1	14.1	0.0	4.3	1.4
	R07	336,844	111.3	84.1	9.6	0.0	93.7	14.3	0.0	3.3	1.7
県央・ 県南	R03	361,753	132.4	89.4	7.4	0.1	96.9	32.4	0.0	3.1	1.4
	R07	352,369	131.1	90.5	6.7	0.1	97.3	31.5	0.0	2.3	1.8
下五島	R03	35,346	13.9	9.3	1.8	0.0	11.2	2.7	0.0	0.0	0.1
	R07	32,661	13.2	8.9	1.8	0.0	10.7	2.5	0.0	0.0	0.2
上五島	R03	19,856	9.2	5.3	0.7	0.1	6.2	2.9	0.0	0.0	0.1
	R07	17,824	8.4	4.8	0.7	0.1	5.6	2.7	0.0	0.0	0.1
壱岐	R03	25,619	8.2	3.8	1.6	0.0	5.4	2.8	0.0	0.0	0.1
	R07	23,876	7.7	3.7	1.3	0.0	5.0	2.7	0.0	0.0	0.1
対馬	R03	29,130	11.3	4.7	0.6	0.0	5.4	5.9	0.0	0.0	0.1
	R07	26,574	11.0	4.4	0.6	0.0	4.9	6.1	0.0	0.0	0.1

1 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

（用語の定義）

計画処理量 = 排出量 - 集団回収量

中間処理量 = 直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量

減量化量 = 計画処理量 - 資源化量 - 最終処分量

再生利用量 = 資源化量 + 直接資源化量 + 集団回収量

最終処分量 = 中間処理後埋立量 + 直接埋立量 + 焼却灰埋立量

### 3 産業廃棄物編

#### (1) 排出・処理状況

##### 業種別排出量及び処理状況（令和元年度）

（単位：千トン）

業種	区分	排出量	再生利用量	最終処分量	減量化量	その他量
農業・林業		1,552	1,125	0	427	0
漁業		1	1	0	0	0
鉱業		8	8	0	0	0
建設業		993	899	35	58	0
製造業		433	137	21	275	0
電気・水道業		1,824	923	159	742	0
情報通信業		1	1	0	0	0
運輸・郵便業		7	4	1	2	0
卸売・小売業		16	8	1	7	0
医療・福祉		14	2	2	10	0
サービス業等		19	10	5	4	0
合計		4,868	3,117	224	1,527	0

- 1 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 表中の「0」は500トン未満の値。

##### 種類別排出量及び処理状況（令和元年度）

（単位：千トン）

業種	区分	排出量	再生利用量	最終処分量	減量化量	その他量
燃え殻		56	13	43	0	0
汚泥		1,106	65	5	1,037	0
廃油		12	7	0	5	0
廃酸		4	2	0	2	0
廃アルカリ		6	4	0	2	0
廃プラスチック類		72	45	10	16	0
紙くず		5	4	0	1	0
木くず		99	88	4	7	0
繊維くず		0	0	0	0	0
動植物性残さ		25	9	0	16	0
動物系固形不要物		0	0	0	0	0
ゴムくず		0	0	0	0	0
金属くず		51	48	3	0	0
ガラス陶磁器くず		103	71	28	4	0
鉱さい		5	1	4	0	0
がれき類		756	744	12	0	0
動物のふん尿		1,548	1,121	0	427	0
動物の死体		3	3	0	0	0
ばいじん		1,004	889	115	0	0
特別管理産業廃棄物		13	3	1	9	0
合計		4,868	3,117	224	1,527	0

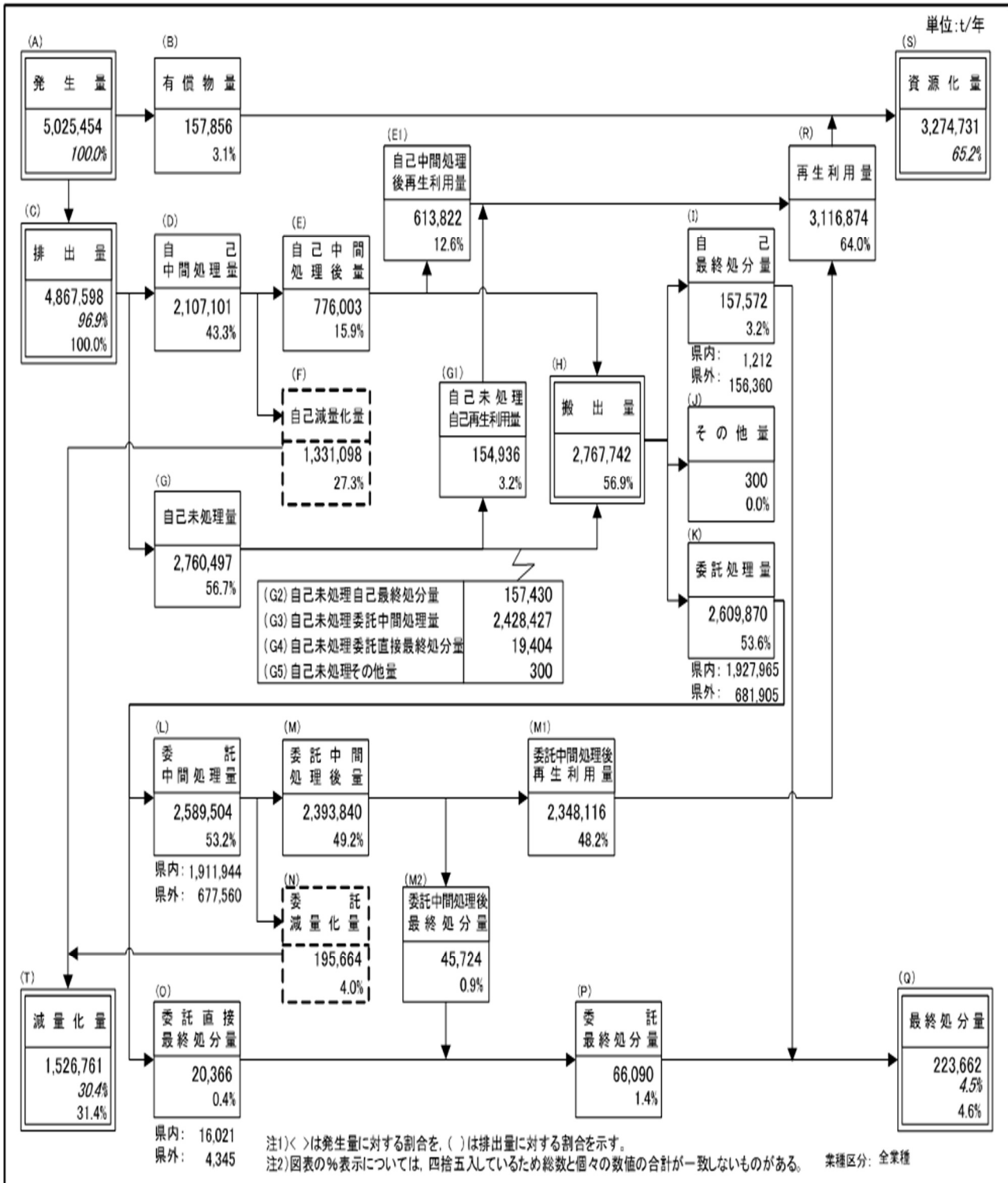
- 1 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 表中の「0」は500トン未満の値。



(2) 発生量及び処理・処分状況フロー図

産業廃棄物の発生量及び処理・処分状況フロー図（令和元年度）

（単位：トン）



注 1) 図中の%表示のうち、斜体は発生量に対する割合を、正体は排出量に対する割合を示す。

注 2) 図中の%表示については四捨五入しているため、総数と個々の数値の合計が一致しない場合がある。

## ( 3 ) 最終処分状況

## 最終処分状況 (令和元年度)

業種	区分	排出量 (千トン)	最終処分量 (千トン)	最終処分率 (%)	最終処分量全量に 対する割合 (%)
安定型品目	廃プラスチック類	72	10	13.9%	4.5%
	ゴムくず	0	0		
	金属くず	51	3	5.9%	1.3%
	ガラス陶磁器くず	103	28	27.2%	12.5%
	がれき類	756	12	1.6%	5.4%
	小計	982	53	5.4%	23.7%
安定型品目 以外	燃え殻	56	43	76.8%	19.2%
	汚泥	1,106	5	0.5%	2.2%
	廃油	12	0	0.0%	
	廃酸	4	0	0.0%	
	廃アルカリ	6	0	0.0%	
	紙くず	5	0	0.0%	
	木くず	99	4	4.0%	1.8%
	繊維くず	0	0		
	動植物性残さ	25	0	0.0%	
	動物系固形不要物	0	0		
	ゴムくず	0	0		
	鋳さい	5	4	80.0%	1.8%
	動物のふん尿	1,548	0	0.0%	
	動物の死体	3	0	0.0%	
	ばいじん	1,004	115	11.5%	51.3%
	特別管理産業廃棄物	13	1	7.7%	0.4%
	小計	3,886	172	4.4%	76.8%
	合計	4,868	224	4.6%	100.0%

1 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

2 表中の「0」は500トン未満の値。

## (4) 産業廃棄物排出量の予測方法

産業廃棄物の排出量及び処理状況の将来予測にあたっては、下記の点を踏まえて予測しました。

活動量指標の時系列的解析による排出量の予測

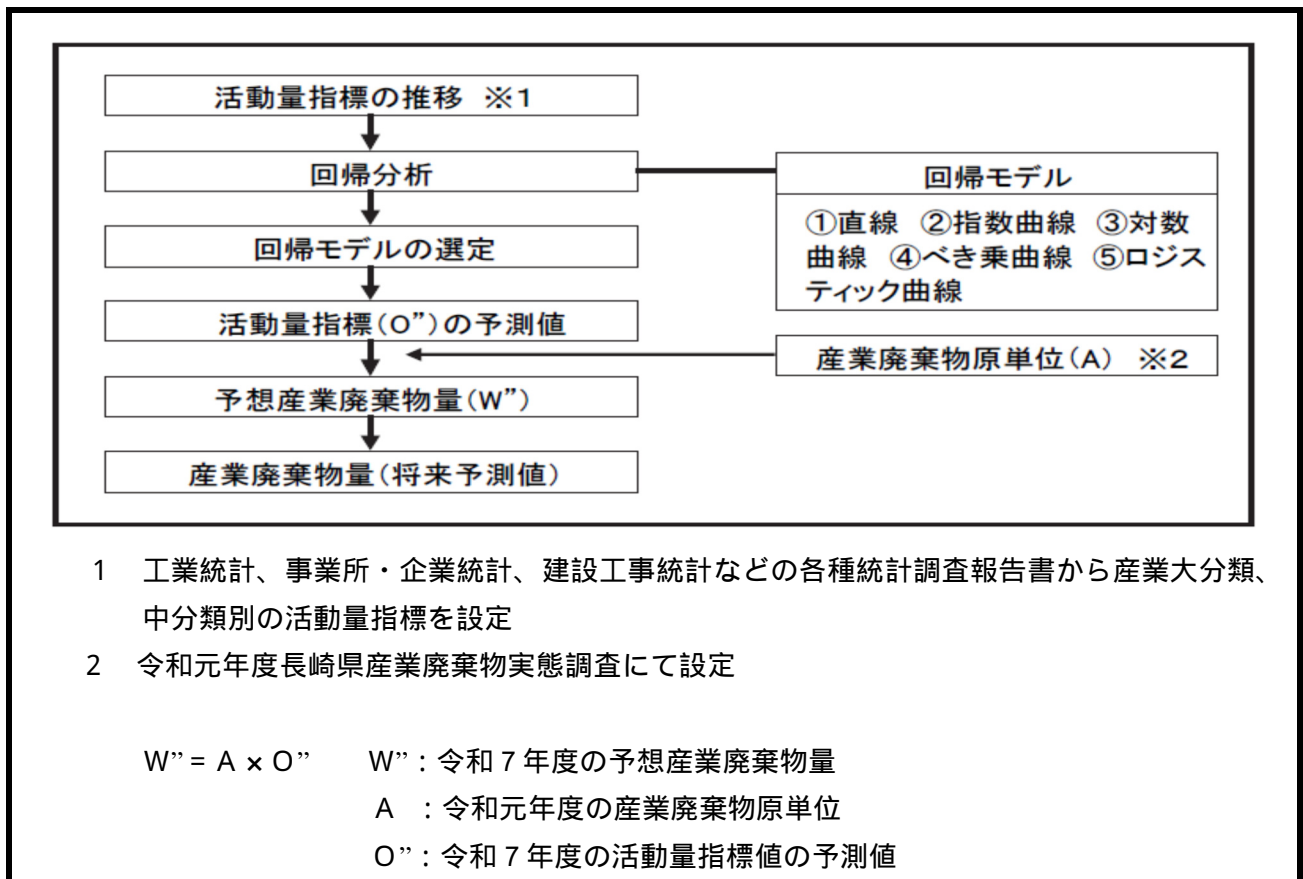
以下の2点が成り立つことを前提とし、令和元年度長崎県産業廃棄物実態調査で把握した排出量原単位に、業種ごとの将来の活動量指標値を乗じることにより将来の排出量を予測しました。

- ・ 廃棄物の排出量等は、業種ごとに特定の指標に比例する。
- ・ 上記指標値ごとの排出量原単位は、将来予測の期間内は一定不変とする。

業種ごとの活動量指標値の将来予測については、過去の実績値に基づき、以下に示す各種トレンド推計式（回帰モデル）を用いて予測しました。

推計結果の判定については、推計した各式による相関係数を求め、その絶対値が最も「1」に近い2式の平均値を採用する方法を基本としました。

また、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさないことも考慮し、将来値を決定しました。



産業廃棄物の将来予測の基本フロー

将来予測人口からの検討

上下水道から排出される産業廃棄物については、県内人口の減少が予測されていますので、同様に減少すると考えられます。

## 4 用語の説明

### 《ア行》

#### ISO14001

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）による環境マネジメントシステムの国際規格です。環境対策を推進することを目的に環境方針や計画の策定、実施、結果の点検・見直しを行い、継続的な改善を図っていく仕組みです。事業活動から排出される廃棄物についても、環境マネジメントシステムの中に組み込んでいくことにより、計画的に減量化を進めることができます。

#### アスベスト

アスベスト（石綿）は、極めて細かい天然の鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレートなど）や様々な製品に使用されてきました。しかし、空中に飛散するアスベストを吸引した場合、肺がんや、中皮腫を発症する発ガン性が問題となり、現在では製造・使用等が禁止されています。

#### 安定型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場（埋立地）の一つで、廃棄物の安定化に伴って汚水、ガス等が発生しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を埋立処分できる処分場のことです。廃棄物の流出防止のための擁壁など流出防止設備や防止するためのフェンスなどの設備から構成されます。

#### 異性体

同じ分子式でありながら、構造が異なるなど科学的に区別される化合物のことです。ダイオキシン類には200種類以上の異性体があります。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物には、商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」があります。

## エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステムのことです。中小事業者でも自主的・継続的な環境配慮に対する取組が展開できます。更に、その取組結果を公表できるように工夫されています。

## NPO (Nonprofit Organization : 民間非営利団体)

非営利で不特定多数の者の利益の為に活動している民間組織のことです。「特定非営利活動促進法」により、こうした活動を行う団体が法人格を取得し、特定非営利活動法人(NPO法人)となることもできます。

## 汚染者負担の原則 (PPP:Polluter-Pays Principle)

環境汚染防止のための費用は汚染者(生産者や消費者)が負担すべきであるという考え方のことです。日本では、生産者の汚染防止費用の負担だけではなく、汚染された環境の修復費用や公害被害者の費用についても汚染者負担を基本とする考え方が一般的となっています。

## 汚泥

産業廃棄物の一つで、工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものをいいます。下水汚泥などの有機性汚泥と建設汚泥などの無機性汚泥があります。

## 《力行》

### 海岸漂着物

海岸に流れ着いたごみやその他の汚物、不要物をいいます。台風などの自然災害の際に、山から海岸に流れ着いた流木や、海を漂流して流れ着いたごみなどです。

### 海洋プラスチックごみ

私たちの普段の生活や経済活動から排出され海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのことを指します。近年、海洋プラスチックによる海洋汚染は地球規模で広がっており、特に海洋中のマイクロプラスチック(サイズが5mm以下の微細なプラスチックごみ)が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

## 拡大生産者責任（EPR:Extended Producer Responsibility）

生産者が、自ら生産する製品について、生産段階だけではなく、その製品が使用され廃棄された後まで、製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考えかたのことです。「循環型社会形成推進基本法」では、生産者が、その製造する製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行う責務や、製品について引き取り、引き渡し又は循環的な利用を行う責務を規定しています。

## 環境会計

企業などが、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り数値（貨幣単位又は物量単位）に表して、社会に伝える仕組みのことです。

## 環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものと定めています。

## 環境報告書

企業などの事業者が、最高経営者の諸言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況や環境負荷の低減に向けた取組の状況などについて取りまとめ、定期的に公表するものです。

## 環境マネジメントシステム（EMS:Environmental Management System）

組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織の体制・手続きなどの仕組みのことをいいます。

## 感染性廃棄物

医療機関や介護老人保健施設、衛生検査所などから医療行為や検査などに伴って発生した廃棄物のうち、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物のことです。「廃棄物処理法」では、感染性廃棄物は、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分類されており、保管から収集運搬、処分までの全ての過程において厳重に管理することが求められています。

## 管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場（埋立地）の一つで、埋め立てられた廃棄物が安定化するにつれて汚水やガスが発生し、周辺の環境を汚染する可能性のある廃棄物を埋立処分できる処分場のことです。環境汚染を防止するための遮水施設、浸出水集水設備、浸出水処理施設などから構成されます。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境のことを考慮して、まず必要性をよく考え、次に環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

## 計画収集量

市町等によって収集されたごみの量です。

## 経済的インセンティブ

費用と便益の比較により、人々の意思決定や行動を変化させるような要因のことをいいます。例えば、廃棄物の排出量を減らすために、廃棄物の処理料金を値上げすることなどです。

## 建設汚泥

建設工事で行う掘削工事等に伴って発生する含水率が高く粒子が微細な泥状の廃棄物のことです。

## ごみ排出量

計画収集量（市町等によって収集されたごみ量）と直接搬入量（住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量）と集団回収量（自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量）の総和です。

## ごみ発電

ごみを焼却した際に発生する熱を利用して蒸気をつくり、発電することです。

## コミュニティプラント

一般廃棄物処理計画に基づき、市町が設置する小規模な下水処理施設のことです。公共下水道と同様に、埋設された配水管によって集められたし尿と生活雑排水を合わせて処理する施設です。

## 《サ行》

## 再資源化

使用済み製品・容器や廃棄物のうち有用なものを、部品などとして再使用したり、新たな製品の原材料として使用できる状態に処理することです。

## 再使用

一度使用された製品をそのまま使用することや、一部の部品をそのまま使用することです。例えば、ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんなどのように、返却されたびんを洗浄して再び使用したり、家具類を修理して使用するなど、従来と同じ用途で使用することです。

## 再生利用

廃棄物の全部又は一部を処理して、原材料として利用することです。例えば、古紙を水に溶かし、洗浄、脱水するなどして再び古紙パルプにし、紙原料として利用したり、ペットボトルを粉砕するなどして、フレークやペレットにし、様々なプラスチック製品の原料として利用します。マテリアルリサイクルともいわれています。

## 再生利用率

ごみ排出量に占める資源化量の割合です。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「産業物処理法」で定める 20 種類の廃棄物のことです。

## 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の収集・運搬業、中間処理（破碎・焼却などの処理）業や最終処分（埋立処分）業を営む者のことです。これらの業を行う場合には、収集・運搬を行う地域や施設を設置する地域の都道府県知事の許可が必要であり、許可を受けていない者は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分を請け負うことはできません。爆発性、毒性、感染性などがある特別管理産業廃棄物の収集・運搬や処理を行う場合は、別途、都道府県知事の許可が必要となります。

## 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物を中間処理（破碎・焼却などの処理）したり、最終処分（埋立処分）する施設のことです。法律で定められた一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置する場合、都道府県知事の許可が必要となります。

## 産業廃棄物税

産業廃棄物の排出量や処分量に応じて課税される法定外目的税のことであり、税収は一般的に、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル率向上支援、不適正処理の対策強化などに使われています。長崎県では平成 17 年 4 月 1 日から導入しています。



## 残余容量

最終処分場において、廃棄物を埋立処分できる全体容量のうち、既に埋め立てられた容量を除く、残された埋め立て可能な容量のことです。

## 散乱ごみ

道路、河川、公園などに散乱し、放置されているごみのことです。主なものとしては、空きかん、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻などがあります。

## 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、オフィスなど事業所から出る紙くずや飲食店から出る生ごみなど、産業廃棄物にはならない一般廃棄物のことです。

## 資源化量

施設資源化量（リサイクル施設における分別や溶融施設におけるスラグ化などにより資源化された量）と直接資源化量（市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生事業者へ搬入し、資源化された量）と集団回収量（自治会や子ども会などが資源ごみを回収し、市町に報告した量）の総和です。

## 資源ごみ

古紙、空きかん、空き瓶やペットボトルなど、再資源化することができるごみのことです。

## 施設資源化量

リサイクル施設における分別や溶融施設におけるスラグ化などにより資源化された量です。

## 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

## 遮断型処分場

産業廃棄物の最終処分場（埋立地）の一つで、有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる処分場のことです。遮断型処分場は、コンクリート製の仕切りで公共の水域および地下水と完全に遮断される構造となっています。

## 集団回収量

自治会や子ども会などが古紙、空きかん、空き瓶を回収し、市町に報告した量です。

## 循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、製品等が廃棄物となることが抑制され、廃棄物となったもののうち有用なものについては、適正に循環的利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われないものについては、適正な処分が確保され、このことによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義されています。

## 循環資源

廃棄物などのうち有用なものをいいます。

## 循環的利用

廃棄物の「再使用」、「再生利用」及び「熱回収」のことをいいます。

## 食品ロス

日本では、「食品ロス」は、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」と定義されています。食品関連事業者から発生する食品ロス量については、農林水産省が食品リサイクル法の規定に基づく定期報告結果等を基に推計し、家庭から発生する食品ロス量については、環境省が市区町村で実施している家庭系ごみの組成調査等を基に推計しています。

## 浄化槽

し尿と併せて、台所などから出る生活雑排水を処理する設備のことです。

## 浄化槽汚泥

浄化槽でし尿や生活雑排水を処理した際に発生する汚泥のことをいいます。

## 焼却灰

廃棄物を焼却処理した際に残った燃え殻のことをいいます。焼却灰は、灰分と、燃え残りの未燃分からなっています。

## 処理及び維持管理費

収集運搬・中間処理・最終処分にかかる経費（人件費、燃料費、消耗品費、光熱水費など）と施設の修繕費、車両購入費及び委託費などです。

## 飼料化

食品廃棄物の水分や栄養成分などを調整して、家畜用の飼料を製造することです。

## 水洗化率

公共下水道や浄化槽などでし尿を処理できる人口の総人口に占める割合です。

## ストックマネジメント

既存の建築物(ストック)を有効活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことをいいます。ストックマネジメントを活用することで、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、解体、用途変更、改修、改築など、その施設にとってどれがよりよい方法なのか判断することができます。

## スラグ

廃棄物や、廃棄物を焼却した灰を 1,200 以上の高温で溶融した後に冷却することによって生じるガラス質の溶融固形物のことです。路盤材やコンクリート用骨材などへの利用が図られています。

## 生活系ごみ

家庭での生活において発生する廃棄物のことで、食べ残しや調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空きかんなどの容器や包装廃棄物、新聞、雑誌などがあります。

## 粗大ごみ

家具、自転車、家電製品などの耐久消費財で比較的大型のごみのことをいいます。

## 《夕行》

## ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びにコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称です。これらの物質は、よく似た分子構造をもち、発生原因や毒性作用も類似しています。廃棄物焼却施設などから、非意図的に発生していますが、実際に環境中や食品中に含まれる量はごく微量なので、通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じません。

## 多量排出事業者

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のことです。「産業物処理法」では、年間 1,000 トン以上の産業廃棄物又は 50 トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者と規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に

関する計画書を策定し、都道府県知事に提出することが義務づけられています。

## 脱炭素社会

二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。

## チップ化

廃木材や剪定枝などの木材系廃棄物を破砕機などで細かく砕き、再生利用や減容化のために小片状にすることです。

## 地域循環圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、このような環が重なり合った地域循環を構築していこうという考え方です。これにより、例えば、都市部で発生した生ごみを農村部で堆肥として利用するといった循環資源の活用推進が期待されます。

## 中間処理

廃棄物を減量化したり、安全かつ安定した状態に変化させることをいいます。減量の方法としては、脱水、破砕、圧縮などがあり、また、安全、安定化の方法としては、焼却、中和、溶融などがあります。

## 直接資源化量

市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再正業者等へ搬入し、資源化された量です。

## 直接搬入量

住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみの量です。

## TEQ (Toxicity Equivalency Quantity)

毒性等量のことです。ダイオキシン類には多くの異性体があり、それぞれ毒性の強さが異なるため、全体としての毒性の強さを表す場合、通常、以下の手順により算出されるTEQ(毒性等量)を用います。

- (1) 異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1としたときの、他の異性体の毒性の強さを相対的に表した換算係数(毒性等価係数:TEF(Toxicity Equivalency Factor))を決めておきます。
- (2) 異性体ごとに、その濃度に毒性等価係数を乗じた値を計算し、全ての異性体についてこの計算値を足し合わせます。

## 低公害車

窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質の排出量が少ない、または全くない自動車のことです。圧縮天然ガス（CNG）自動車、液化天然ガス（LPG）自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、水素自動車、メタノール自動車、太陽電池自動車、燃料電池自動車などがあります。

## デポジット制度

商品を販売するときに、預かり金として一定の金額を販売価格に上乗せして販売し、使用済み製品を返却した際に預かり金が払い戻しされる制度のことです。かんやびんなどの飲料にこの制度が導入されるケースがあります。

## 電子マニフェスト制度

「マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度」は、排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者等に委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、収集・運搬業者名、処分業者名などを記載したマニフェストを交付することにより、産業廃棄物の流れを排出事業者自らが把握・管理するとともに、廃棄物の適正処理を確認するものですが、このような手続きをコンピュータを利用し電子情報を介して行うマニフェスト制度のことをいいます。

## 同族体

化学的性質が互いに類似した一連の有機化合物のことです。例えば、 $C_nH_{(2n+2)}$ という一般式で表される、メタン（ $CH_4$ ）、エタン（ $C_2H_6$ ）、プロパン（ $C_3H_8$ ）などは同族体です。

## 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいい、引火性廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、強酸性廃液、強アルカリ性廃液、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCB、PCB汚染物、廃石綿、特定有害物質を含むばいじん・汚泥など）が定められています。

## 《ナ行》

### ながさき環境県民会議

長崎県における循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、NPO、大学、行政などが、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進していくための会議のことです。ゴミゼロながさき実践計画を策定し、推進していく母体となります。

## 生ごみ処理機

生ごみを、微生物の働きによって分解したり、熱によって乾燥させたりして、減量化や堆肥化の処理を行う機器のことです。

## 熱回収

廃棄物の焼却の際に得られる熱を利用して、温水を作ったり発電を行うことです。リサイクルの一つで、サーマルリサイクルともいわれています。

## 《八行》

## バイオディーゼル燃料

生物由来の油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーのひとつです。

## バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表していて、一般的には「動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く。)」のことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設業から発生する廃材、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料や堆肥としての利用、固形燃料化、エタノール化、メタン発酵などによる燃料や燃焼ガスとしてのエネルギー利用などがあります。

## 排出事業者処理責任

事業活動に伴って発生した廃棄物については、排出者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方のことであり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。

## 排出抑制

製品を長く使用したり、再使用を進めることなどにより、廃棄物の排出そのものを抑制することです。

## ばいじん

焼却により発生する、煙に含まれるすすなどの微粒子のことです。廃棄物の焼却施設では、一般的に集じん施設を設置し捕集しています。

## 破砕

廃棄物を処理する方法の一つです。焼却施設、堆肥化施設や最終処分場などで、大きなごみの処理を効率的に行うために、機械を利用して廃棄物を細かく砕く方法です。

## 発生抑制

ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどにより、ごみになることを事前に抑制することです。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会における施策として、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、そして最後に適正処分という優先順位を定めています。

## 1人1日あたりのごみ排出量

ごみ排出量をごみ収集を行っている区域の人口と年間日数で除した量です。

## P C B (Polychlorinated Biphenyls:ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物

P C B や P C B を含む油又は P C B が塗布されたもの、封入されたものが廃棄物となったものです。特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物として、処理するまでの間、厳重な保管が義務づけられています。平成 13 年に「P C B 廃棄物処理特別措置法」が制定され、令和 8 年度までに処理を終えることとなっています。

## フードバンク活動

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動です。米、パン、めん類、生鮮食品、菓子、飲料、調味料、インスタント食品など様々な食品が取り扱われています。

## 不燃ごみ

ごみの分類の一つで、焼却できない金属、ガラス、陶磁器などの総称です。

## 不法投棄

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷などに廃棄することをいいます。廃棄物処理法では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、罰則が定められています。

## フリーマーケット

不用品などを持ち寄り販売するために、公園や空き地などで開かれる大規模なバザーのことです。

## フロン類

フッ素と炭素の化合物の総称です。化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、エアコンや冷蔵庫などの冷媒をはじめ、断熱材、半導体や精密部品の洗浄剤など様々な用途で使用されてきました。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、他の物質への代替が、可能な分野から進められています。

## 分別収集

家庭などから排出されるごみを、ごみの種類に応じて分類し、収集することです。ごみを効率よく処理するために、「可燃ごみ」「不燃ごみ」に分けて収集することや、かん、びん、古紙、ペットボトルなどを再資源化するために、他のものと分けて収集することをいいます。

## 《マ行》

### マテリアルリサイクル

廃棄物の全部又は一部を処理して、原材料として利用することです。例えば、古紙を水に溶かし、洗浄、脱水するなどして再び古紙パルプにし、紙原料として利用したり、ペットボトルを粉砕するなどして、フレークやペレットにし、様々なプラスチック製品の原料として利用します。

### マニフェスト

産業廃棄物管理票のことです。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者にマニフェストを交付し、処理業者は、処理終了後にその旨を記載したマニフェストの写しを排出事業者に返送することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保できます。

### 無害化

有害な廃棄物を中間処理することで、無害な廃棄物にすることをいいます。廃棄物に含まれている有害物質の種類、性質によって様々な無害化の方法があります。

### 無機性汚泥

汚泥のうち、無機成分を多く含む汚泥のことです。代表的なものとしては、建設汚泥や、水道水をきれいにする過程から発生する汚泥があります。

### 燃え殻

焼却施設の炉内に残った焼却灰のほか、電気業などの事業活動に伴って生ずる石炭がらや灰かすなどを指した廃棄物のことです。



## 《ヤ行》

### 有機物性汚泥

汚泥のうち、有機成分を多く含む汚泥のことです。代表的なものとしては、下水処理に伴って発生する汚泥や、食料品を製造する事業場の排水処理施設から生ずる汚泥などがあります。

## 《ラ行》

### リターナブル容器

ビールびんや一升びんのように、何度も洗って、繰り返し使用される飲料用などの容器のことです。リターナブル容器は、何度も繰り返し使うことで、使い捨て容器よりも環境に与える負荷が少なくなります。

### レアメタル

地球上における存在量が少ないか、技術的・経済的な理由で抽出困難である金属のことです。携帯電話、デジタルカメラやパソコンなど、私たちの生活に欠かせない機器に幅広く使われています。使用しなくなった携帯電話などから、レアメタルを回収することを目的として、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が平成 25 年 4 月に施行されました。

## 第5次長崎県廃棄物処理計画

令和3年3月

発行 長崎県

編集 長崎県県民生活環境部資源循環推進課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話：095-895-2373（直通）

FAX：095-824-4781

E-mail：s16100@pref.nagasaki.lg.jp

